

改正建築物省エネ法・建築基準法の 3年目施行について

令和6年9月5日

国土交通省 住宅局建築指導課

参事官（建築企画担当） 付

1. 周知方策・建築士サポート体制
2. 3年目施行の全体像
3. 各論
 - (1) 建築確認の見直し
 - (2) 構造関係規定の見直し
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等

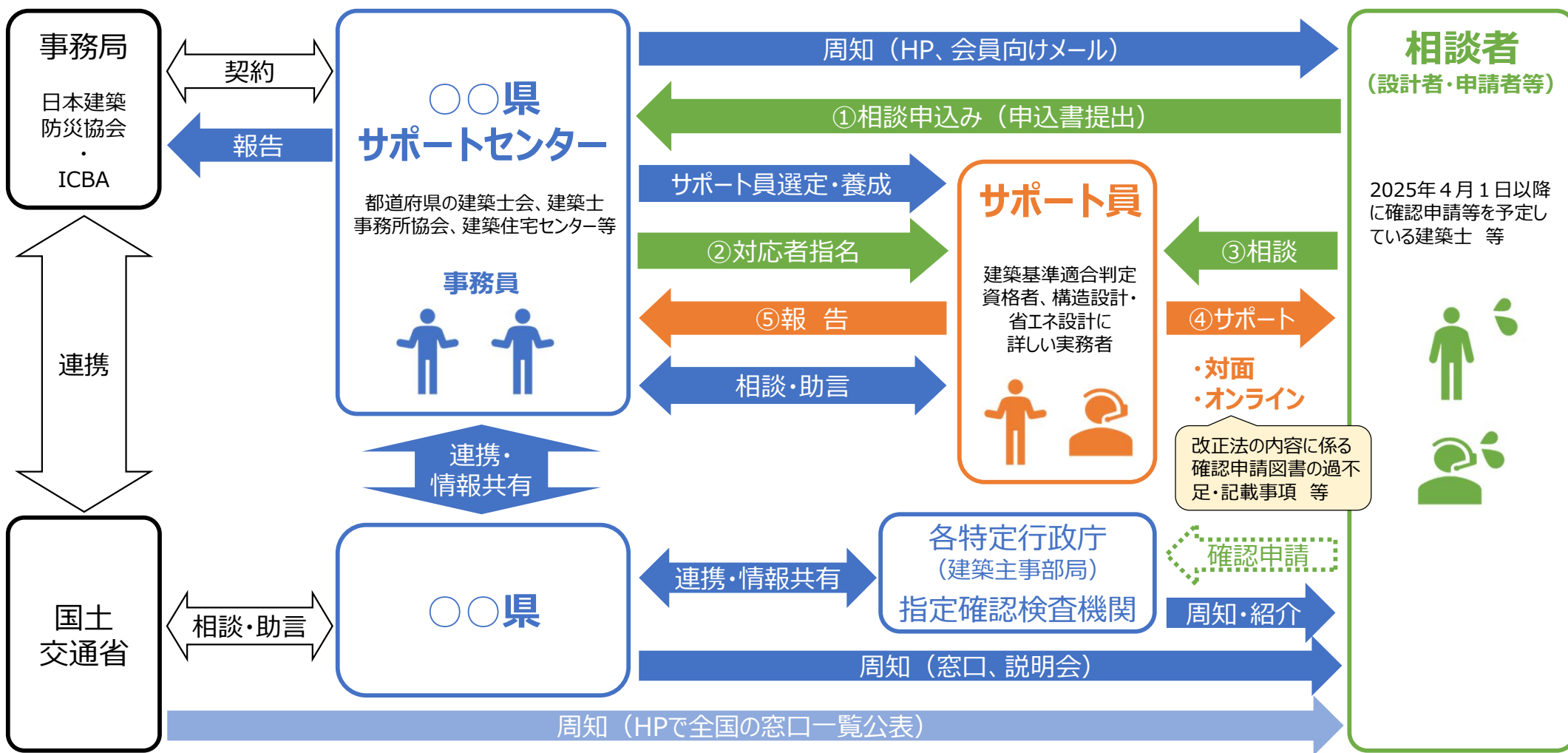
1. 周知方策・建築士サポート体制
2. 3年目施行の全体像
3. 各論
 - (1) 建築確認の見直し
 - (2) 構造関係規定の見直し
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等

＜事業者向け周知方策＞

	目的	対象者	実施回数・時期	備考
① 改正法制度説明会	<ul style="list-style-type: none"> 制度（政省令含む）を中心とした全体像の周知【共通】 	広く関係者 （建築士、審査者、関係事業者等）	【R5】11月 10主要都市×1回 【R6】 動画配信（通年）	オンライン講座としてHPで通年受講可 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定
② 設計等実務講習会	<ul style="list-style-type: none"> 制度（政省令含む）を中心とした全体像の周知【共通】 建築物省エネ法の手続きや仕様基準等の習熟 旧4号に係る手続き、図書、構造基準の習熟 	中小の工務店・建築士 （審査者も可）	【R5】11月～2月 対面：全都道府県×1回 動画：通年配信 【R6】10月中旬～12月予定 対面：全都道府県×1回 （10主要都市は2回） 動画：通年配信	9月上旬に ・DMによる周知 ・プレスリリース ・予約開始 ※テキストはR6版に更新予定 ※動画は秋頃R6版に更新の上、R7以降も継続配信予定
③ 断熱施工実技研修会	<ul style="list-style-type: none"> 断熱施工技術への習熟 	中小の工務店・建築士	【R5】6月～2月 都道府県単位 【R6】8月上旬～1月を予定 都道府県単位	6月下旬 から予約開始
④ 関係団体等による説明会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体（業界団体、特定行政庁、指定機関）等が関係する会員等向けに実施 	関係団体の会員事業者等	【R5】 【R6】7月以降順次の開催を依頼	※各団体の講師養成のための国交省からの講師派遣・テキスト提供を要請に応じて実施
⑤ 改正法に係る各種マニュアル等の送付	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ手続き、4号特例の見直し等に係る申請・審査マニュアル等について、希望者に対して個別資料発送 	業界団体・事業者等	【R5】講習会等時の配布、DMでの個別送付 【R6】HPで随時希望受付	R6版資料の作成（10月頃を予定）後は、送付資料をR6版に切替え
⑥ 各種窓口・イベント等でのチラシ配布	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ適判に必要な制度や評価方法に係る理解を深めること 	広く一般	【R5】DMでの個別送付、各団体を通じた配布 【R6】各種窓口：通年配布、DMの個別送付	

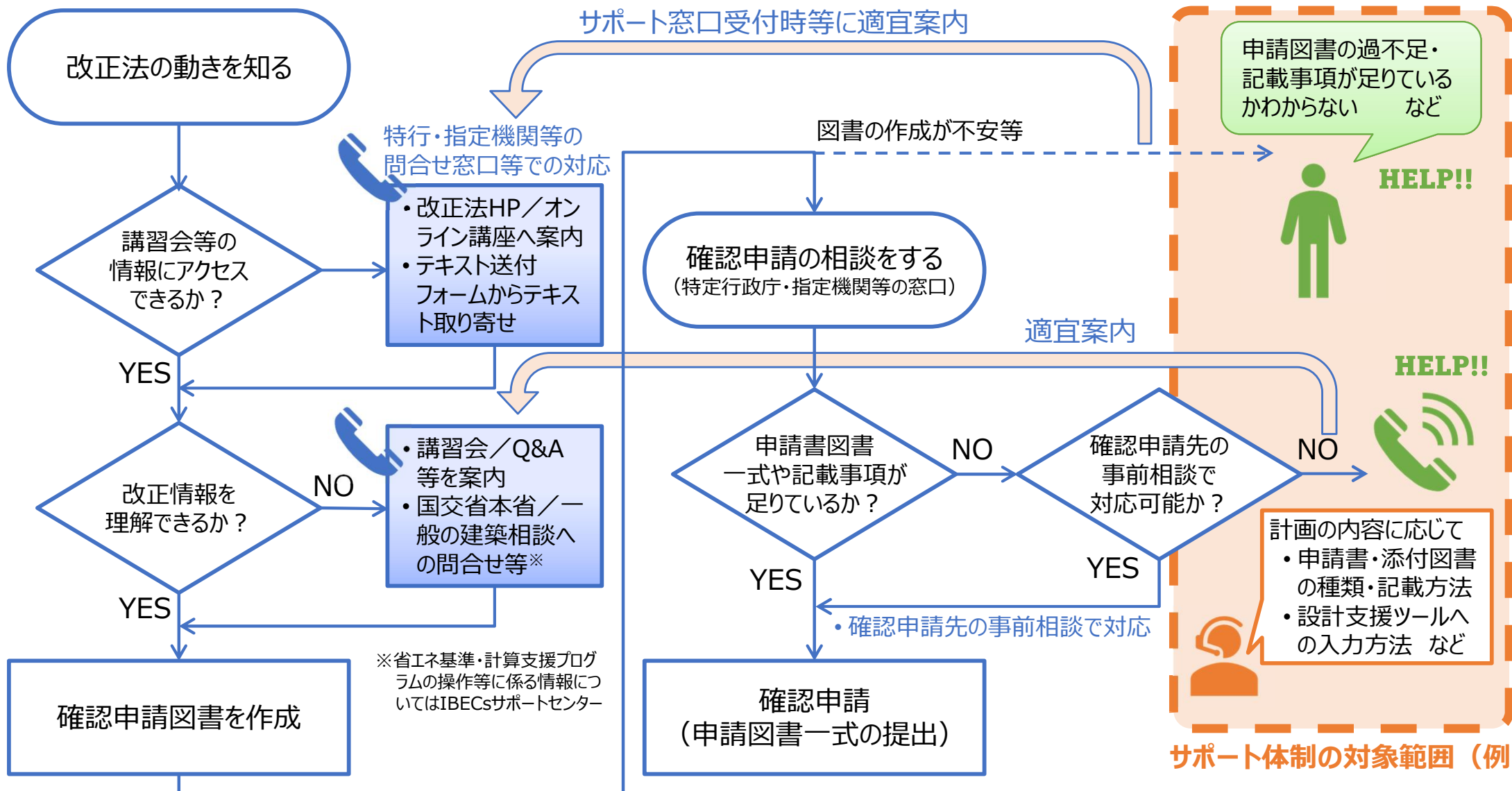
- 改正法の全面施行の際、事前周知活動のみでは十分に情報が行き届かない申請者が一定数生じる可能性を踏まえ、これらの申請者に対し、**申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を全都道府県において構築する。**
- 各都道府県単位でのサポート体制の構築を依頼し、**遅くとも2025年1月からのサポート実施**を目指す。
- 詳細は2025年1月までに順次HP（一般財団法人日本建築防災協会：<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>）に掲載予定。

<サポート体制図（例）>



○ 地域の建築士の習熟状況や、管内の円滑施行に向けた各種取組との役割分担・サポート員の確保状況を踏まえて、サポート対象範囲・内容を決定。

<建築士の取組段階ごとの困りごとと対応策(例)>



1. 周知方策・建築士サポート体制
- 2. 3年目施行の全体像**
3. 各論
 - (1) 建築確認の見直し
 - (2) 構造関係規定の見直し
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等

4号特例の見直し (法6条)

確認・検査対象

建築確認・検査の対象外建築物の縮小 (法6条) 【p.13~】

- ◆ 2階建て木造一戸建て住宅等で図書が増加

軽微な変更の対象の拡大 (規則3条の2) 【p.16~】

- ◆ 仕様規定のみで法適合を確認できるものを対象に、軽微な変更の規定を追加

エレベーターの建築確認等の対象見直し (令146条) 【p.17】

- ◆ 既存の2階建て木造一戸建て住宅等にエレベーターを後付けする場合等に、確認申請・検査の対象外とする。

提出図書

提出図書等の合理化 (規則1条の3) 【p.18~】

- ◆ 必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図等の添付を省略可能とする。

確認申請書等の様式改正 (別記2,3号様式) 【p.25】

- ◆ 確認申請書等に、壁量基準等の経過措置の適用に関する記載欄を追加

審査体制の確保

限定特定行政庁の業務範囲の見直し (令148条) 【p.20~】

- ◆ 確認対象となる建築物の規模や仕様規定で構造安全性を確認できる木造建築物の規模が変更されることを踏まえ、限定特定行政庁の業務範囲を見直す。

確認検査員等の数の見直し (機関省令・指定準則)

- ◆ 改正内容等を踏まえ、指定確認検査機関の指定区分及び確認検査員の必要人数の算定基準値を見直す。

小規模木造建築物に係る基準の見直し (法20条)

壁量基準の見直し (令46条) 【p.37~】

- ◆ 建築物の荷重の実態に応じた必要壁量の算定方法へ見直し
 - ◆ 存在壁量として、耐力壁に加え準耐力壁等を考慮可能化
 - ◆ 高耐力壁を使用可能化
 - ◆ 構造計算による安全性確認の合理化 (壁量計算は不要)
- } (昭和56年告示1100号)

このほか、
 ・階高が3.2mを超える場合の接合部の取扱いを整理 (平成12年告示1460号)
 ・鉛直方向壁量充足率を位置付け (昭和62年告示1899号)

筋かいの対象拡大 (令45条) 【p.46】

- ◆ 木材・鉄筋以外の材料や、K型・多段筋かいなど、筋かいの対象を拡大 (当面の間は大臣認定が必要)

柱の小径の基準の見直し (令43条) 【p.47~】

- ◆ 現行のいわゆる「軽い屋根」「重い屋根」等の区分をなくし、建築物の荷重の実態に応じた柱の小径の算定方法へ見直し (平成12年告示1349号)

基礎の基準の見直し 【p.55】

- ◆ 無筋コンクリート基礎を廃止し、地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする。 (平成12年告示1347号)

階高の高い木造建築物等の 構造安全性の検証法の合理化 (法20条)

木造

簡易な構造計算の対象の木造建築物の規模見直し (法20条1項) 【p.57~】

- ◆ 「高さ13m以下かつ軒高9m以下かつ延べ面積500㎡超」
→ 「・階数3：高さ16m以下、
・階数2以下：高さ16m以下かつ延べ面積300㎡超」

非木造

簡易な構造計算の対象範囲の拡大 【p.60】

- ◆ 現行では高度な構造計算 (ルート2) を要する高さ13m超16m以下等の鉄骨造・アルミニウム合金造の建築物を対象に、簡易な構造計算 (ルート1-3) を創設 (平成19年告示593号・平成14年告示410号)

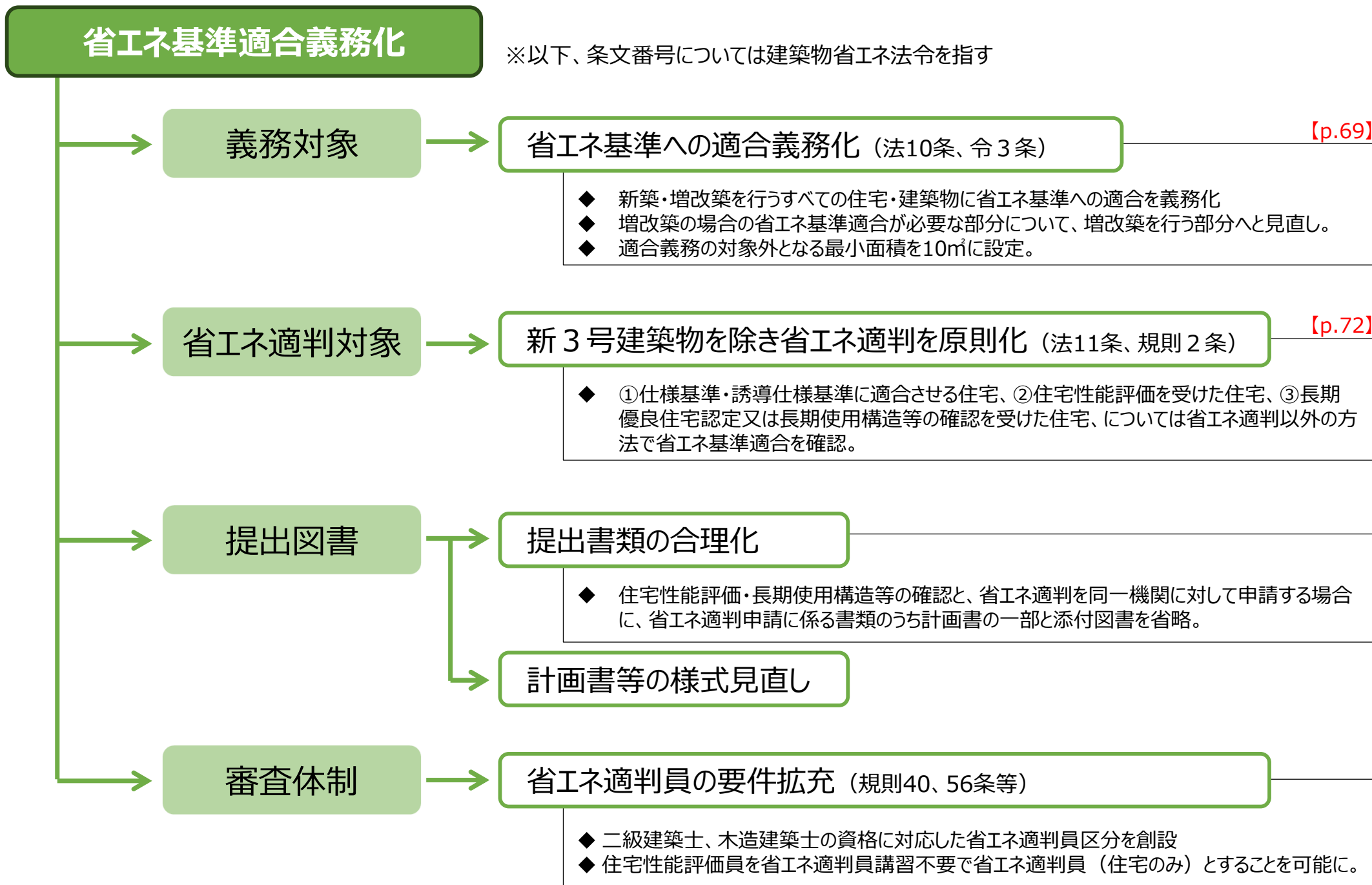
鋼材のボルト接合の適用範囲の拡大 【p.60】

- ◆ 高さ16m以下等の鉄骨造の建築物について、鋼材のボルト接合の適用範囲を拡大 (令和6年告示955号)

体制

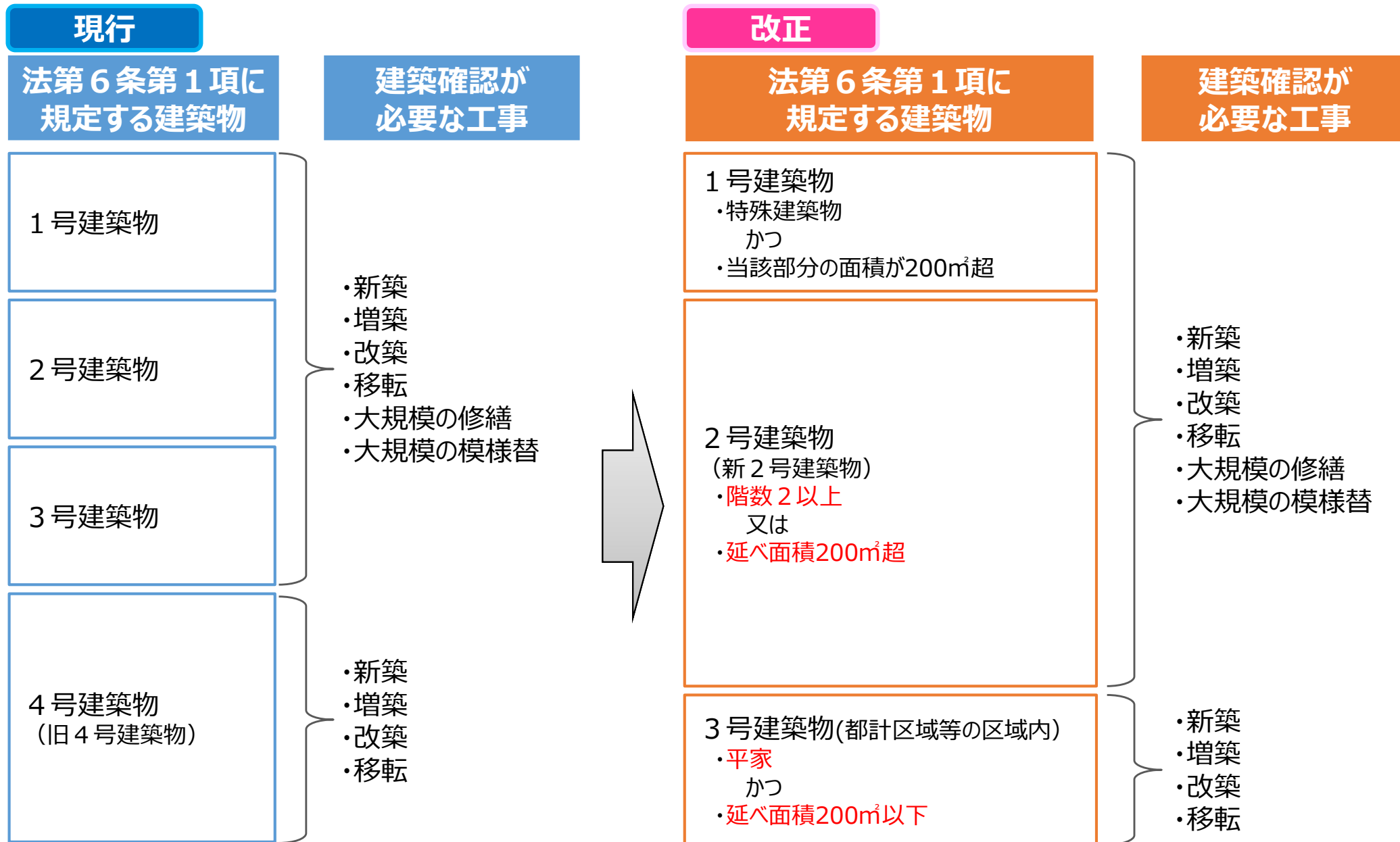
二級建築士等の業務独占範囲の見直し (建築士法3条) 【p.61】

- ◆ 簡易な構造計算の対象となる木造建築物の見直しに伴い、二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合
「高さ13m以下かつ軒高9m以下」
→ 「階数3 (木造建築士は2) 以下かつ高さ16m以下」



1. 周知方策・建築士サポート体制
2. 3年目施行の全体像
- 3. 各論**
 - (1) 建築確認の見直し**
 - (2) 構造関係規定の見直し
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等

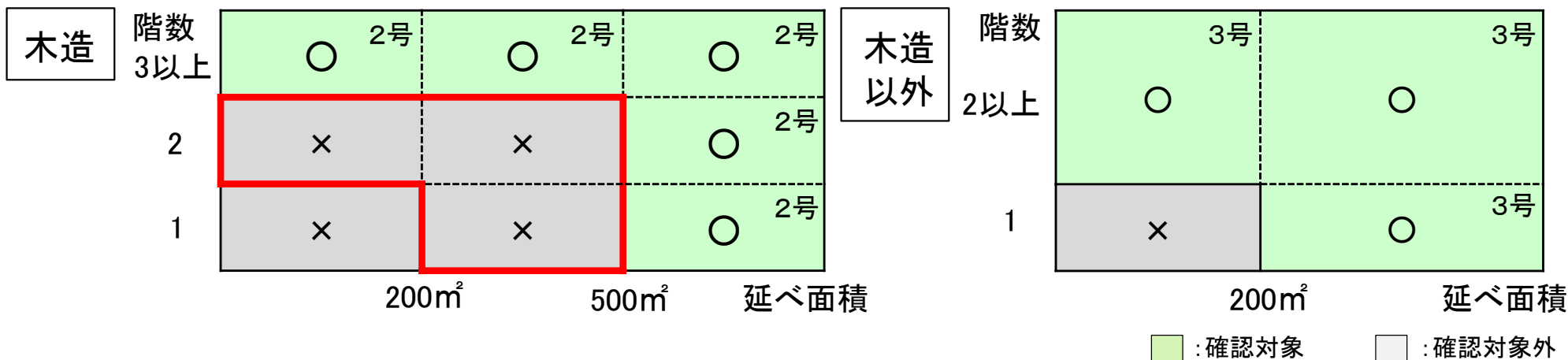
今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となる。



○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

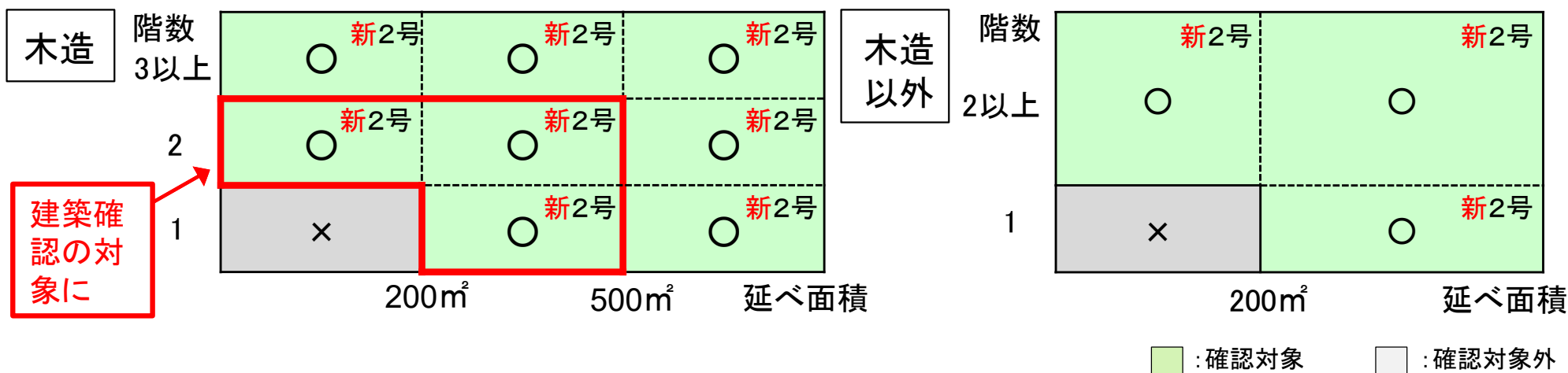
改正前

階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外



改正後

構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に

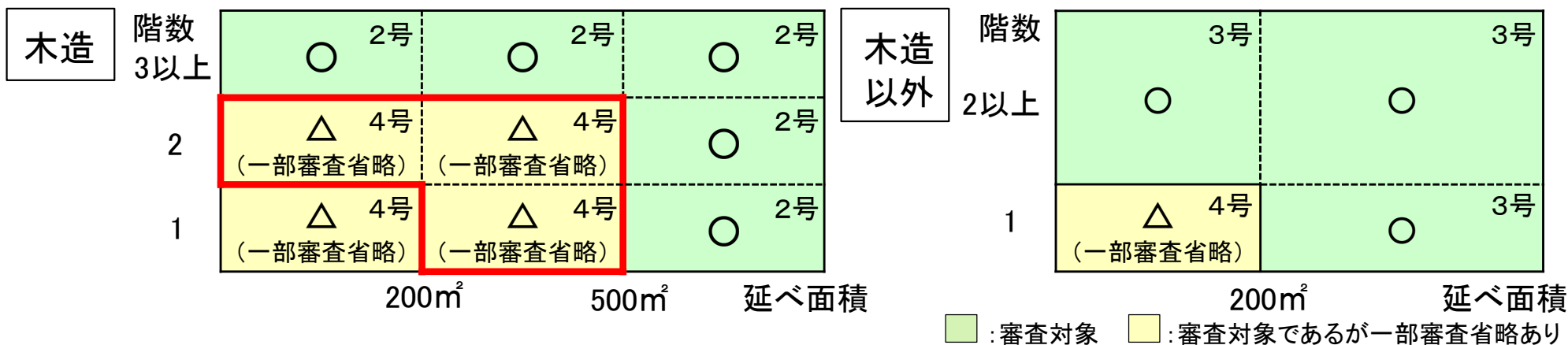


建築確認の対象に

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

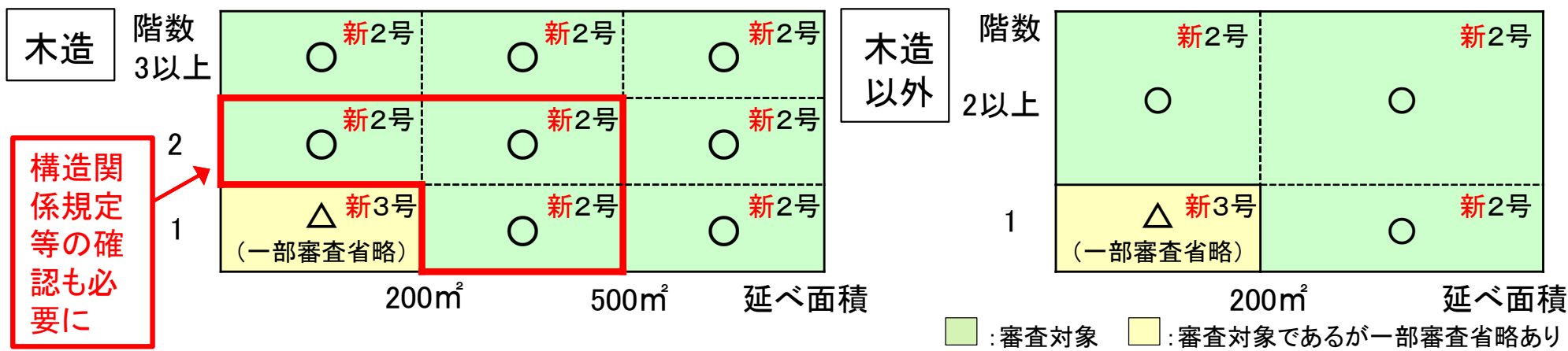
改正前

階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象



改正後

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に(省エネ基準の審査対象も同一の規模)



特定木造建築物（構造計算以外で構造安全性を確認した木造建築物）で、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものについて、以下の①及び②を軽微な変更追加。

- ① 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（異なる建築材料に変更する場合を除く。）
- ② 構造耐力上主要な部分である部材の位置の変更

対象部材	変更内容	備考
特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材	①材料又は構造の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる建築材料に変更する場合は、軽微な変更には該当しない。 ・ ただし、令第46条第3項に基づく火打材や令第46条第4項に基づく壁・筋かいを異なる建築材料に変更する場合は、軽微な変更には該当する。
	②位置の変更	—

「特定木造建築物*」とは？

特定木造建築物に該当するもの	壁量計算により構造安全性を確認した木造建築物 (仕様規定のただし書等に基づく、基礎、柱の小径、木造の継手及び仕口等に関する部分的な構造計算を行うものを含む)
特定木造建築物に該当しないもの	上記以外

* 規則第1条の3第1項第1号イ(2)に新たに規定

軽微な変更の適用事例

柱の材料の変更	すぎの無等級材 ⇔ ヒノキの集成材
耐力壁の位置・量の変更	増減、通りをまたぐ移動
耐力壁の材料の変更	鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板（大壁）
柱・はりの断面寸法の変更	柱の小径105 ⇔ 120
接合金物の材料の変更	Zマークの金物 ⇔ Z同等認定品

※軽微な変更ではなく、計画変更には該当する例は以下のとおり。

- ・ 構造耐力上主要な部分である部材において、木造、鉄骨造、RC造等の構造の種別の変更（例：柱を木造から鉄骨造に変更する場合）
- ・ 壁量計算から許容応力度計算への変更

- 現行では、既存建築物(4号建築物※1を除く。)にエレベーター等の建築設備を設置する場合には、建築確認等の手続きが必要。
- 今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物※2に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物に当該建築設備を後付けする場合等には、新たに建築確認等の手続きが必要となる。
- 申請者の手続きに係る負担の軽減を図るため、「使用頻度が低い等の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないもの」について、建築確認等の手続きを不要とする。

※1 改正前の建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物 ※2 改正後の建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物

現行

【確認等を要する建築設備】

- ①エレベーター及びエスカレーター
- ②小荷物専用昇降機(人が危害を受けるおそれのある事故が発生しないもの(告示委任)を除く。)
- ③特定行政庁が指定する建築設備



ホームエレベーター

(出典: <https://sumai.panasonic.jp/elevator/>)

改正

【確認等を要する建築設備】

- ①エレベーター(使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれがある事故が発生するおそれの少ないもの(告示委任)を除く。)及びエスカレーター
- ②小荷物専用昇降機(人が危害を受けるおそれのある事故が発生しないもの(告示委任)を除く。)
- ③特定行政庁が指定する建築設備

【告示(イメージ)】

- ・籠が住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・法第6条第1項第2号に掲げる建築物(階数が3以上であるもの、延べ面積が500㎡を超えるもの及び高さ16mを超えるものを除く。)に設けるエレベーター

木造・非木造は問わず、一戸建て住宅や小規模事務所等に、ホームエレベーター、段差解消機、いす式階段昇降機等のエレベーターを後付けする場合等には、当該エレベーターの確認申請は不要

改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月1日）において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるものについては、提出図書等の合理化を図る。

改正前

2・3号建築物

- 階数3、500㎡、高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物
- 階数2又は200㎡を超える非木造建築物

4号建築物

(構造関係規定等は審査省略)

改正後

2号建築物

※現行と提出図書は同様

2号建築物

※各階床伏図等の提出を求めない代わりに、必要事項を仕様書に記載する形をとる

3号建築物

(構造関係規定等は審査省略)
※現行と提出図書は同様

階数2以下かつ300～500㎡の木造建築物
(構造計算により構造安全性を確認するもの)

階数2かつ300㎡以下、平家かつ200～300㎡の木造建築物
(仕様規定のみで構造安全性を確認するものに限る)

平家かつ200㎡以下の建築物

旧4号から新2号に移る建築物のうち、仕様規定のみで構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

構造計算により構造安全性を確認するもの

共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図

構造関係 (令3章2節、3節)

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 2面以上の軸組図

仕様規定のみで構造安全性を確認するもの

共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

(添付省略)

構造関係 (令3章2節、3節)

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

仕様表等

現状・改正主旨

- 限定特定行政庁における建築主事等は、①法第6条第1項第4号に規定する建築物（4号建築物）及び②準用工作物のうち小規模なものに係る事務を行うこととされている（令第148条第1項）
- 限定特定行政庁は、上記の建築物又は工作物に係る違反是正の措置命令や道路位置指定等に関する事務を行うこととされている。（令第148条第2項）
- 今般の法改正により、建築確認審査の対象となる建築物の規模や仕様規定（壁量計算等）で構造安全性を確認できる木造建築物の規模が変更される※ことを踏まえ、限定特定行政庁における建築主事等及び限定特定行政庁の業務範囲を見直す。
※構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

改正概要

- 限定特定行政庁における建築主事等の木造建築物に関する事務の範囲を以下のとおりとする。
 - ・新2号建築物（地階を除く階数が3以上、延べ面積が300㎡超又は高さ16m超を除く）
 - ・新3号建築物
- 限定特定行政庁の事務に、上記の建築物に関する①～③の事務を追加する。

	限定特定行政庁の事務に追加する規定	内容	施行予定日
①	法第7条の6第1項第1号、第4項	仮使用認定	R7.4.1
②	法第87条の4	建築設備への準用	
③	法第90条の2	工事中の特殊建築物等に対する措置	

<参考>

①～③の他、法第86条の7の改正を踏まえ、令第137条の12第6項及び第7項が創設されており、限定特定行政庁の事務として④の事務が追加されている。

④	令第137条の12第6項、第7項	大規模修繕等に係る認定(接道規制・道路内建築制限)	R5.9.13公布、R6.4.1施行
---	------------------	---------------------------	--------------------

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

改正前

- 木造
 - ・ 階数が2以下
 - ・ 延べ面積500㎡以下
 - ・ 高さ13m以下／軒の高さ9m以下
- 木造以外
 - ・ 平家
 - ・ 延べ面積200㎡以下



改正後

- 木造
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積300㎡以下
 - ・ 高さ16m以下※1
- 木造以外
 - ・ 平家
 - ・ 面積200㎡以下

仕様規定
(壁量計算
等)の
対象変更※2

変更なし

※1 平家かつ面積200㎡以下のものについては高さ制限なし
 ※2 構造計算が必要な木造建築物の対象変更に伴う変更

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

改正前

対象外



改正後

- 木造
 - ・ 地階を除く階数が2以下
 - ・ 延べ面積300㎡以下
 - ・ 高さ16m以下
- 木造以外 対象外

確認検査の
対象拡大

変更なし

(注1) 新築、改築等について都道府県知事の許可を必要としないものに限り、1号建築物を除きます。
 (注2) 小規模工作物(煙突、高さ10m以下の広告塔、高さ3m以下の擁壁等)の対象については変更はありません。

○建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し等は、施行日（令和7年4月1日）以後に工事に着手するものについて適用されます。

【留意事項】

1. 施行日前後の建築確認・検査の取扱いが変更されます（下図参照）。
2. 建築確認を円滑に進めるため、
 - ・下図④の場合は建築基準関係規定への適合性について
 - ・下図⑩の場合は構造関係規定等への適合性について
 施行日前から建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
3. 下図⑪⑫の場合（防火・準防火地域外の一戸建て住宅を除く）などの消防同意について、施行日前は都市計画区域等の区域内で同意期限が3日以内、都市計画区域等の区域外で消防同意（建築確認）の対象外だったものが、施行日以後は同意期限が7日以内に変更となります。
4. 都道府県及び限定特定行政庁における建築主事の業務範囲が変更となりますので、施行日以後の申請先にはご注意ください。
5. 確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要となるため、施行日前に工事に着手する予定の場合は、時間的余裕をもって建築確認申請を行ってください。
6. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となり、適合の確認ができない場合には、計画変更に係る確認済証や中間検査合格証、検査済証が交付されないため、一定の余裕をもって対応してください。

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 (附則第3条)	構造関係規定等への 適合確認
①		不要	
②		不要	
③		不要	
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への適合確認	留意点
⑤		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑥		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑦		確認：審査しない 検査：検査しない	—
⑧		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑨		確認：審査しない 計画変更：審査しない 検査：検査しない	—
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	⑦、⑨、⑫となるよう調整することが考えられる
⑪		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内
⑫		確認：審査する 検査：検査する	施行日以後に行われる 消防同意については7日以内

確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域外>

	法施行日（令和7年4月1日）	確認申請 （附則第3条）	構造関係規定等への 適合確認
④		着工前に必要	確認：審査する 検査：検査する

【留意事項】

1. 施行日以後に着工するものは建築確認・検査の対象となり、その際、構造関係規定等についても適合を確認する必要があります。
2. 施行日以後の建築確認を円滑に進めるため、施行日前から建築基準関係規定への適合性について、建築主事・指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。

旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い<都市計画区域等の区域内>

	法施行日（令和7年4月1日）	構造関係規定等への 適合確認
⑩		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する

【留意事項】

1. 施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、確認申請の段階から構造関係規定等への適合性について、建築主事及び指定確認検査機関とあらかじめ相談することをご検討ください。
2. 着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等に係る図書の追加提出が必要となるため、構造関係規定等が建築確認・検査の対象外となる施行日前の着工とすることや、建築確認において構造関係規定等への適合性を確認するために建築確認申請を施行日以後に遅らせること等の対応により、申請者等の負担を軽減することが考えられます。

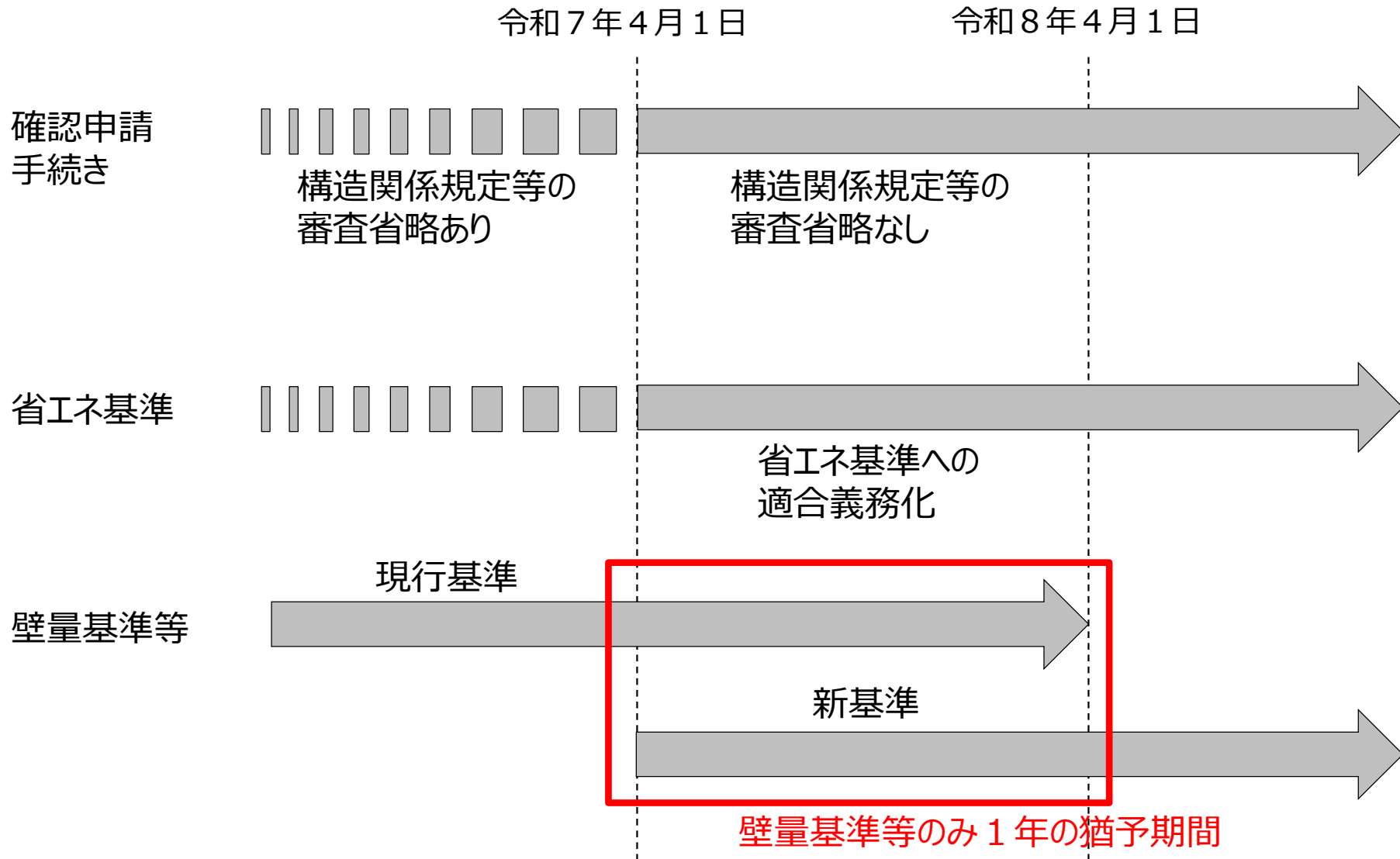
○ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

【留意事項】

1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
2. 改正後の基準によることとするための設計の変更に時間を要すること等により、当該基準により難しいと認められる場合に適用可能です。
(建築確認・検査においては、改正後の基準により難しいと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする)
3. 経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。
経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることとなります。
4. 確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。
(施行日前後の記載方法は下記参照)

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

○ 2階建ての木造一戸建て住宅等に係る壁量基準等については、経過措置として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは、現行の壁量基準等を活用することができるが、審査省略制度（4号特例制度）の見直しや省エネ基準の適合義務化は令和7年4月1日からスタートするため、注意が必要。



1. 屋根の改修

- 屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 屋根ふき材のみの改修

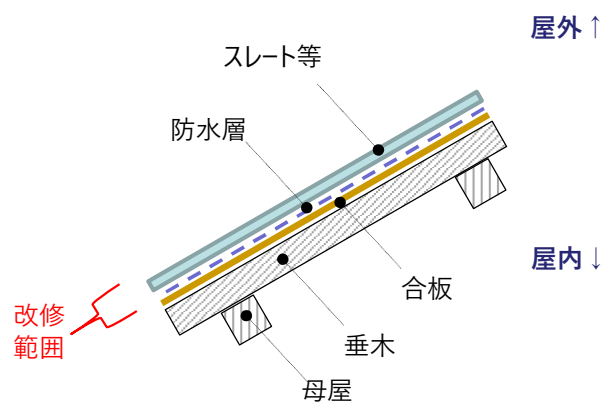


図1 横から見た断面図

② カバー工法による改修

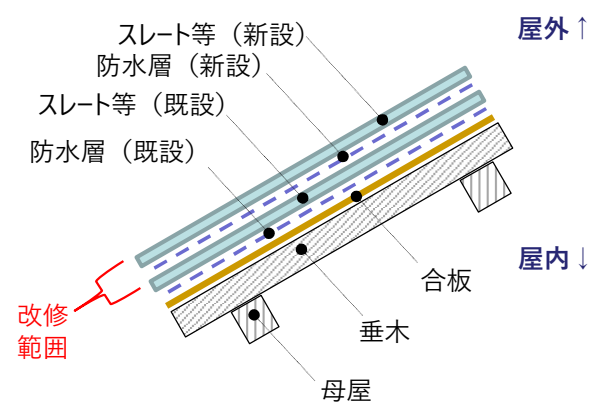


図2 横から見た断面図

< 注意 >

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

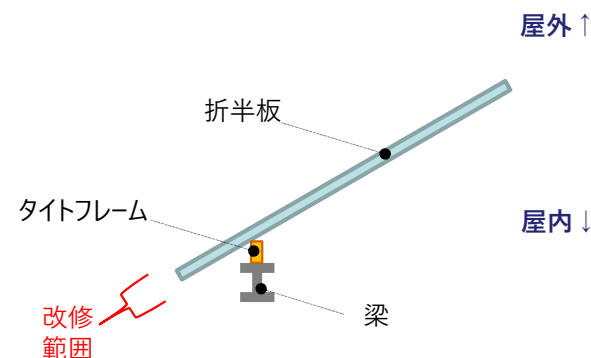


図3 横から見た断面図

2. 外壁の改修

- **外壁の外装材のみの改修等を行う行為**、又は**外壁の内側から断熱改修等を行う行為**は、法第2条第14号に規定する**大規模の修繕**及び同条第15号に規定する**大規模の模様替**には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- ただし、**外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。**
- 既存の外壁に**新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等**を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 外壁の外装材のみの改修等

木造（充填断熱の場合）

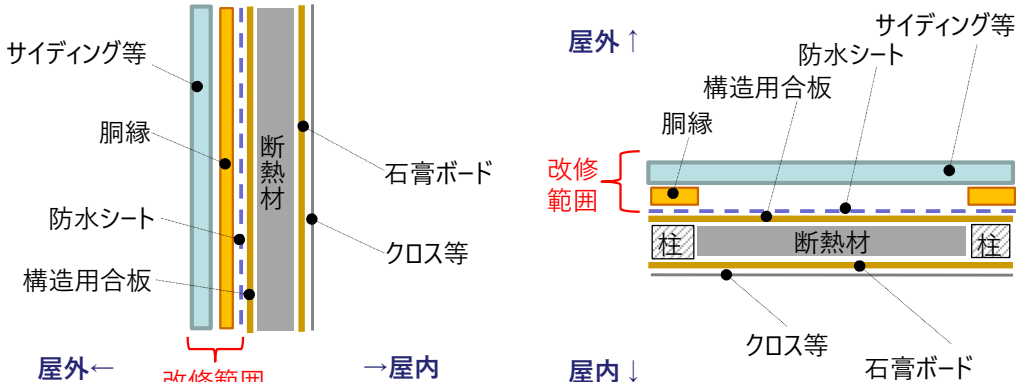


図1-1 横から見た断面図

図1-2 上から見た断面図

鉄骨造（充填断熱の場合）

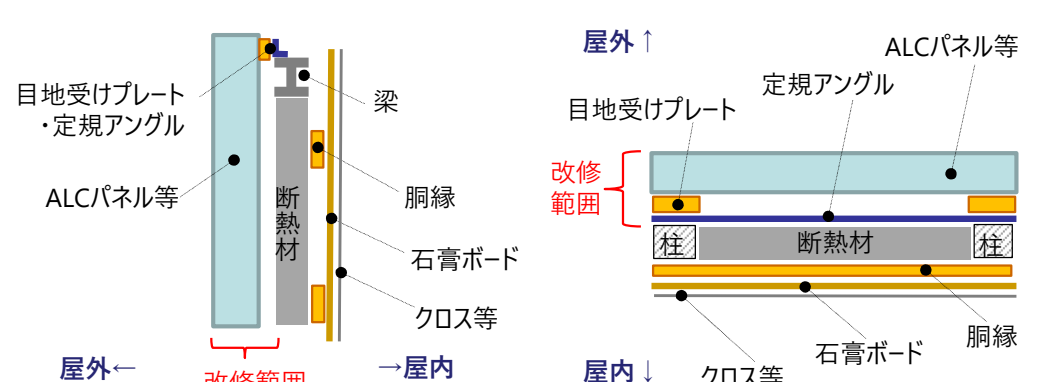


図1-3 横から見た断面図

図1-4 上から見た断面図

RC造（壁式構造・外断熱の場合）

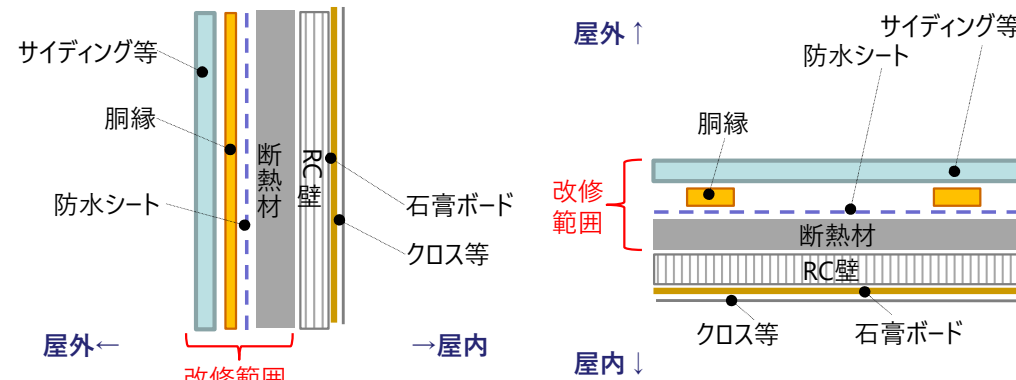


図1-5 横から見た断面図

図1-6 上から見た断面図

<注意>

外装材の改修を行うことで外壁の全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

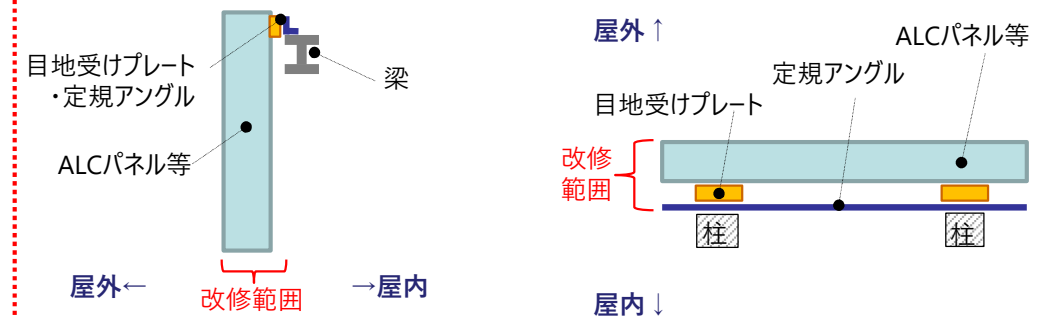


図1-7 横から見た断面図

図1-8 上から見た断面図

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

② 外壁の内側からの断熱改修等

木造(充填断熱の場合)

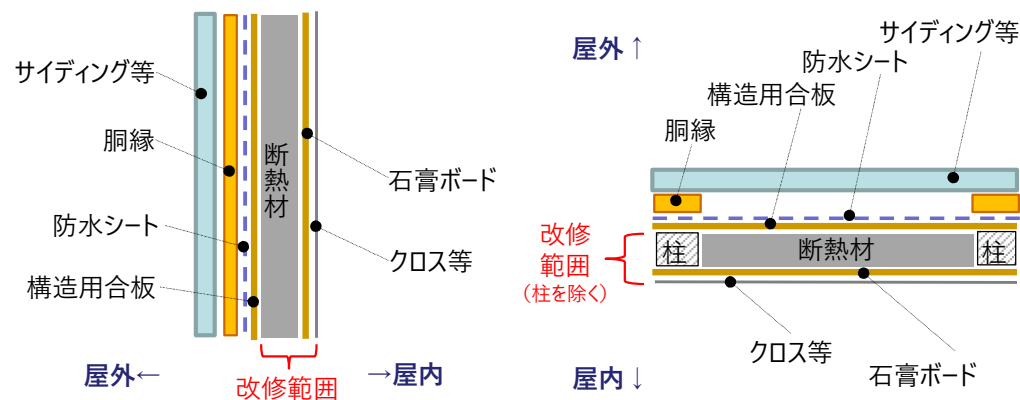


図2-1 横から見た断面図

図2-2 上から見た断面図

鉄骨造(充填断熱の場合)

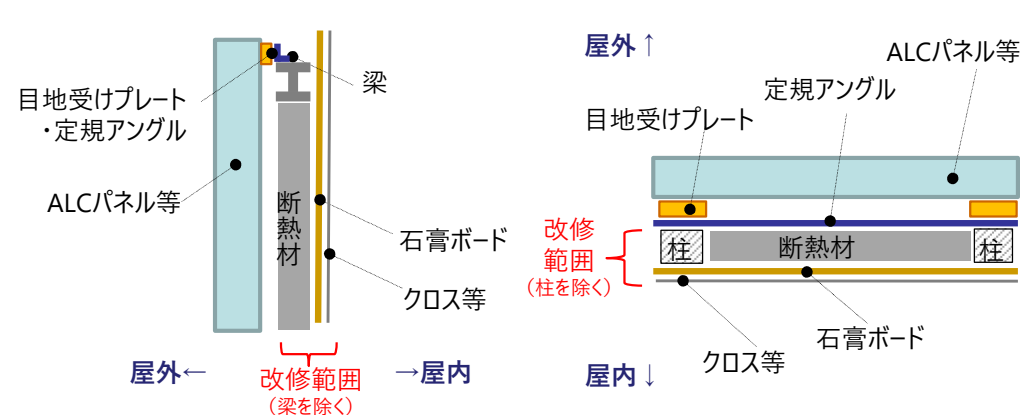


図2-3 横から見た断面図

図2-4 上から見た断面図

RC造(壁式構造・内断熱の場合)

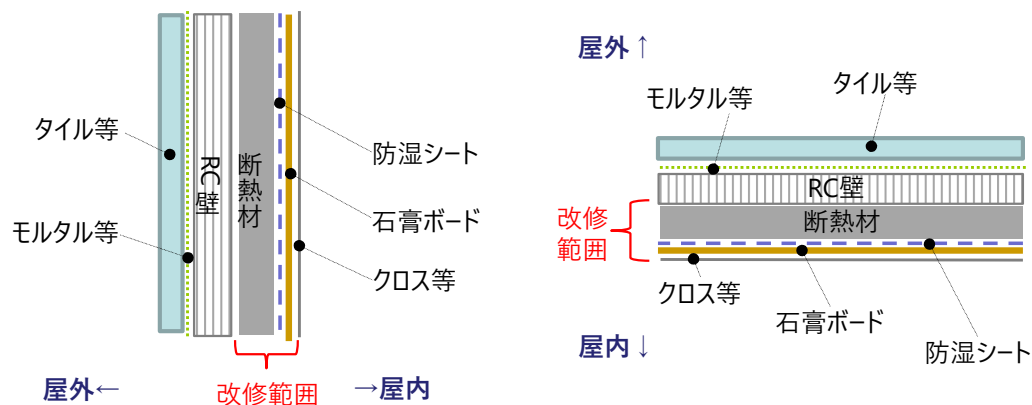


図2-5 横から見た断面図

図2-6 上から見た断面図

1. 床の改修

- 床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 仕上げ材等のみの改修

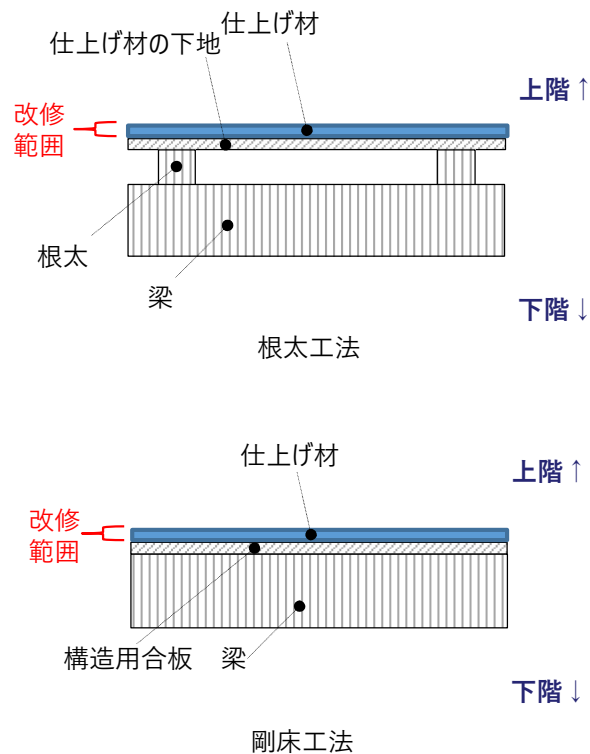


図1 横から見た断面図

② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

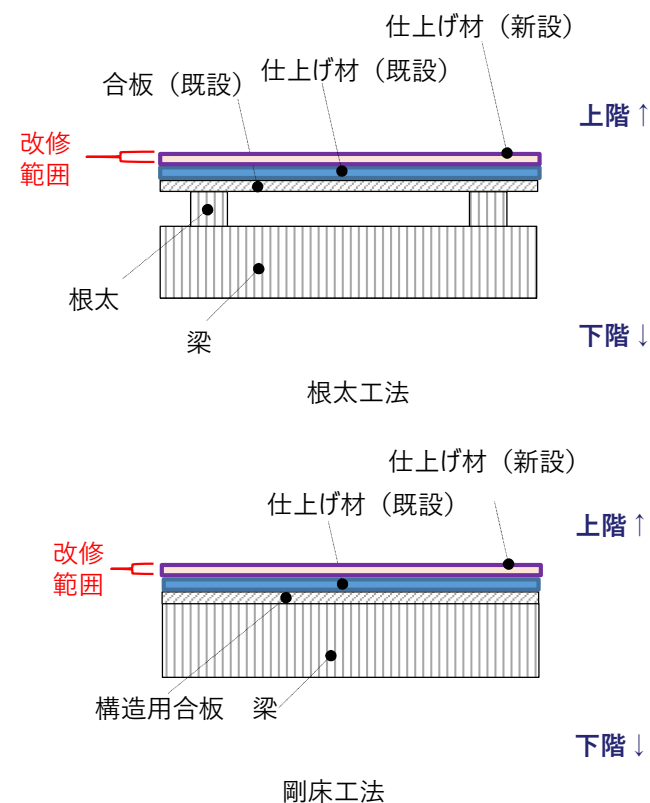


図2 横から見た断面図

1. 階段の改修

- 各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

階段の上り位置の変更を行う場合等に行う過半に至らない段数等の改修を行う行為

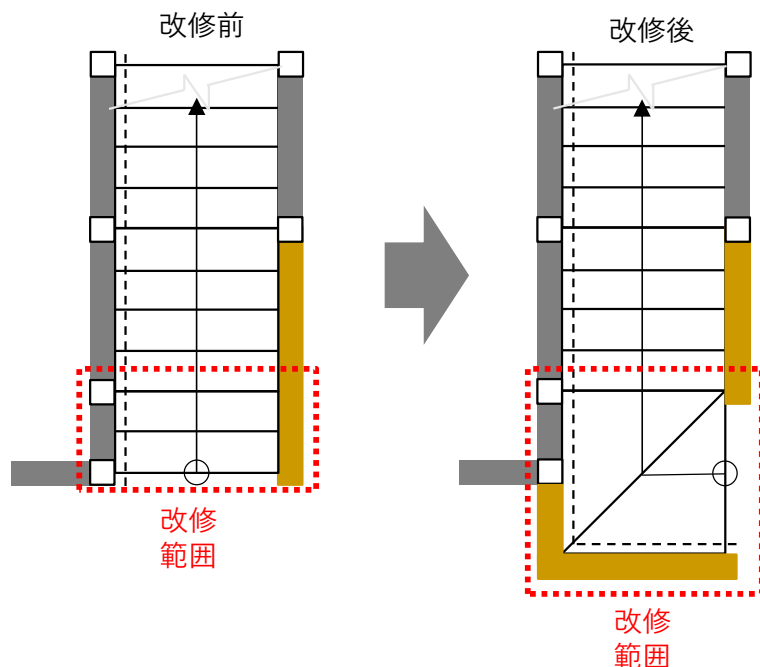


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

既存の踏板に仕上げ材を被せる改修

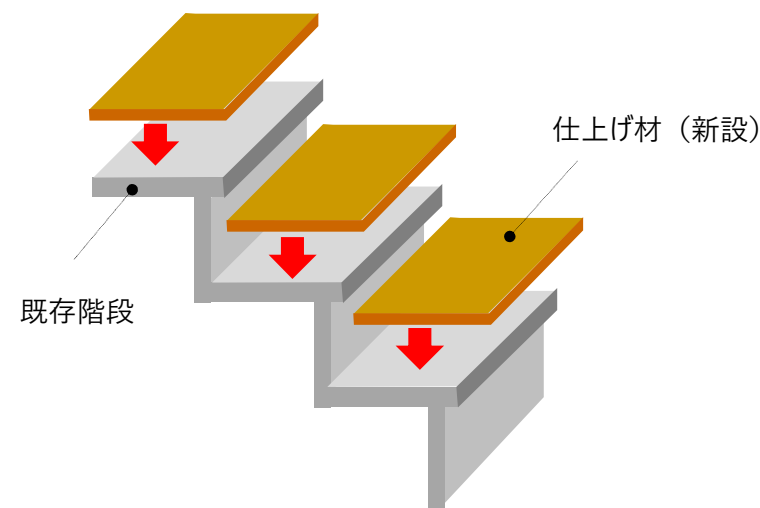


図2 階段改修イメージ

分類	受検側	検査側
----	-----	-----

リモートA	リモートで対応	現場で対応
-------	---------	-------



デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針（令和4年5月9日通知）

リモートB	現場で対応	リモートで対応
-------	-------	---------



デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針（令和6年4月16日通知）

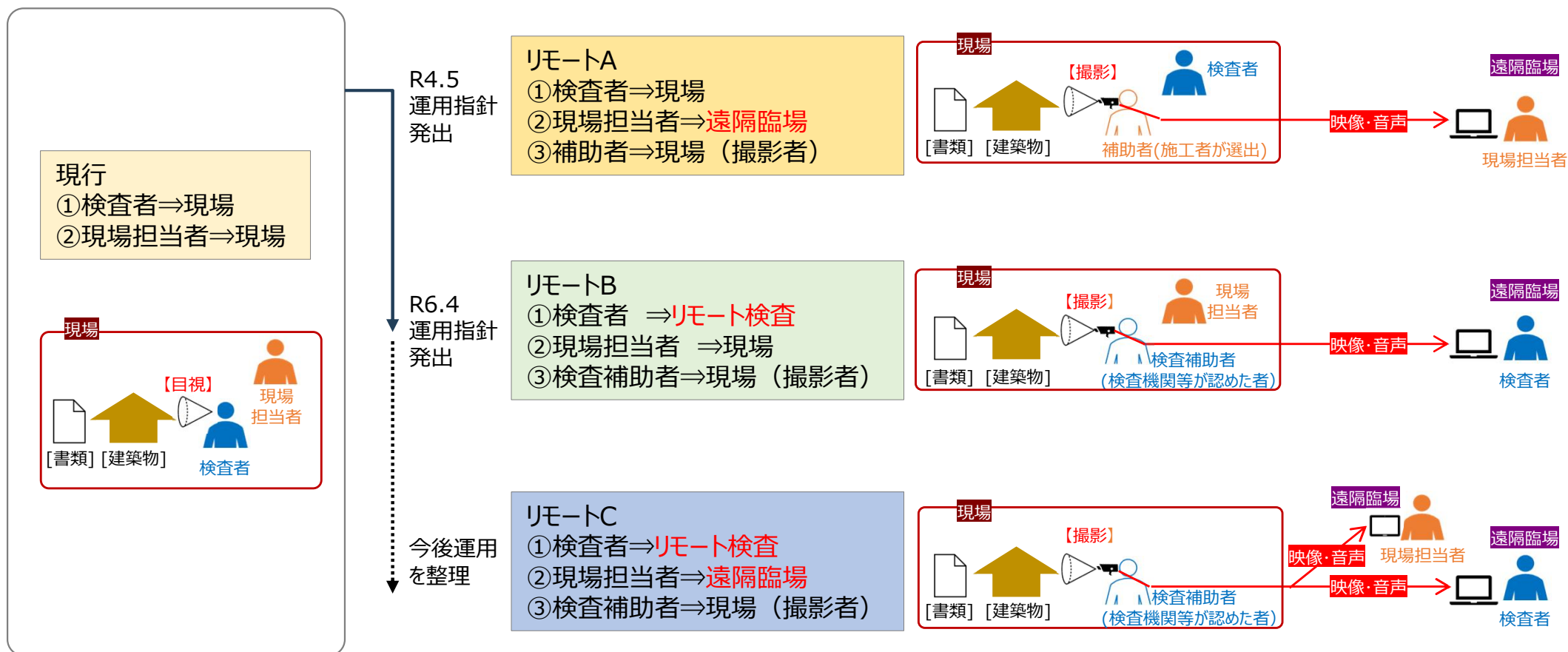
リモートC	リモートで対応	リモートで対応
-------	---------	---------



今後運用を整理

デジタル技術を活用した確認検査員による遠隔検査（リモートB）について、令和6年4月に運用指針を発出。

リモート検査のパターンと運用指針との関係



■ デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針（抜粋）

1. 総則

1.3 適用

- ・ 本指針は、主として戸建住宅及び小規模な共同住宅の新築工事における完了検査等で、検査機関等が検査補助者を現場に配置して行うリモート検査に適用する。
- ・ 検査者は、検査補助者から送信される映像及び音声（検査補助者の管理下において検査対象部位等の撮影又は計測を行う者から送付されるものを含む。）並びに受検者から提出された図書等により検査を行うこととする。

<検査補助者に求められる役割>

① 現場での公正な検査進行の補佐

- ✓ 検査者の指示に基づき検査の進行を現場で補佐
- ✓ 検査機関等が認めた者が現場にいて、不正抑止の役割も期待

② 検査対象部位等の映像の送信

- ✓ いわば検査者の“目”としての役割
- ✓ 検査補助者の管理下であれば、現場担当者等による撮影も可

③ 測定・動作などの検査行為の補佐

- ✓ 目視以外の、計測・動作確認等は、現場担当者等の協力のもと実施



<検査補助者の要件>

「完了検査等に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができる者として検査機関等が認めた者」

- ✓ 特定の資格等を求めるものではない。
- ✓ 「確認検査員」や指定確認検査機関指定準則における「補助員」である必要はない。
- ✓ “一定の知識”とは、指針で一律に定めるものではないが検査の対象部位等、検査で用いる機器等、現場の安全対策等に係る知識等、マニュアル化が望ましい。
- ✓ “公正かつ客観的に”とは以下のいずれにも該当。（検査機関等との雇用関係や業種は問わないが、守秘義務を前提。）
 - 1) 受検者に便宜を図るような立場にない
 - 2) 検査機関等の職員又は委託契約等により、検査補助業務について、善管注意義務を負う
- ✓ 建築主事等においては、検査対象建築物が存する地域の出先機関等の職員などが考えられる。

1. 周知方策・建築士サポート体制
2. 3年目施行の全体像
- 3. 各論**
 - (1) 建築確認の見直し
 - (2) 構造関係規定の見直し**
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等

現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。
一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置を設ける。)

壁量基準の見直し(令第46条)

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
現行:「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
⇒ 見直し: **建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定**
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、**腰壁、垂れ壁等を考慮可能**
- 高耐力壁を使用可能化
現行: 壁倍率は5倍以下まで
⇒ 見直し: **壁倍率は7倍以下まで**
- 構造計算による安全性確認の合理化
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要
⇒ 見直し: 構造計算(昭和56年告示1100号5号)による場合は**壁量計算は不要**

柱の小径の基準の見直し(令第43条)

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定
⇒ 見直し: **建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、**
 - ・ **柱の小径を算定**又は、
 - ・ **小径別の柱の負担可能な床面積を算定**

設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元※を入力すれば、**必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備**

※諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等

(技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づけ)

- 建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要壁量を算定** (いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる**試算例(早見表)を整備**
- 諸元を入力することで、**必要壁量を容易に算定**できる**表計算ツールを整備**
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

<算定式(床面積あたりの必要な壁量)>

$$L_w = (A_i \cdot C_0 \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_{f_i})$$

L_w : 床面積あたりの必要な壁量 (cm/m²)

A_i : 層せん断力分布係数

$$A_i = 1 + \{ (1/\sqrt{\alpha_i}) - \alpha_i \} \times 2T / (1+3T)$$

固有周期 $T = 0.03h$ (秒)

α_i : 建築物の A_i を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

h : 建築物の高さ (m)

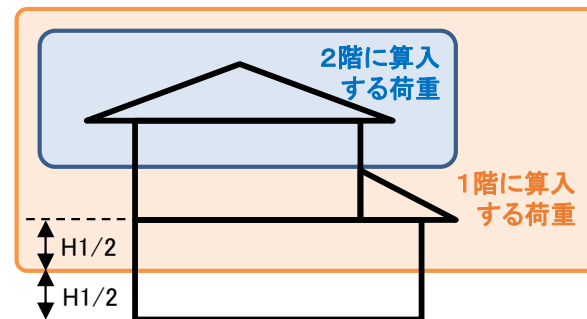
C_0 : 標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

$\sum w_i$: 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)

A_{f_i} : 当該階の床面積 (m²)

<荷重(Wi)算定のイメージ>



$$(W2-2) = (G1 + D1 + D2) \times Af2 + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af2$$

$$(W2-1) = (Af1 - Af2) \times (G1 + D1 + D2) + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af1 + (G4 + P1) \times Af2 + (W2-2)$$

<算入する荷重>

Af1: 1階面積 (m ²)	D1: 天井(屋根)断熱材荷重 (kN/m ²)
Af2: 2階面積 (m ²)	D2: 太陽光発電設備等荷重 (kN/m ²)
G1: 屋根荷重 (kN/m ²)	D3: 外壁断熱材荷重 (kN/m ²)
G2: 外壁荷重 (kN/m ²)	D4: 高断熱窓荷重 (kN/m ²)
G3: 内壁荷重 (kN/m ²)	
G4: 床荷重 (kN/m ²)	W2-1: 2階建の1階の荷重 (kN)
P1: 積載荷重 (kN/m ²)	W2-2: 2階建の2階の荷重 (kN)

※在来軸組構法の場合

<床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表) HP掲載イメージ>

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No. 1~21

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
	0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100	100/100超え
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	20/100未満 	40/100未満 	60/100未満 	80/100未満 	100/100未満 	100/100 	100/100超え 120/100以下

該当する条件の
PDFアイコンをクリック

階の床面積に乗する数値(単位 cm/m²)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗する数値 (cm/m ²)			柱の必要小径 d _o (mm)					
		令第46条第4項			令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋		1階		2階	
屋根の仕様	外壁の仕様		平屋	1階	2階	d _o /l*	d _o (mm) 以上	d _o /l*	d _o (mm) 以上	d _o /l*
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根(ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

*柱の必要小径 d_o / 梁架材間距離 L

<表計算ツール(入力例)>

(2階建て住宅用)

1. 階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m²)

—— 緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等	
2階階高 (m)	2.86	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離	
1階階高 (m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離	
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)	
2階床面積(m ²)	50	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)	
1階床面積(m ²)	50	(ここでは小屋裏面積は含めなくともよい。)	
屋根の仕様	瓦屋根 (ふき土無)	プルダウン選択	
外壁の仕様	サイディング	プルダウン選択	
太陽光発電設備等(N/m ²)	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をプルダウン選択し、右欄(緑)にその重量を入力する。	下記への入力は不要です。
			設備等の重量 (kg)
天井断熱材(N/m ²)	100 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。
			密度(kg/m ³)
外壁断熱材(N/m ²)	70 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をプルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。	下記への入力は不要です。
			密度(kg/m ³)

←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択
←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

実際に設置する機器重量が決定している場合には、直接入力も可能。

断熱材については、天井・外壁それぞれ直接入力も可能。(天井:1種類 外壁:2種類)

出力結果	【階の床面積に乗ずる数値】(方法①)	1階	2階
		46	28

—— 階の床面積に乗ずる数値が算出されます。

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

○ 準耐力壁等については、基本的に、**存在壁量に「算入できる」ものとして取り扱う**

※必要壁量の1/2を超えて準耐力壁等を壁量に算入する場合は、柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことを確認する必要

○ **準耐力壁等の壁量が少なく、かつ準耐力壁等の壁倍率が小さい場合は、壁配置のバランスの確認(四分割法)、柱頭・柱脚の接合方法の確認(N値計算法等)において準耐力壁等の影響は考慮しない**

【準耐力壁等の存在壁量への算入】

準耐力壁等の壁量	壁量に算入しない場合	壁量に算入する場合	
		必要壁量の <u>1/2以下</u> (注1)	必要壁量の <u>1/2超</u> (注1)
存在壁量の算定		準耐力壁等を 算入できる	準耐力壁等を 算入できる ※柱の折損等の脆性的な破壊の生じないことが確認された場合(注3)に限る。
四分割法	耐力壁のみで検証	耐力壁のみで検証 (準耐力壁等は算入せずに検証)	準耐力壁等を含めて検証 ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象
柱頭・柱脚の接合部		耐力壁のみで検証 (準耐力壁等は壁倍率0として検証) ※存在壁量に算入した準耐力壁等のうち、壁倍率1.5倍超(注2)のものは当該準耐力壁等の壁倍率で検証	準耐力壁等を含めて検証 ※存在壁量に算入した準耐力壁等が対象 (準耐力壁等の壁倍率1.5倍以下も対象)

(注1) 準耐力壁等と必要壁量の比較は、各階、各方向別に行う。いずれかで必要壁量の1/2を超える場合には、各階、各方向ともに1/2を超えるものとして検証。

(注2) 複数の準耐力壁等を併用する場合は壁倍率の合計で判断。

耐力壁と準耐力壁等を併用する場合は準耐力壁等の壁倍率で判断(準耐力壁等の壁倍率1.5倍超:耐力壁と準耐力壁等の壁倍率の合計、1.5倍以下:耐力壁のみの壁倍率)で検証。

(注3) 第三者機関での試験等の結果を踏まえて検証することを想定しており、具体的な検証方法は今後解説等で示す予定。

○ 準耐力壁等(腰壁・垂れ壁を含む)の仕様・倍率については、品確法※と同様に規定

※日本住宅性能表示基準・評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号 第5 1-1(3)ホ①表1)

<準耐力壁等の仕様・倍率>

	準耐力壁	垂れ壁・腰壁
	<p>面材の幅: 90cm以上 面材の高さ: (一続きの材の長さ) 横架材間内法寸法の80%以上 木ずりの高さ: 36cm以上</p>	<p>耐力壁・腰壁の高さ: 36cm以上 面材の幅: 90cm以上かつ2m以下 木ずりの高さ: 36cm以上</p>
材料	面材・木ずり等	面材・木ずり等
くぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち	柱・間柱のみにくぎ打ち
幅	90cm以上	90cm以上かつ2m以下 ^{注)}
高さ	横架材間内法寸法の80%以上 ^{注)}	36cm以上 ^{注)}
その他	—	両側に耐力壁または準耐力壁があること
壁倍率	$\text{面材の準耐力壁等の壁倍率} = \frac{\text{材料の基準倍率}^{\ast}}{\text{面材の高さの合計}} \times 0.6 \times \text{横架材間内法寸法}$	
	$\text{木ずりの準耐力壁等の壁倍率} = 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$	

※基準倍率は次ページ参照

注) 複数の面材・木ずり等を使用する場合は、同じ材料で一続きとなっている場合に限る。

<準耐力壁等の壁倍率の求め方(例)>

面材(構造用合板)の場合

横架材間内法寸法 260cm
面材高さの合計 210cm

$$= \frac{\text{材料の基準倍率}^*}{1} \times 0.6 \times \frac{\text{面材の高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= \frac{2.5}{1} \times 0.6 \times \frac{210\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$\div 1.2 \text{ 倍}$$

規定する準耐力壁等の壁倍率(片面)は1.5倍(=2.5倍×0.6)以下となる。

木ずりの場合

横架材間内法寸法 260cm
垂れ壁高さ 40cm
腰壁高さ 90cm

※両側に耐力壁または準耐力壁が必要

$$= 0.5 \times \frac{\text{木ずりの高さの合計}}{\text{横架材間内法寸法}}$$

$$= 0.5 \times \frac{40\text{cm} + 90\text{cm}}{260\text{cm}}$$

$$= 0.25 \text{ 倍}$$

※材料の基準倍率

材料	最低厚さ	くぎ	くぎの間隔	基準倍率
構造用合板、構造用パネル	5mm	N50	15cm以下	2.5
パーティクルボード	12mm			
構造用パーティクルボード、構造用MDF	9mm			
石こうボード(屋内壁)	12mm	GNF40又はGNC40		0.9

(参考)耐力壁の例

軸組種類:大壁
材料:合板(9mm)
くぎ:N50
くぎの間隔:15cm以下
→ 壁倍率 2.5

・柱、横架材、継目受材と横架材にくぎ打ち

(昭和56年建設省告示第1100号 関係)

- ① 筋かいを入れた軸組の高さが3.2mを超える場合には、通常の壁倍率に低減係数 α_h を乗じる
- ② 柱頭・柱脚の接合方法の確認(N値計算法等)において、告示(改正後の平成12年告示1460号第二号イ)の仕様による場合、階高は3.2m以下に限られる

① 筋かいの壁倍率の低減係数

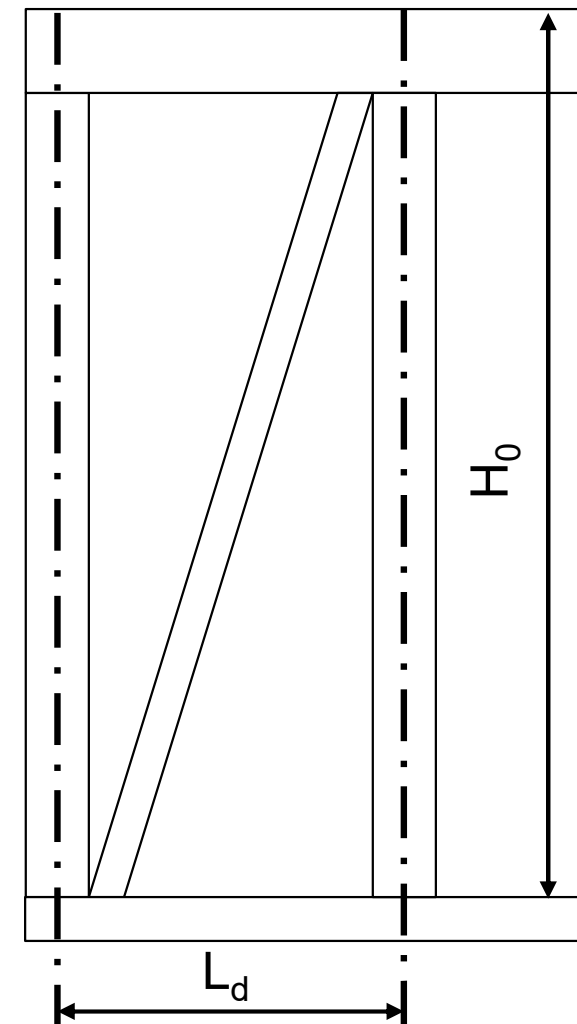
$$\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_0 \quad (1.0\text{を超える場合には}1.0)$$

L_d : 筋かいを入れた軸組の柱間の距離 (mm)
 H_0 : 横架材の上端の相互間の垂直距離 (mm)

※ 四分割法、N値計算法等においても、低減後の壁倍率を用いて算定する

② 柱頭・柱脚の接合方法の確認

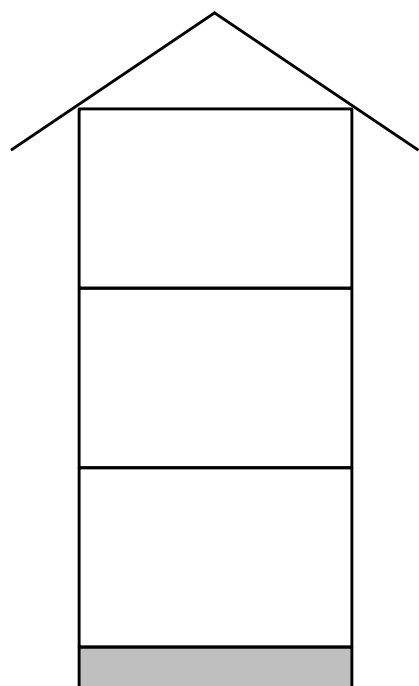
階高	N値計算法	告示の仕様
3.2m以下	○	○
3.2m超	○	×



○ 3階建て高さ13m超16m以下の木造建築物を対象に、これまで許容応力度等計算において検証を行っていた剛性率規定に代わるものとして、鉛直方向の壁量充足率の確認を規定。

※ただし、令第46条第2項第一号イの規定（いわゆる2項ルート）に適合する場合、令第82条の6第二号イの規定（剛性率規定）に適合する場合は適用を除外。

<鉛直方向壁量充足率比の試算イメージ>



階数	①必要壁量※ (cm/m ²)	②存在壁量 (cm/m ²)	③壁量充足率 (②/①)	④壁量充足率比 (③/AVE③)	⑤判定 (④≥0.6)
3階	24	40	1.67	1.37	OK
2階	39	40	1.00	0.82	OK
1階	50	50	1.00	0.82	OK

※ 各階の地震力について、当該階の床面積及び壁の耐力(1.96kN/m)で除すことで算出

【住宅性能表示制度】

- 建築基準法関係告示等の改正を踏まえ、2階以下の木造建築物に適用される壁量基準の見直しを行う。
- 実荷重に応じて必要壁量の算定を行い、等級2以上の適合判定にあたっては、等級に応じた倍率（等級2=1.25倍、等級3=1.5倍）を乗じて必要壁量を算定することとする。

【長期優良住宅認定制度】

- 長期優良住宅に求められる省エネ性能をZEH水準に上げたことに伴い、ZEH水準の重量化した建物に対応した耐震性能を確保するため、壁量計算により耐震性を確認する場合には、暫定的に耐震等級3を求めていたところ。（構造計算による場合は耐震等級2以上。）
- 住宅性能表示制度における基準の見直しを踏まえ、壁量計算による場合であっても等級2以上で認定可能となるよう見直しを行う。

主な改正事項

① 住宅性能表示制度における評価方法基準の見直し

建築基準法関係告示等の見直しを踏まえ、以下の見直しを行う。

【壁量基準の適用範囲の見直し】

- 壁量基準の適用可能範囲について、【延べ面積500㎡以下かつ高さ13m・軒高9m以下かつ階数2以下】から【延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下かつ階数2以下】へ見直し。

【壁量基準に関する見直し】

- 以下の算定式により、荷重の実態に応じた必要壁量を算定することを規定。等級2以上の適合判定にあたっては、等級に応じた倍率（等級2=1.25倍、等級3=1.5倍）を乗じて必要壁量を算定することとする。

※建築基準法と同様に、現行の必要壁量表は廃止。地震地域係数Zについては、現行の評価方法基準と同様の取扱いとする。

※その他準耐力壁等の扱いについても、改正後の建築基準法の規定と同様の扱いとする。

<算定式（床面積あたりに必要な壁量）>

$$L_w = (Z \cdot A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{f_i})$$

L_w : 当該階の床面積あたりの必要壁量 [cm/m²]

Z : 地震地域係数 0.7~1.0

A_i : 層せん断力分布係数

$$A_i = 1 + \{ (1/\sqrt{\alpha_i}) - \alpha_i \} \times 2T / (1 + 3T)$$

固有周期T=0.03h [秒]

α_i : 建築物のA_iを算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

h : 建築物の高さ [m]

C_o : 標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

Σw_i : 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和（積雪荷重を含む） [kN]

A_{f_i} : 当該階の面積 [m²]

【注】赤字部分は建築基準法における算定式と異なる箇所

② 長期優良住宅認定制度における認定基準の見直し

- 壁量計算より耐震性を確認する場合も長期優良住宅に求める耐震等級は2以上とする。（暫定的な措置は廃止）

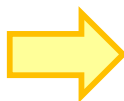
③ 経過措置

- 建築基準法令において1年間の経過措置を設けられることから、住宅性能表示制度及び長期優良住宅認定制度においても同様の措置を講じることとする。

- ① 現行において認められている木材や鉄筋と同等以上の強度を有する材料として告示で定める材料や国土交通大臣の認定を受けた材料の使用を新たに認める(告示は未制定)
- ② 筋かいの端部について、少なくともいずれか一方を柱と横架材との仕口に緊結すれば足りることとする(もう一方については、柱等に緊結することが必要)

① 筋かいの材料 (現行)

- 引張力を負担する筋かい(第1項)
 - ・厚さ1.5cm以上幅9cm以上の木材
 - ・径9mm以上の鉄筋
- 圧縮力を負担する筋かい(第2項)
 - ・厚さ3cm以上幅9cm以上の木材



加えて、「同等以上の耐力を有する材料(告示仕様・大臣認定)」を使用可能とする

※当面の間は大臣認定の取得により使用可能

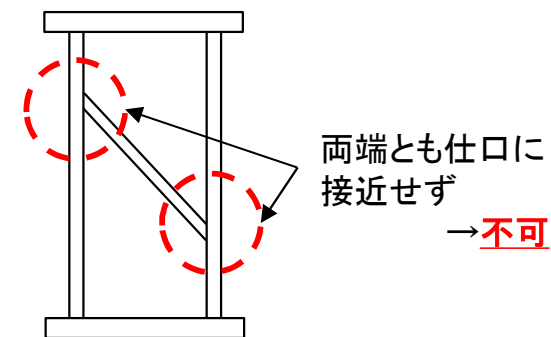
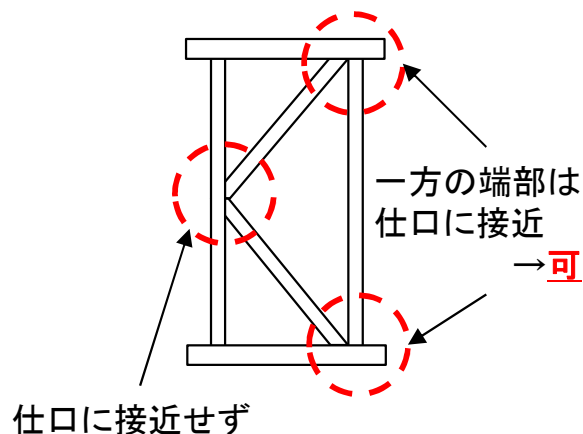
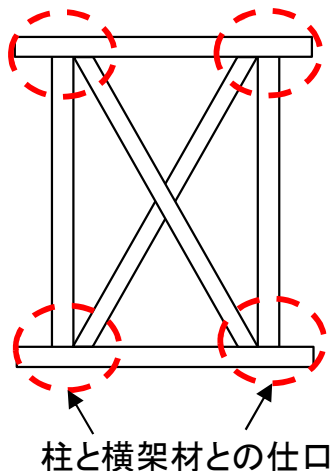
② 緊結方法 (現行)

- 筋かいの両端部(第3項)
 - ・柱と横架材(はり等)との仕口に接近して、金物で緊結



一方の端部のみを柱と横架材との仕口に接近して緊結する場合も可とする

※K型・多段筋かいも大臣認定の取得により使用可能

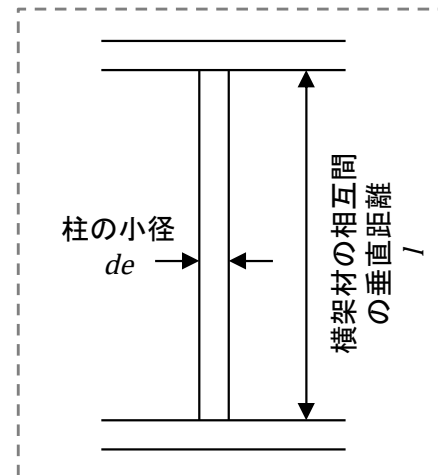


- 建築物の重量に応じた柱の小径の算定式を規定。より精緻な算定式(座屈の理論式)の活用も可能。
- 柱の小径の算定のほか、柱の負担可能面積の算出が可能
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、柱の小径を容易に把握できる試算例(早見表)を整備
- 諸元を入力することで、柱の小径や柱の負担可能面積を容易に算定できる表計算ツールを整備
(確認申請において、基本的に、早見表や表計算ツールの出力結果の提出までは求めない。)

<算定式(横架材相互の垂直距離に対する柱の小径)>

$$d_e / l = 0.027 + 22.5 \cdot Wd / l^2$$

- d_e : 必要な柱の小径 (mm)
- l : 横架材の相互間の垂直距離 (mm)
- Wd : 当該階が負担する単位面積あたりの固定荷重と積載荷重の和 (N/m²)
※荷重算定のイメージは壁量基準と同様
※積雪荷重は含まない



※柱に壁が取り付く場合、当該壁の方向については、柱の小径の検討は不要
(今後解説等で示す予定)

<より精緻な算定式(座屈の理論式)>

$$d_e = \frac{l}{75.05} + \sqrt{\left(\frac{l}{75.05}\right)^2 + \frac{1}{1.3} \cdot Wd A_e / \left(\frac{1.1}{3} F_c\right)} \quad \text{等}$$

- A_e : 荷重負担面積 (m²)
- F_c : 柱材の圧縮基準強度 (N/mm²)

座屈の理論式をもとに、

- ・柱の小径
- ・柱の負担可能面積

を容易に算定できる設計支援ツールを整備

<柱の必要小径の試算例(早見表) HP掲載イメージ>

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No. 1~21

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下

該当する条件のPDFアイコンをクリック

階の床面積に乗ずる数値(単位 cm²/m²)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		階の床面積に乗ずる数値 (cm ² /m ²) 令第46条第4項			柱の必要小径d _o (mm) 令第43条第1項、6項					
屋根の仕様	外壁の仕様	平屋	2階建て		平屋		2階建て			
			1階	2階	d _o /l*	d _o (mm)以上	1階		2階	
							d _o /l*	d _o (mm)以上	d _o /l*	d _o (mm)以上
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ふき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ふき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根(ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

*柱の必要小径d_o/横架材間距離l

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

<表計算ツール> ※座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径(令第43条第1項)

階	出力結果	
	d_c/l^*	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

*柱の必要小径 d_c /横架材間距離 l /すぎ、無等級材 ← 無等級材(すぎ)を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	基準強度	柱の小径(mm以上)
2階	① JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	② 無等級材	すぎ	-	17.7	87
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号()		
1階	① JAS同一等級構成集成材	-	E105-F300(3層)	25.5	97
	② 無等級材	すぎ	-	17.7	106
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号()		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出

- ・JAS機械等級区分構造用製材
- ・JAS目視等級区分構造用製材
- ・無等級製材
- ・JAS同一等級構成集成材
- ・JAS A種構造用単板積層材

※大臣が基準強度の数値を指定した
木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果
106mm以上から97mm以上に

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPIにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

○ 柱の小径別に「柱の負担可能な床面積」(表計算ツールより算出)と「柱が負担する床面積」を比較することで、より合理的な柱の小径の設計が可能に

③ 2-3 柱の小径別に柱の負担可能面積を求める場合

階ごとに①、②の2種類までの樹種と等級が選択できます。
数値入力することによって任意の断面寸法を設定することができます。

柱材の種類		入力値			出力結果：柱の負担可能面積 (m2)						
		JAS規格	樹種※	等級	基準強度	105角	120角	任意入力①		任意入力②	
						長辺・短辺 (mm)	長辺・短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)	長辺 (mm)	短辺 (mm)
					105	120	102	102	105	120	
1階 外周部の柱*	①	JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	7.6	13.5	6.6	8.7		
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	5.5	9.7	4.7	6.3		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号 ()		0.0	0.0	0.0	0.0		
1階 内部の柱	①	JAS同一等級構成集成材	—	E105-F300(3層)	25.5	11.2	19.6	9.7	12.8		
	②	無等級材	すぎ	—	17.7	7.7	13.6	6.7	8.8		
	③	大臣認定品の場合は右へ基準強度を記入		認定番号 ()		0.0	0.0	0.0	0.0		

← 柱サイズを任意に入力することにより、平角材にも対応可能

柱の小径を105角とする場合には、柱が負担する面積が表の数値以下であることを確認する

*外周部の柱とは外壁面に存する柱を指す。内部柱とは外壁に面しない柱を指す。

○ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに工事に着手するものについて、現行（改正前）の壁量基準等によることができます。

【留意事項】

1. 地階を除く階数が2以下、高さが13メートル以下及び軒の高さが9メートル以下である延べ面積が300㎡以内の木造建築物が対象になります。
2. 改正後の基準によることとするための設計の変更^①に時間を要すること等により、当該基準により難しいと認められる場合に適用可能です。
(建築確認・検査においては、改正後の基準により難しいと認められる場合に適合することの確認に必要な図書の提出は必要ないこととする)
3. 経過措置の対象となるのは、壁量（令第46条。枠組壁工法等^②(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）になります。
経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について現行（改正前）の基準に適合していることの審査がされることとなります。
4. 確認申請書（第三面18.）と建築計画概要書（第二面20.）に経過措置の適用の有無の記載欄があります。
(施行日前後の記載方法は下記参照)

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
⑫		確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑫	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">確認申請 <input type="checkbox"/></div> <div style="text-align: center;">確認済証 <input checked="" type="checkbox"/></div> <div style="text-align: center;">着工 <input checked="" type="checkbox"/></div> <div style="text-align: center;">完了検査申請 <input checked="" type="checkbox"/></div> <div style="text-align: center;">検査済証 <input checked="" type="checkbox"/></div> </div>	確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①： 確認申請書（建築物） 木造軸組> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項

その他

- ・経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- ・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

<記載例②： 確認申請書（建築物） 枠組壁工法> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項

その他

- ・適用区分の記載欄（17.ロ）の「その他」には枠組壁工法等(順次追加予定)が該当

【19. その他必要な事項】

平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

- ・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩'		確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は 改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

<記載例①： 計画変更確認申請書（建築物） 木造軸組> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
 ■建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
 □その他

- ・経過措置を適用しない場合は「無」にチェック
- ・令第43条（壁量）又は令第46条（柱の小径）のいずれかのみ経過措置の適用は不可

<記載例②： 計画変更確認申請書（建築物） 枠組壁工法> (第三面)

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等の経過措置の適用】
 【イ. 適用の有無】 ■有 □無
 【ロ. 適用があるときは、その区分】
 □建築基準法施行令第43条第1項及び建築基準法施行令第46条第4項
 ■その他

- ・適用区分の記載欄（17.ロ）の「その他」には枠組壁工法等（順次追加予定）が該当

【19. その他必要な事項】
 平成13年国土交通省告示第1540号及び第1541号（枠組壁工法）の経過措置の適用有り

- ・その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

	法施行日（令和7年4月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
⑩		確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載

<記載例>

完了検査申請書

(第三面)

申請する工事の概要

【11. 備考】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

・経過措置を適用しない場合は、「経過措置の適用無し」と記載

・枠組壁工法等、その他の経過措置を適用する場合は、該当する告示番号等を記載

⑪		確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
---	--	--------------------	----------------------------

<記載例>

確認申請書（建築物）

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【19. その他必要な事項】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項の経過措置の適用有り

・上記⑩と同様

・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載

・申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

【枠組壁工法】

平成13年告示第1540号 改正

① 壁量等基準の整備

簡易表は廃止し、算定式を位置づけ

- ・存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
- ・鉛直方向壁量充足率を規定

② 構造計算ルート2の創設

③ 床根太・たる木の間隔が65cm超の場合に、部分計算による検証で可とするよう合理化

(現行では、ルート1計算時に床根太・たる木の間隔が65cm超の場合には、建築物全体の構造計算が必要)

④ 床版・屋根版の面材にMDFを追加

⑤ 外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組との金物等による緊結をルート1計算時に適用除外

(現行では、ルート1計算時も、外壁の隅角部又は開口部の両端にあるたて枠と床組を、金物又は壁材で緊結が必要)

⑥ 木質接着パネル工法に関する項目の除外 (※平成13年告示第1540号と第1541号を統合)

- ・本工法の告示を新設し、仕様規定及び許容応力度計算ルートを新設予定(平成13年告示第1540号からは規定を削除)
- ・「木質プレハブ工法」から「木質接着パネル工法」に名称を変更

【伝統的構法等】

平成28年告示第690号 第691号 改正

○平成28年告示第691号第2号において、耐力壁線間距離の算定式を追加

○階高が3.2mを超える場合、告示の各表の値に階高に応じた係数を乗じる

【基礎】

平成12年告示第1347号 改正

○地盤の種別に関わらず、鉄筋コンクリートの基礎を用いることとする

(現行では、著しい不同沈下等の生ずるおそれのない強固の地盤では、無筋のコンクリート基礎とすることができる)

現状・改正主旨

- 通常は構造計算によることなく仕様規定に適合させることにより構造安全性が確保される小規模の建築物であっても、伝統的構法等で一部の仕様規定を満たせない場合、高度な構造計算により構造安全性を確認している。(第20条第1項第4号ロ)
- 小規模建築物であっても、高度な構造計算により構造安全性を検証した場合、建築確認における構造計算の審査に加え、構造計算適合性判定による複層的な確認が必要。(法第6条の3第1項)



石場建て
柱と基礎を緊結しない
=仕様規定に
不適合

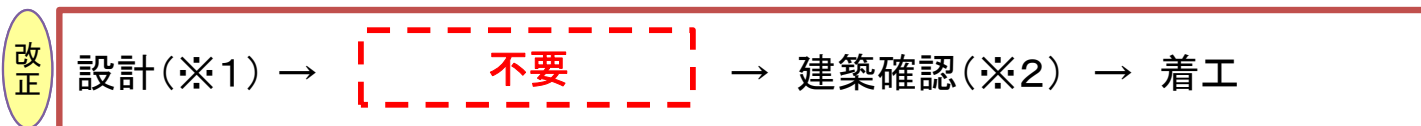
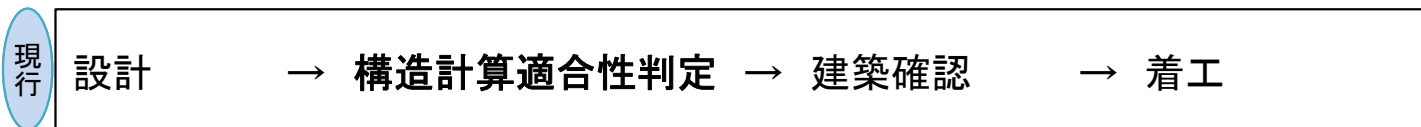
写真出典(一部) 気候風土適応住宅の認定 事例集
(一社)環境共生住宅推進協議会

【適用される基準及び審査手続の比較】

	適用基準		審査手続	
	仕様規定	構造計算	建築確認	構造適判
一般的な小規模木造建築物	○	—	○	—
伝統的木造建築物等	△ (一部不適合)	○	○	○

改正概要

- 小規模な伝統的木造建築物等について、構造設計一級建築士が設計又は確認を行い、専門的知識を有する建築主事等が建築確認審査を行う場合は、構造計算適合性判定を不要とする。



※1構造設計一級建築士、※2専門的知識を有する建築主事等(構造計算適合判定資格者)

現状・改正主旨

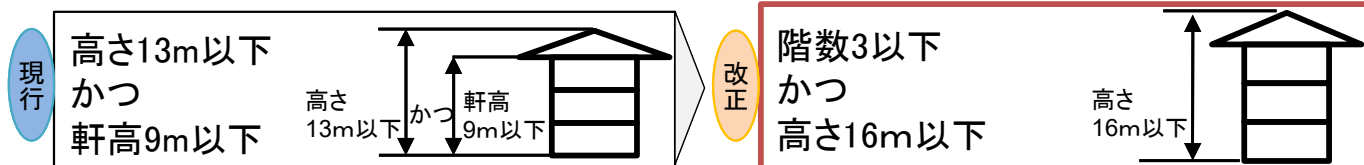
- 高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により、構造安全性を確認する必要があるため、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない。（法第20条第1項第2号）
- 近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高くした建築物のニーズが高まっている。
- 一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模（第21条第1項）については、安全性の検証の結果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている（H30法改正）。

		～13m※ ※軒高9m	13m※～60m ※軒高9m	60m～
1階建	～500㎡	仕様規定	高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）	時刻歴 応答解析
	500㎡～	簡易な構造計算（許容応力度計算）		
2階建	～500㎡	仕様規定		
	500㎡～	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
3階建				
4階建～				

改正概要

- 高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築できる範囲を拡大

【簡易な構造計算の規模】

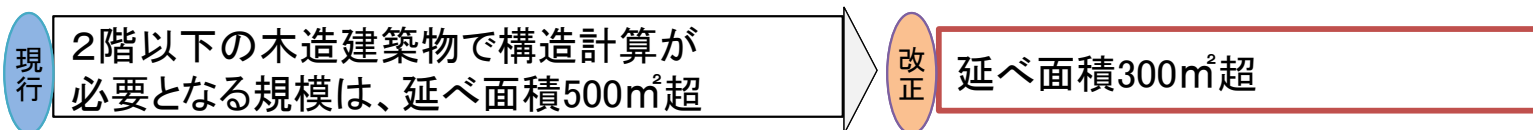


現状・改正主旨

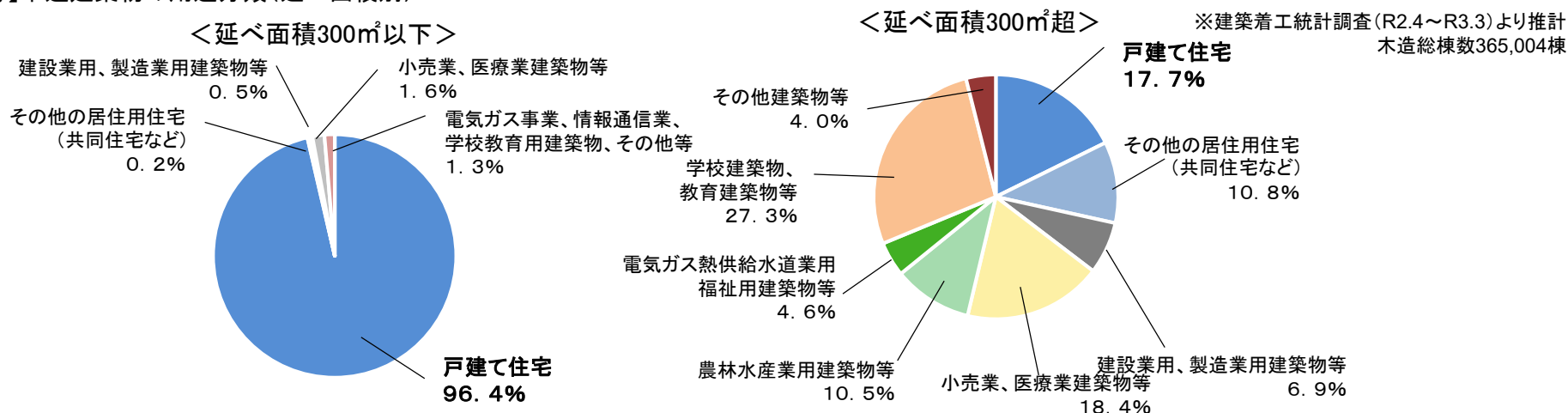
- 2014(平成26)年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。(H30告示改正)
- 2階建以下で延べ面積500m²以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。(法第20条第1項)
- 多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

改正概要

- 木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ(対象を拡大)、構造安全性を確保



【参考】木造建築物の用途分類(延べ面積別)



現行

規模		高さ	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下		仕様規定		
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建					
4階建～					

改正

規模		高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下		仕様規定		
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建					
4階建～		高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)			

令和7年4月1日 施行
 (平成19年告示第593号 改正)
 (平成14年告示第410号 改正)

■簡易な構造計算の対象範囲拡大、基準の明確化

【鉄骨造等】

① 高さ制限の合理化及び構造計算ルート1-3の創設 ※アルミニウム合金造においても同様の合理化を実施

現行： 高さ13m超又は軒高9m超の鉄骨造は高度な構造計算(ルート2以上)が必要

改正： 高さ13m超又は軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合は簡易な構造計算の適用が可能

範囲拡大の対象となる規模の建築物に適用する構造計算ルート1-3を創設

(対象) ・ 高さ16m以下、3階以下、延べ面積500㎡以内、柱相互の間隔6m以下

・ 柱及びはり材の幅厚比の制限、ブレースの変形能に応じた応力割増し、偏心率の確認、層間変形角の確認 等

② 鉄骨造の構造計算ルート1-2において幅厚比制限の基準を明確化

現行： 柱及びはり局部座屈によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生じないことを確かめる規定を設けている

改正： 具体的な幅厚比の制限を明確化

③ 薄板軽量形鋼造についての高さ緩和

現行： 高さ13m超又は軒高9m超の薄板軽量形鋼造は高度な構造計算(ルート2以上)が必要

改正： 高さ13m超又は軒高9m超の薄板軽量形鋼造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合は簡易な構造計算の適用が可能

(範囲拡大の対象となる規模の建築物には、構造計算ルート1-1を適用)

④ 併用構造の規定の追加

①において範囲拡大の対象となる規模の鉄骨造と木造等の併用構造に関する規定を追加

令和7年4月1日 施行
 (令和6年告示955号 新設)

■ボルト接合を適用できる建築物の対象範囲拡大

現行： 軒高9m超の鉄骨造は高力ボルト接合、溶接接合、リベット接合等とする必要がある(ボルト接合の適用は不可)

改正： 軒高9m超の鉄骨造でも高さ16m以下等の条件を満たす場合はボルト接合の適用が可能

(対象) ・ 鉄骨造の建築物、高さ16m以下、3階以下、延べ面積500㎡以内、柱相互の間隔6m以下

・ ボルト孔のずれを含めた層間変形角の確認

現状・改正主旨

- 「高さ13m又は軒高9m超」の木造建築物等の新築、増改築等を行う場合は、設計等に高度な構造計算が必要であるため、一級建築士でなければ、設計又は工事監理をしてはならないとされている。(簡易な構造計算の対象となる「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物は二級建築士も設計等を担えることとしている。)
- 今般の建築基準法の改正により、3階建て木造建築物のうち、簡易な構造計算によって構造安全性を確かめることが可能な範囲を、現行の「高さ13m以下かつ軒高9m以下」から、「高さ16m以下」に見直すこと等に伴い、簡易な構造計算の対象となる建築物の範囲として定められている二級建築士等の業務範囲について、見直し後の構造計算の区分と整合させる必要。

改正概要

- 従来は「高さ13m以下かつ軒高9m以下」の建築物について担えることとしていた二級建築士の業務範囲を、「階数が3以下かつ高さ16m以下」の建築物に改正する(※)
- ※ 一級建築士でなければ設計等をするのでできない木造建築物等の「高さ」について、「地階を除く階数4以上又は高さ16m超」に見直す。
- ※ 木造建築士の業務範囲についても「階数が2以下かつ高さ16m以下」の木造建築物に見直す。

現行

延べ面積 S(m ²)	高さ \leq 13m かつ 軒高 \leq 9m					高さ $>$ 13m または 軒高 $>$ 9m
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
$S \leq 30\text{m}^2$	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない
$30\text{m}^2 < S \leq 100\text{m}^2$						
$100\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$						
$500\text{m}^2 < S \leq 1000\text{m}^2$	特殊					
$1000\text{m}^2 < S$	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		特殊

改正

※改正事項: 赤字下線部

延べ面積 S(m ²)	高さ \leq 16m					高さ $>$ 16m または 4階建 (地階を除く。)以上
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
$S \leq 30\text{m}^2$	建築士でなくても設計等できる			建築士でなくても設計等できる		③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない
$30\text{m}^2 < S \leq 100\text{m}^2$						
$100\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$	③ 1級・2級・木造建築士でなければ設計等できない			② 1級・2級建築士でなければ設計等できない		
$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$						
$500\text{m}^2 < S \leq 1000\text{m}^2$	特殊					
$1000\text{m}^2 < S$	② 1級・2級建築士でなければ設計等できない			① 1級建築士でなければ設計等できない		特殊

1. 周知方策・建築士サポート体制
2. 3年目施行の全体像
- 3. 各論**
 - (1) 建築確認の見直し
 - (2) 構造関係規定の見直し
 - (3) 省エネ性能の仕様基準等**

- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き
- ④省エネ基準について
- ⑤仕様基準・図書の例
- ⑥その他

- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き
- ④省エネ基準について
- ⑤仕様基準・図書の例
- ⑥その他

住宅・建築物分野の省エネの必要性

- ・ **2050年カーボンニュートラルの実現**に向け、我が国のエネルギー消費量の**約3割を占める住宅・建築物分野の取組が必要不可欠**。

我が国の省エネ関連目標と住宅・建築物分野での目標

<部門別エネルギー消費の状況>

我が国の**最終エネルギー消費量の約3割**は**建築物分野**。

<エネルギー消費の割合> (2019年度)



日本の国際公約

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。

2020年10月26日菅総理 (第203回臨時国会)

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から**46%削減**することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。

2021年4月10日菅総理 (気候サミット)

これらを踏まえて、地球温暖化対策計画並びに国連に提出するNDC及び長期戦略を見直し。

住宅・建築物分野の目標

2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB*基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。

エネルギー基本計画 (R3年10月閣議決定) 等

2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB*基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

エネルギー基本計画 (R3年10月閣議決定) 等

建築物省エネ法を改正し、**住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する**。

エネルギー基本計画 (R3年10月閣議決定) 等

改正建築物省エネ法による省エネ対策の加速化

・2022年に建築物省エネ法の改正法が公布され、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けるなど、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等を措置。

省エネ性能の底上げ

2025年4月～

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
 ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000m ² 以上	適合義務 2017.4～	届出義務	適合義務 2017.4～	適合義務
中規模	適合義務 2021.4～	届出義務	適合義務 2021.4～	適合義務
小規模 300m ² 未満	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

より高い省エネ性能への誘導

建築物省エネ法

住宅トップランナー制度の対象拡充(施行済)

【現行】 建売戸建、注文戸建
賃貸アパート

【改正】 分譲マンションを追加

(参考) 誘導基準の強化[省令・告示改正]
 低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
 一次エネルギー消費量基準等を強化

省エネ性能表示の推進

2024年4月～

・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を
表示する方法等を国が告示
 ・ 必要に応じ、勧告・公表・命令

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30～40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

ストックの省エネ改修

2023年4月～

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額：500万円、返済期間：10年以内、担保・保証：なし

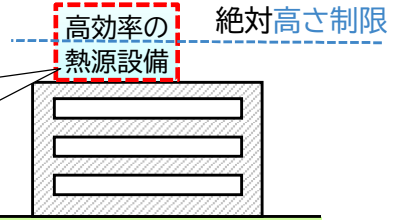
形態規制の合理化(施行済)

省エネ改修で設置

建築基準法

高さ制限等を満たさないことが、
構造上やむを得ない場合

⇒ (市街地環境を害さない範囲で)
形態規制の特例許可



再エネ利用設備の導入促進

2024年4月～

建築物省エネ法

促進計画 市町村が、地域の实情に応じて、太陽光発電等の再エネ利用設備
※1の設置を促進する区域※2を設定

※1 太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス発電 等
 ※2 区域は、住民の意見を聴いて設定。「行政区全体」や「一定の街区」を想定

再エネ導入効果の説明義務

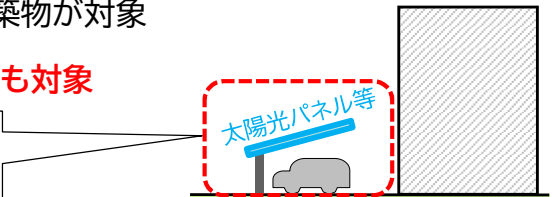
- ・ 建築士から建築主へ、再エネ利用設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化

※新築も対象

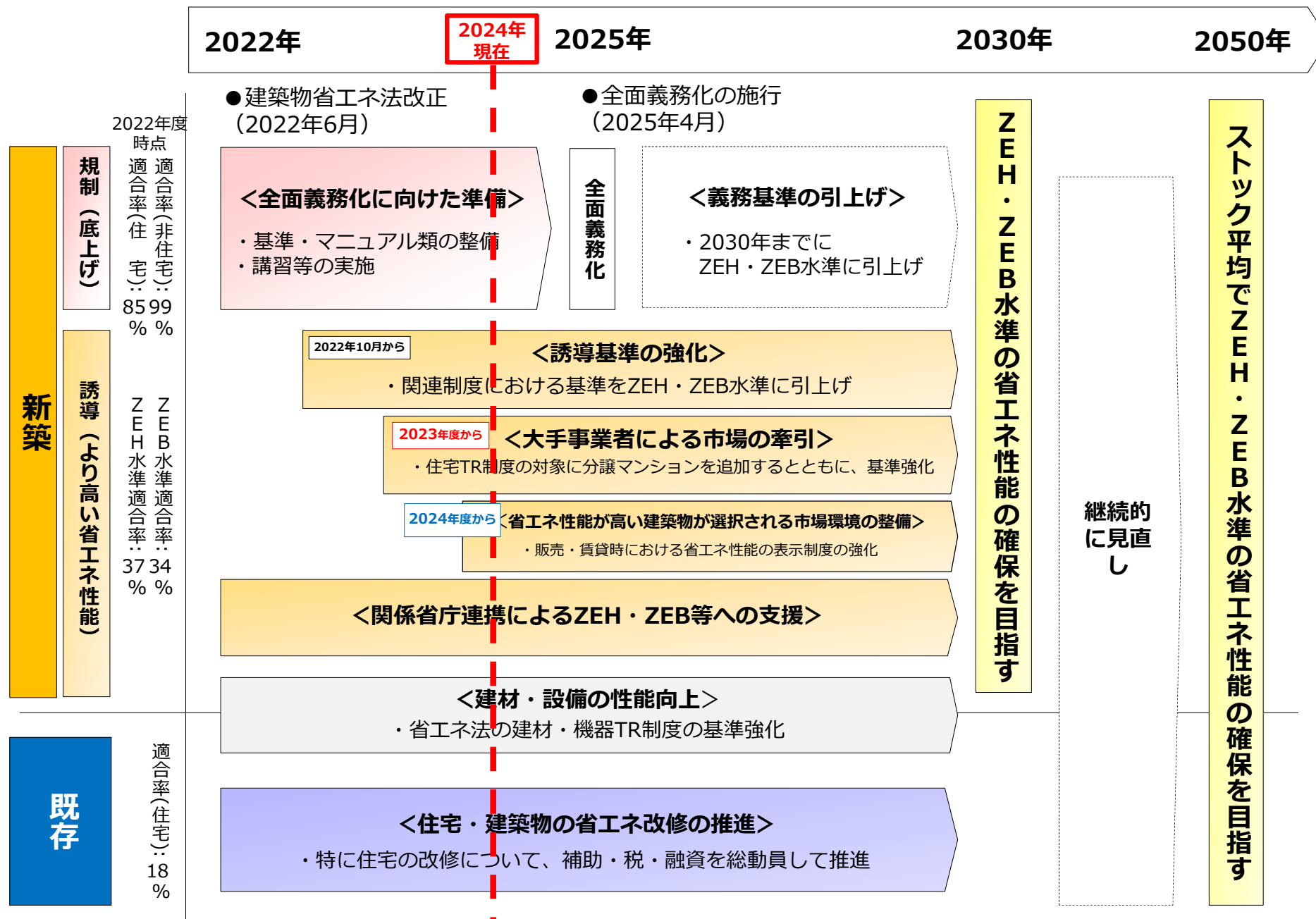
促進計画に即して、再エネ利用
設備を設置する場合

⇒ 形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増

住宅・建築物分野の省エネ対策の進め方



Point

- 2024年4月から、住宅・建築物を販売・賃貸する事業者に対して、販売等の対象となる住宅・建築物の省エネルギー性能を表示することが努力義務化されます。
- 省エネルギー性能を表示する際は、原則として規定のラベルを使用することが必要です。

エネルギー消費性能表示制度

- ✓ 住宅・建築物を販売・賃貸する事業者※は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する必要(努力義務)。
※事業者であるかは反復継続して販売等を行っているか等で判断。
- ✓ 告示に定められたラベルを使用して表示。
- ✓ 告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象※。

※ 当面は社会的影響が大きい場合を対象に実施予定

表示制度をもっと知りたい！

表示制度の詳細や留意事項について整理したガイドラインやオンライン講座を国土交通省ホームページに公開しています。



<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

省エネ性能ラベル



ラベルの発行

Webプログラムの計算結果等と連動して発行(自己評価)

エネルギー消費性能

- ✓ ★1つで省エネ基準適合
- ✓ 以降★1つにつき10%削減
- ✓ 太陽光発電自家消費分を見える化

断熱性能

- ✓ 断熱等性能等級1~7に相当する7段階で表示
- ✓ 4で省エネ基準適合

目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて算出

ラベルを用いた広告イメージ

不動産検索サイト等で物件関係画像の一つとして表示することをイメージ



- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説**
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き
- ④省エネ基準について
- ⑤仕様基準・図書の例
- ⑥その他

義務付けの対象

2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則**全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付けられます。

省エネ基準適合義務制度において新たに対象となる建築物

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項)、仮設建築物(同法第85条第2項)、仮設興行場等(同法第85条第6項又は第7項)

→ 空気調和設備を設ける必要がないものの例

- ✓ 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊
- ✓ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院等
(例外的適用除外)
- ✓ 適用除外部分と一体的に設置される昇降機

増改築の場合の対象

Point

- 省エネ基準適合義務制度は、**増改築を行う場合にも対象**となります。「増改築」には、修繕・模様替え(いわゆるリフォーム)は含まれません。
- 増改築の場合は、**増改築を行う部分が省エネ基準に適合**する必要があります。

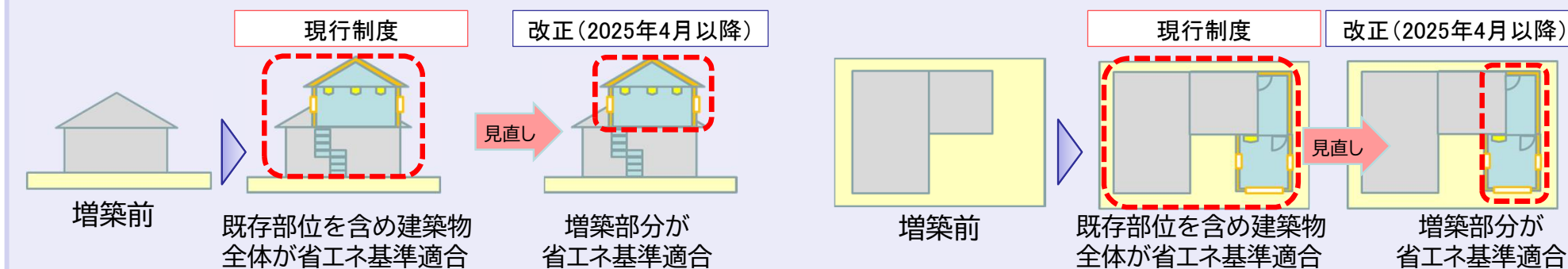
増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、**増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要があります。**

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではないので要注意。

※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

<現行制度からの変更点:省エネ基準適合が必要な部分>



増改築の場合の留意事項

- ✓ 2025年3月以前に行われる増改築であって、現行制度で義務付け対象となる場合は、既存部分を含めた建築物全体で省エネ基準適合が必要です。
- ✓ 増改築部分の床面積が10㎡を超え、増改築後の建築物の規模が建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に該当する場合に、増改築に係る省エネ適判が必要。

省エネ基準への適合方法

- 省エネ基準への適合を確認するためには、**エネルギー消費性能適合性判定を受けることが必要**です。
- なお、**新3号建築物**については、省エネ基準適合義務の対象ではあるが、適合の確認は発生しません(**エネルギー消費性能適合性判定は不要**)。
- ただし、**住宅**については**仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を**評価する場合や、新築住宅について設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の認定、長期使用構造等の確認を受けた場合は、エネルギー消費性能適合性判定は不要**です。 ※この場合、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合性を確認

省エネ性能の評価方法について

① エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ **所管行政庁**※又は国土交通大臣の登録を受けた**建築物エネルギー消費性能判定機関**において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この**適合判定通知書**(又はその写し)を、**建築確認申請を行っている機関等へ提出**してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

② 仕様基準 (仕様基準は **住宅** に限ります。)

- ✓ 国土交通省では、**仕様基準**(平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準))を定め、**省エネ計算を不要とする省エネ基準適合の方法**を示しています。
- ✓ **住宅**について、この**仕様基準に従って建築物の外皮性能基準・一次エネルギー消費量基準への適合を評価する場合、①の省エネ適判を受ける必要はありません**※。建築確認において、省エネに係る事項も含めて申請することで、一体的に確認を受けることができます。

※ なお、**設計住宅性能評価等**の活用により、**省エネ基準適合を確認する場合の手続きが合理化**されます。 71

【参考】建築物省エネ法・施行規則の関係条文

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第11条 建築主は、要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

2～9 (略)

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

第2条 法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

- 一 住宅の建築であつて、当該住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの
 - イ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。） **仕様基準**
 - ロ 基準省令第10条第2号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあつては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。） **誘導仕様基準**
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する**設計住宅性能評価**（以下この号及び次条第4項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築
- 三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の**認定**（同法第8条第1項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の**確認**（次条第4項において「確認」という。）を受けた住宅の新築 **長期優良住宅建築等計画の認定、長期使用構造等の確認**

2 (略)

- **住宅**については**仕様基準**に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を**評価する場合や**、新築住宅について**設計住宅性能評価、長期優良住宅建築等計画の認定、長期使用構造等の確認を受けた場合は**、エネルギー消費性能**適合性判定は不要**です。
- この場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由(該当する号番号等)の記入が必要です。

確認申請書第2面8欄の記入イメージ

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済()
- 未提出()
- 提出不要()

建築物省エネ法施行規則第2条第1項

- ・第1号イに該当:仕様基準
- ・第1号ロに該当:誘導仕様基準
- ・第2号に該当:設計住宅性能評価を受けた場合
- ・第3号に該当:長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合

省エネ適合性判定の申請

Point

- 所管行政庁※又は登録エネルギー消費性能判定機関(省エネ適判機関)で省エネ適判を受け、適判通知書を受け取ってください。
 ※建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

所管行政庁及び登録エネルギー消費性能判定機関

所管行政庁について

設計する建築物の所在により決定

- ✓ 建築主事を置く市町村（限定特定行政庁を除く。）の区域内：市町村長
- ✓ 上記以外の市町村の区域内：都道府県知事

登録エネルギー消費性能判定機関(省エネ適判機関)

- ✓ 全国に106機関が登録済みです。(2024年7月1日時点)
- ✓ 一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページで窓口の所在地又は物件の所在地、それぞれから利用可能な省エネ適判機関を検索できます。

● 住宅性能評価・表示協会

https://www.hyokakyoukai.or.jp/shouene_tekihan/index.html



【参考】届出義務・説明義務について

Point

- 現在、中規模以上の住宅に適用されている**届出義務制度**及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する**説明義務制度**は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は**廃止**されます。
- 適合義務制度開始後は、**建築士は、省エネ性能の向上に資する事項について建築主に説明するよう努めなければいけません。**

届出義務制度及び説明義務制度の廃止について

- **説明義務制度** (現在、300㎡以下の住宅・非住宅に適用) 及び**届出義務制度** (現在、300㎡以上の住宅に適用) は、**2025年4月**の省エネ基準適合全面義務化に伴い**廃止**されます。
- 【説明義務制度・届出義務制度】か【省エネ基準適合義務制度】のどちらが適用されるかは、**「着工」が2025年4月より前か後かで決まります。**

着工時期による
制度適用の違い

着工が2025年4月より前： [説明義務制度・届出義務制度] の対象
着工が2025年4月より後： [省エネ基準適合義務制度] の対象

建築士による建築主に対する説明の努力義務

- 説明義務制度終了後でも、**建築士は、建築物の新築、増築、改築又は修繕等に係る設計をするときは、建築主に対して、設計に係る建築物のエネルギー消費性能など省エネ性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければいけません。**

修繕等とは…

- 修繕
- 模様替え
- 建築物への空気調和設備等※の設置
- 建築物に設けた空気調和設備等※の改修

※ 空気調和設備等：一次エネルギー消費量の算定対象である以下の設備
空気調和設備、換気設備、給湯設備、照明設備、昇降機

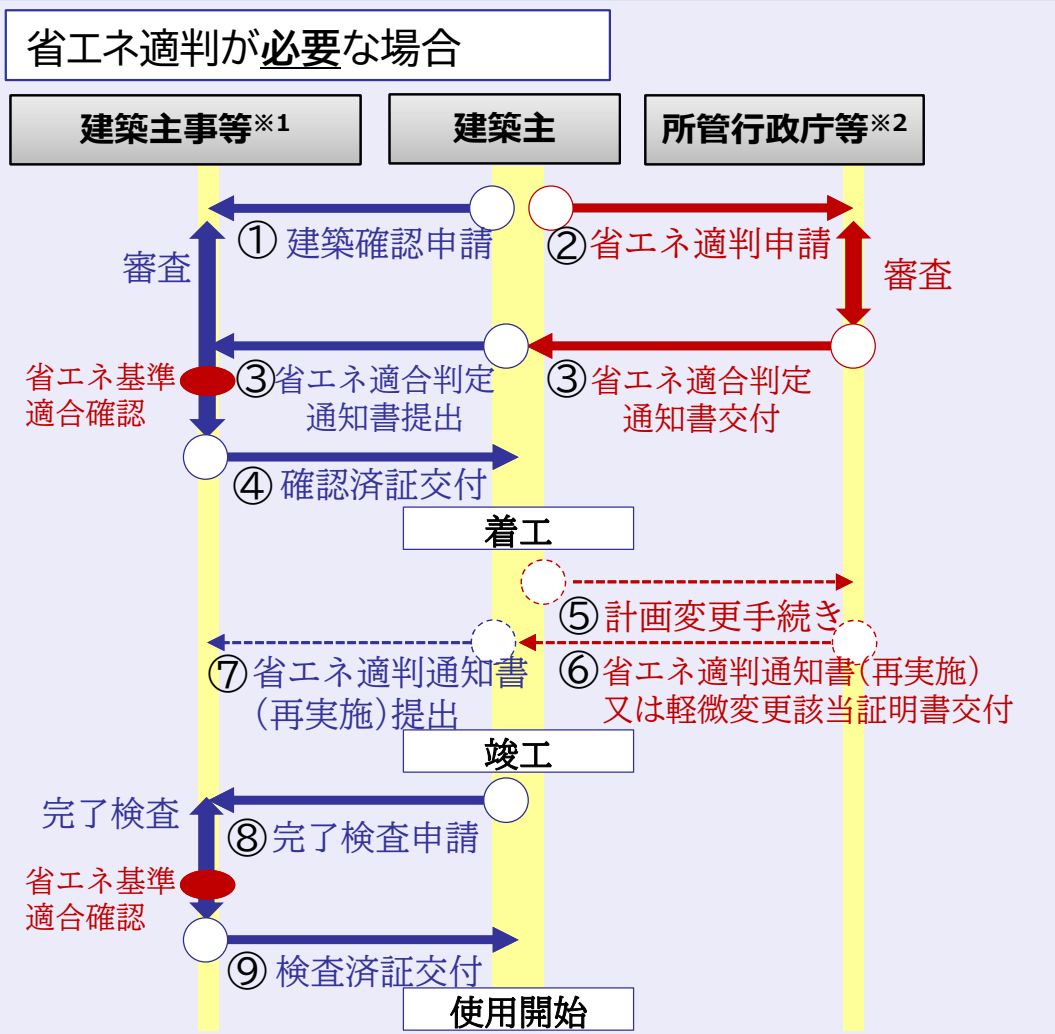
- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き**
- ④省エネ基準について
- ⑤仕様基準・図書の例
- ⑥その他

省エネ基準への適合に係る手続き

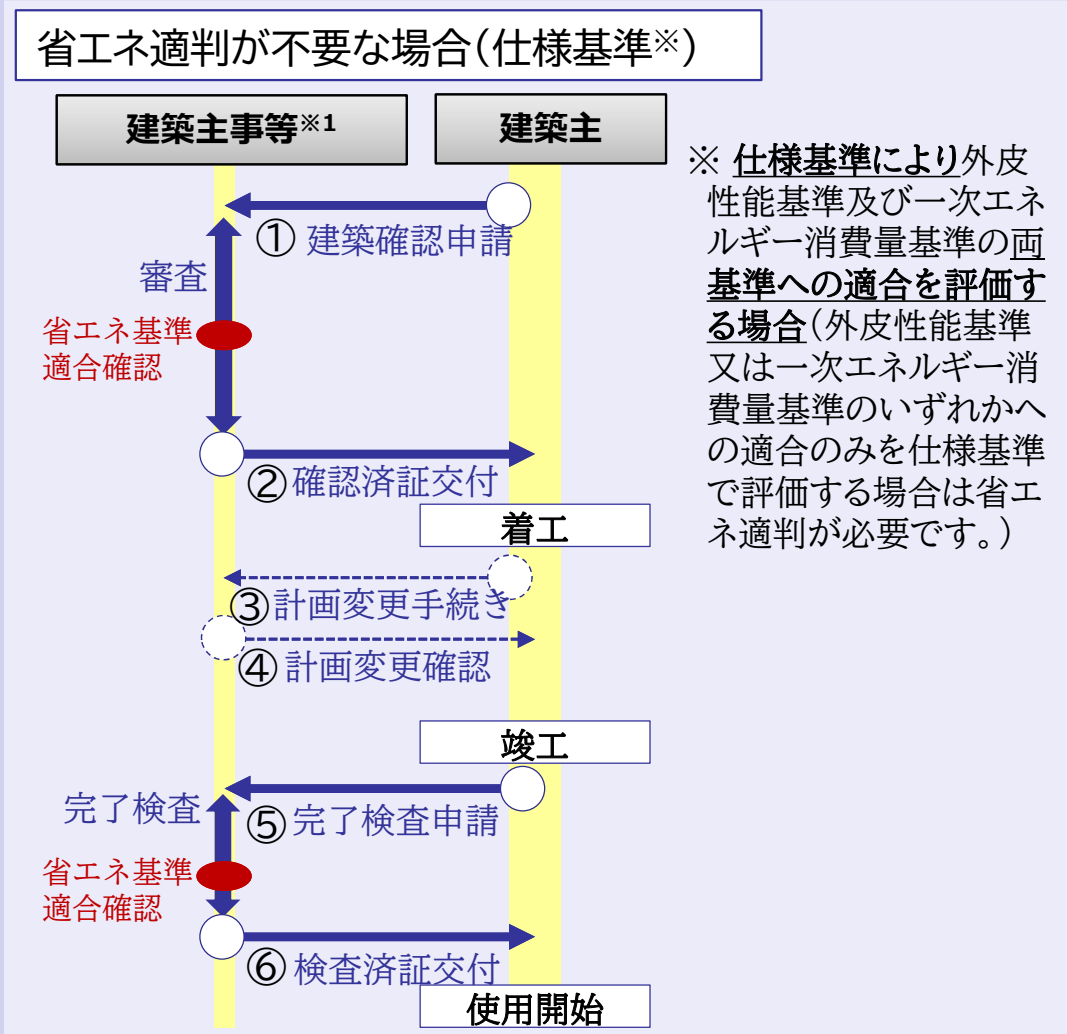
➤ 外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準の両方を仕様基準により評価する場合、**通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認**します。

手続きの流れ

省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。



※1 建築主事又は指定確認検査機関
 ※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関



※ 仕様基準により外皮性能基準及び一次エネルギー消費量基準の両基準への適合を評価する場合(外皮性能基準又は一次エネルギー消費量基準のいずれかへの適合のみを仕様基準で評価する場合は省エネ適判が必要です。)

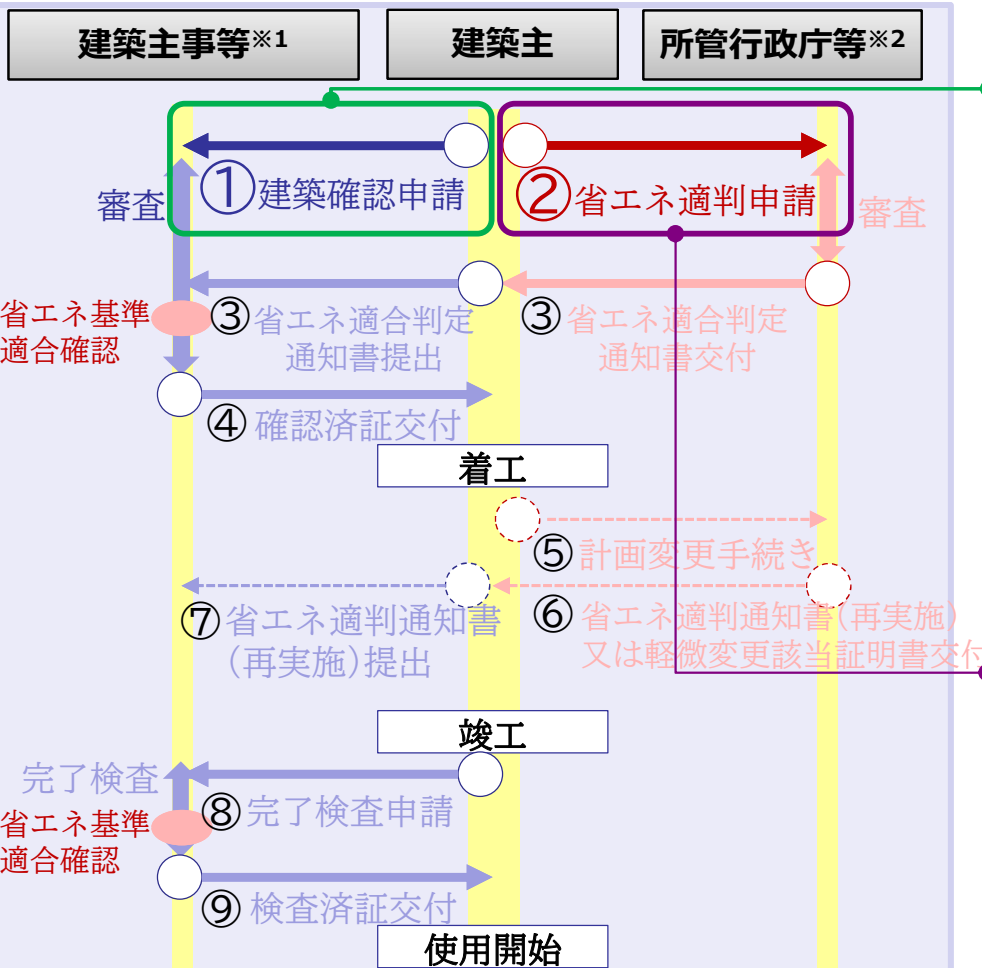
※1 建築主事又は指定確認検査機関

* 住宅性能評価等の活用により、省エネ基準適合を確認する場合の手続きの合理化は、後のページで紹介。

(1) 建築確認申請、省エネ適判申請

Point

- 建築確認申請では、建築基準法等に基づく各規定への適合とともに、申請建築物が省エネ適判の対象かどうか審査されます。
- 省エネ適判申請では、外皮性能基準と一次エネルギー消費量基準それぞれについて、設計図書等と計算根拠との整合や、省エネ基準への適合が審査されます。



① 建築確認申請

- 申請に必要な図書: 建築基準施行規則第1条の3に基づく図書
- 審査内容の概要: 確認申請書や設計図書等から、申請建築物が省エネ適判の対象かどうかを審査

② 省エネ適判申請

- 申請に必要な図書: 建築物省エネ法施行規則第1条に規定する図書等 (次頁参照)
- 審査内容の概要:
 - 外皮性能基準
 - ✓ 計算シートに記載される面積や部位別熱貫流率 (及びその算定根拠となる仕様) と設計図書等との整合、 U_A 値及び η_{AC} 値が基準値以下となっているか
 - 一次エネルギー消費量基準
 - ✓ 設備機器の仕様や性能が明示されているか
 - ✓ 記載された数値が適切な方法で試験・確認されたものか

注意点

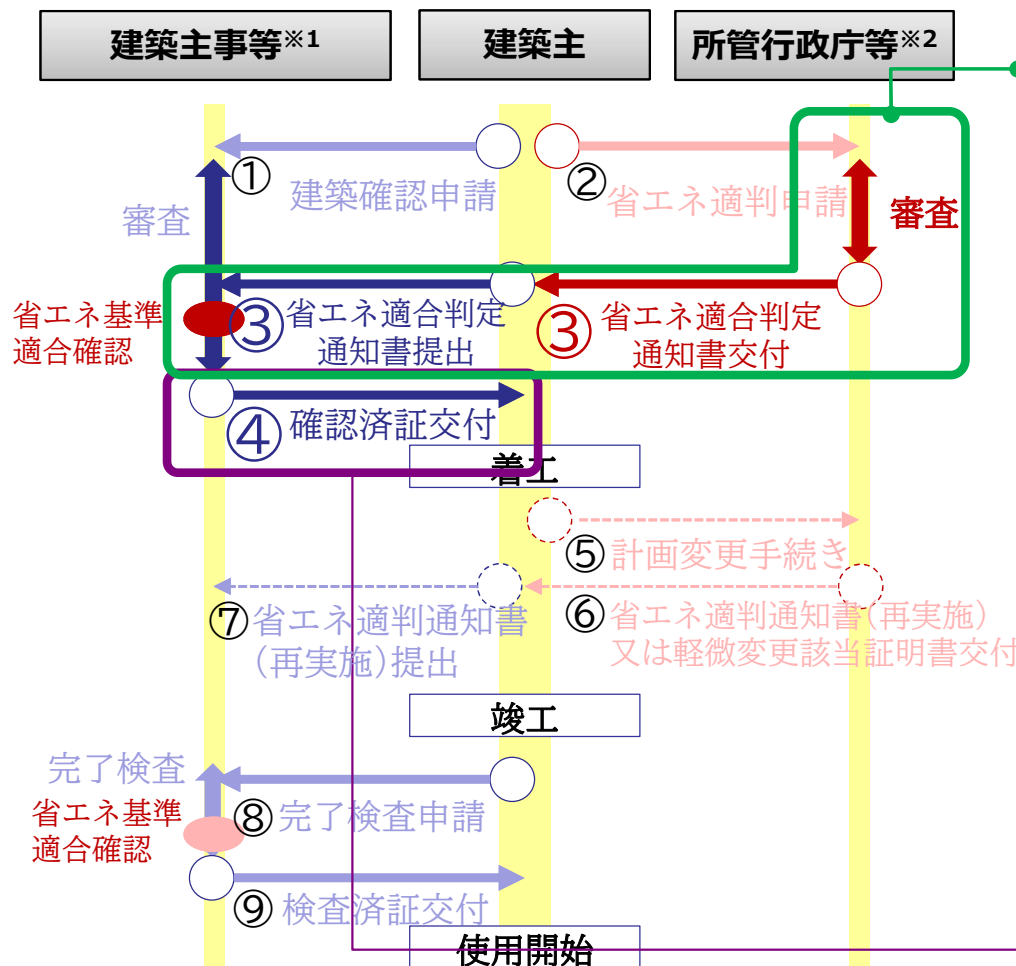
- ✓ 設備機器等によってはWebプログラムで計算・評価できない場合がある
- ✓ 設備機器等の性能値がJIS等適切な条件の下で適切に測定された値であることを確認する
- ✓ 設計段階で使用する設備が未特定の場合は、設計図書等には機器種別・性能値等を明示し、完了検査段階で当該性能を有する機器の設置を示す

※1 建築主事又は指定確認検査機関
 ※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

(2) 省エネ適合判定通知書交付・提出、確認済証交付

Point

- 省エネ計画は、14日以内(最大28日間の延長が可能)に審査され、省エネ基準適合が確認できれば、省エネ適合判定通知書が交付されます。
- 省エネ適判通知書を建築主事等に提出することで建築確認における省エネ基準に係る審査は完了します。



省エネ基準適合確認

完了検査
省エネ基準適合確認

※1 建築主事又は指定確認検査機関
 ※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

③ 省エネ適合判定通知書交付・提出

審査期間

- ✓ 省エネ計画書の提出から14日以内に適合判定通知書が交付されます。
- ✓ 省エネ計画書に記載漏れ・ミスがある場合又は規模・用途等により審査期間が長期にわたることが合理的である場合は、最大28日間延長される可能性があります。

14日以内

省エネ計画書の提出

受付

省エネ適判通知書

延長する旨の通知

省エネ適判通知書

28日以内で延長可能

省エネ適判通知書の交付

- ✓ 省エネ適判通知書と併わせて、省エネ計画書の複本及びその添付図書が返却されますので、建築確認申請先に提出してください。

④ 確認済証交付

手続き(提出書類) 適合判定通知書、省エネ計画書

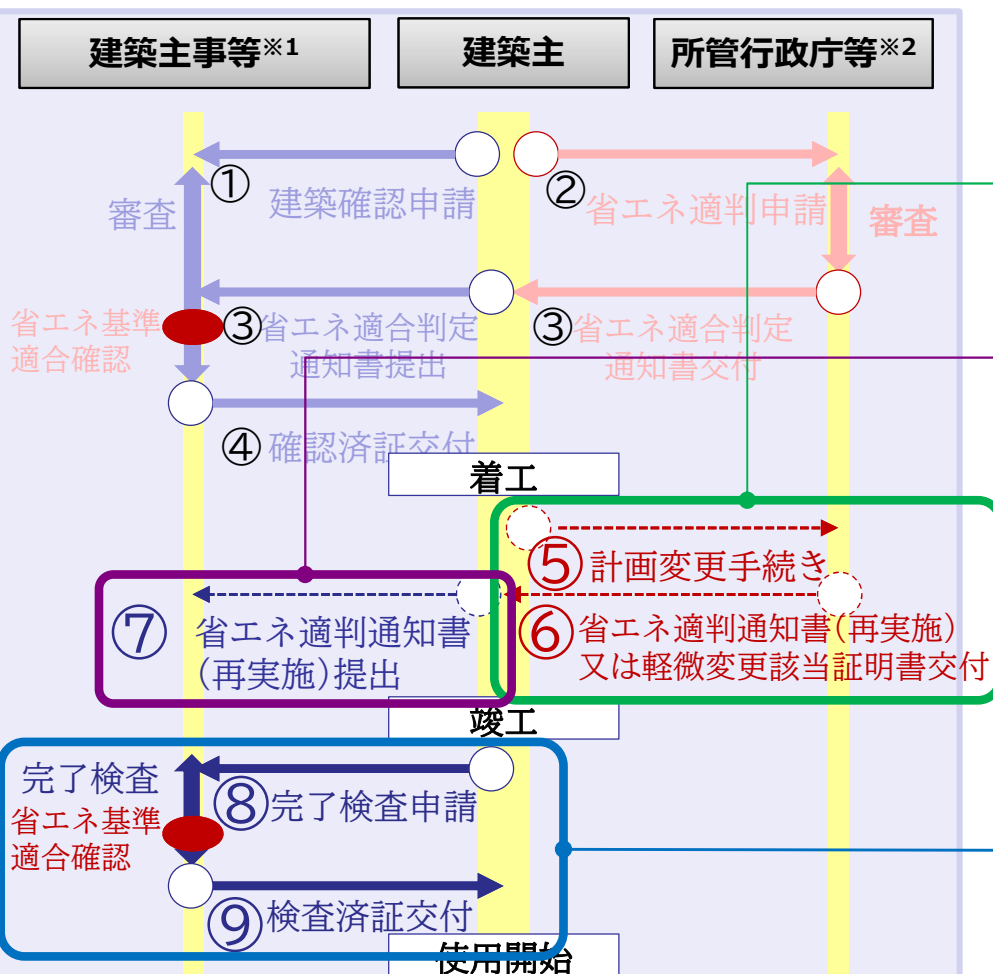
注意点

- ✓ **省エネ適合判定通知書の提出がない限り**確認済証は交付されません。
- ✓ 省エネ適合判定通知書は、建築確認に係る処理期間終了の日の3日前までに提出する必要があります。

(3) 完了検査申請、完了検査、検査済証交付

Point

- 完了検査では、省エネ基準関係部分も検査対象となるため、省エネ基準関係部分に**変更がある場合は所定の変更手続き**等を行い、その内容を**建築主事等に提出する必要があります**。
- 完了検査時には、省エネ適判に添付した**設計図書等**及び**省エネ基準工事監理報告書※**等を準備することが必要です。



⑤ 計画変更手続き

⑥ 省エネ適判通知書(再実施)又は軽微変更該当証明書交付
変更内容に応じて再度の省エネ適判又は軽微変更該当することの確認を行います(次頁参照)

⑦ 省エネ適判通知書(再実施)提出

- ✓ 省エネ適判を再実施し、併せて計画変更の確認申請を行う場合は、**建築主事等に再実施の省エネ適判通知書及び関連図書を提出**してください。
- ✓ 変更が軽微な変更該当する場合でも、省エネ基準適合確認のため**再計算を行った場合は**、上記必要書類とともに所管行政庁等による**軽微変更該当証明書**を取得し、建築主事等に完了検査申請と同時に提出します。

⑧ 完了検査申請(完了検査) ⑨ 検査済証交付

✓ **省エネ基準適合についても完了検査の検査対象**となります。

必要書類

- ✓ 省エネ基準工事監理報告書※ ※ 様式例は「設計・監理資料集」参照
- ✓ 省エネ適判に要した設計図書等(計画書、設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等。計画変更を伴う場合、更に変更手続きに係る書類と再実施の省エネ適判通知書、軽微変更該当証明書等を提出。)
- ✓ 納入仕様書、品質証明書、施工記録書等(現場備え付け)

※1 建築主事又は指定確認検査機関
※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

(3) 計画変更手続きと必要書類(省エネ適判関係)

Point

- 省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に**変更があった場合は、省エネ適判の再実施又は軽微変更手続きを行うことが必要**です。

計画変更があった場合の手続きと書類(省エネ適判)

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査に必要な書類※4
軽微な変更	1. 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更	外皮各部位の熱貫流率等が減少する変更※1、空気調和設備の効率の向上等、再エネ設備の設置、同一方位内の窓の位置の変更等	不要	軽微な変更説明書※2
	2. 一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	部位、設備種類等毎に定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書※2
	3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書※2 軽微変更該当証明書※3
	省エネ適判の再実施が必要な変更	<ul style="list-style-type: none"> 用途の変更 計算方法の変更 (例) 標準入力法⇔モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。

※2 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。

※3 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は登録省エネ判定機関が発行する。

※4 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

軽微な変更(全体像)

非住宅

住宅

1. 省エネ性能を向上させる変更+省エネ性能に影響しないことが明らかな変更

- ・建築物の高さ又は外周長の減少
- ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

- ・外皮の各部位のU値若しくは η 値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更
- ・通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

2. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

対象建築物：BEI0.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）

空調設備：次のいずれかに該当。

- ① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加
- ② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

床面積：主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減

外皮：外皮合計面積に変更がなく、変更前の U_A 値、 η_{AC} 値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。

- ① 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
- ② 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能若しくはその両方が低下する又は日射遮蔽部材をなくす変更
- ③ 変更する外皮の合計面積が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更

換気設備：次のいずれかに該当。

- ① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- ② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加（駐車場又は厨房がある場合に限る。）

照明設備：照明設備の消費電力の10%を超えない増加（室用途毎、単位床面積あたり）

給湯設備：平均効率の10%を超えない低下

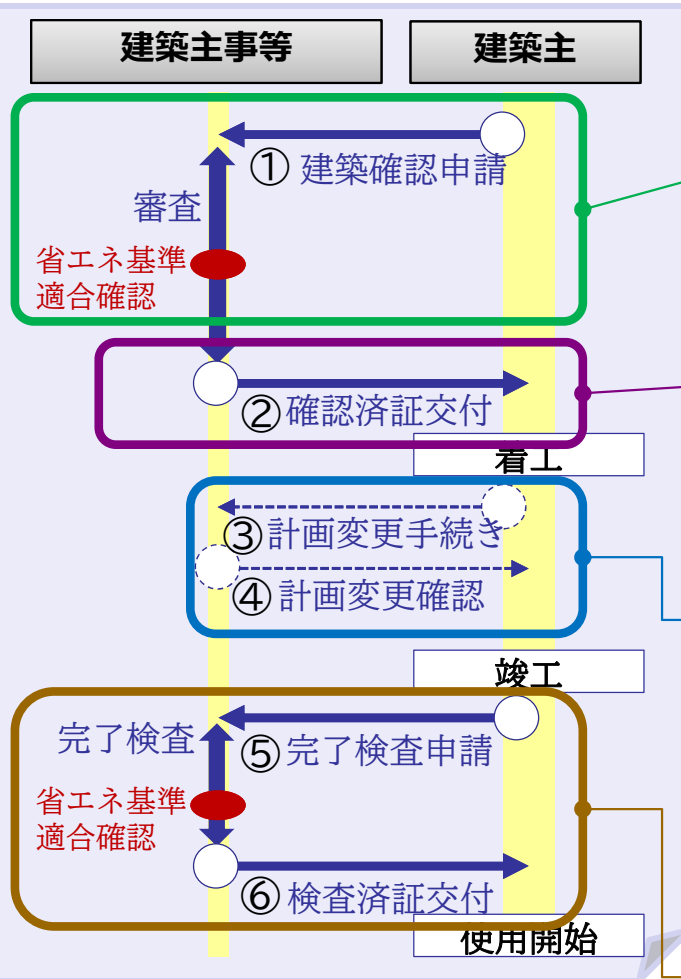
太陽光発電設備：次のいずれかに該当。

- ① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少
- ② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更：「用途の変更」「計算方法の変更」を除く変更が該当

手続き上の留意点

- **仕様基準により省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要**となります。
- この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。



① 建築確認申請

申請に必要な図書

- 建築基準施行規則第1条の3に基づく図書
- 設計図書等への記載が必要な項目及び記載する設計図書の例は次頁参照

審査内容の概要

確認申請書および設計図書等から、申請建築物が省エネ基準に適合しているかを審査

② 確認済証交付

- 通常の建築確認と同じ

③④ 計画変更

- ✓ 省エネ基準適合の評価にあたり「仕様基準」ではない方法による評価するよう変更する場合は、省エネ適判を受けてください。省エネ適判後は、省エネ適判が必要な場合の手続きに従ってください。
- ✓ 「仕様基準」の範囲内の変更の場合は、建築確認における変更手続きに従ってください。

⑤ 完了検査申請 ⑥検査済証交付

- ✓ 基本的には、通常の建築確認の手続きと同じです。

必要書類

- ✓ 設計内容説明書
- ✓ 各種図面
- ✓ 機器表等
- ✓ 省エネ工事監理報告書

- 仕様基準により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える**設計図書に仕様基準関連の項目を記載することが必要**です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例	種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図	暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	建築物の種類（建て方）	平面図		暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図	冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図		冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、 熱貫流率計算書	換気設備	比消費電力	仕様書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、 断面図		換気方式	仕様書、平面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図		ダクトの内径	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図		電動機の仕様	仕様書
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図	照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図	給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図		給湯機の効率等	仕様書

各手続きの必要図書(まとめ)

Point

- **省エネ適判を受けている場合**は、省エネ適判機関から発行される**省エネ適判通知書**を建築確認申請を行っている**建築主事等に提出**してください。
- **仕様基準により省エネ性能を評価している場合**は、**外皮の仕様や省エネに係る設備機器等の情報**を記載した**設計図書**を**建築確認申請図書**に含めてください。

必要図書の整理(省エネ関係)

● : 申請時に提出
○ : 必ずしも申請時の提出は不要

	省エネ適判を受ける場合			省エネ適判を受けない場合	
	省エネ適判	確認申請	完了検査	確認申請	完了検査
省エネ適判通知書 <small>※省エネ適判機関が発行</small>		○※	●		
計画書(書式) <small>注: 建築物エネルギー消費性能確保計画</small>	●	○※	●		
設計内容説明書	●		●	●	●
各種図面	●		●	●	●
各種計算書	●		●		
機器表等	●		●	●	●
省エネ工事監理報告書			●		●
納入仕様書・品質証明書・施工記録書等			●(現場備付)		●(現場備付)

※ 確認申請図書等の留意点

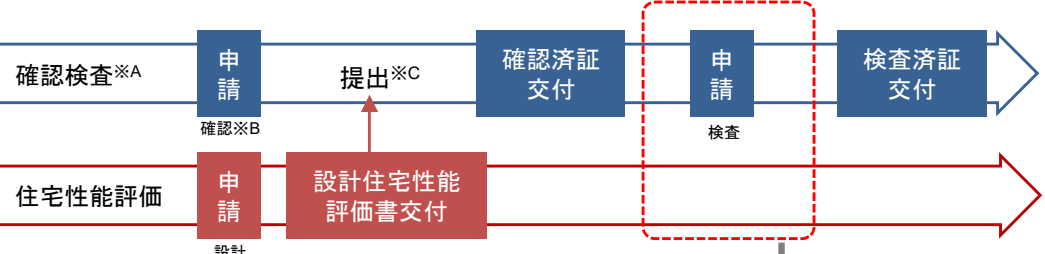
省エネ適判機関から発行される**省エネ適判通知書**が建築確認申請を行っている**建築主事等に提出されない限り**、建築確認の**確認済証が発行されず、着工できません**のでご注意ください。

住宅性能評価等を活用した省エネ基準適合の審査手続きの合理化

省エネ適判が不要な場合(住宅性能評価等の活用を想定)

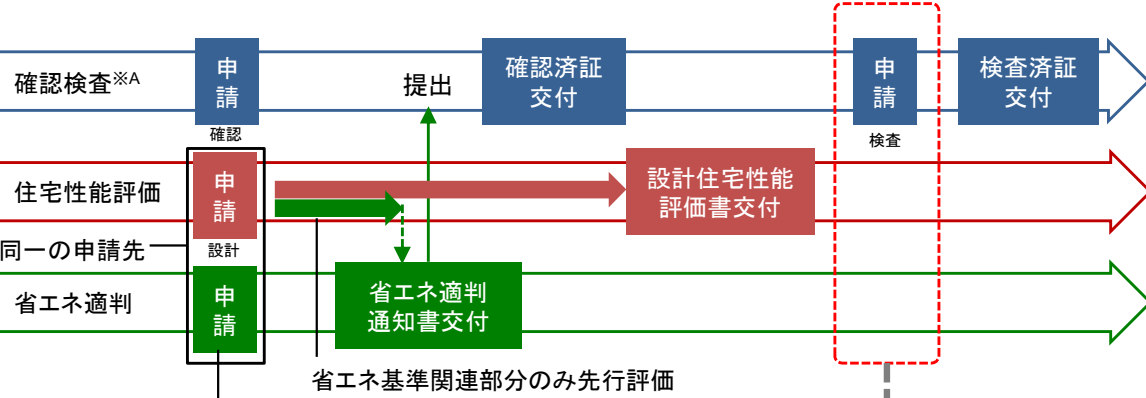
- 省エネ適判機関の審査負担軽減のため、住宅性能評価書を取得する場合の省エネ適判審査の合理化を行う。
 - 以下のとおり、住宅性能評価書の提出による省エネ適判の省略を行うコース1と、住宅性能評価と省エネ適判を同一機関に申請する場合に手続きを合理化するコース2の両方を措置する。
- ※なお、長期優良住宅認定・長期使用構造等の確認についても同様の対応を可能とする。

コース1: 住宅性能評価書による省エネ適判の省略



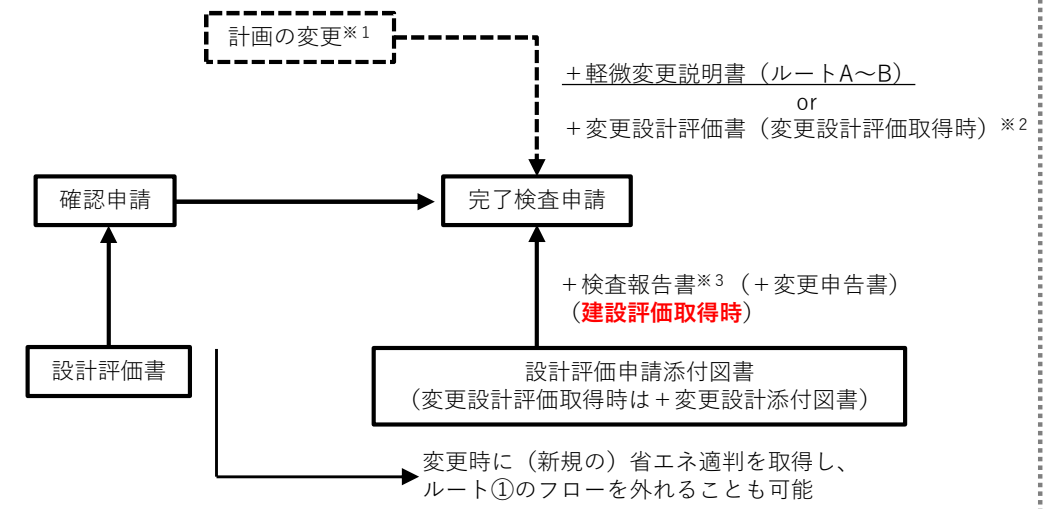
- ※A 確認検査の申請先と住宅性能評価の申請先は異なっても良い
- ※B 確認申請時に「確認審査の期間の末日の3日前までに、設計住宅性能評価書又はその写しを提出し、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨」を記載した宣言書を提出する。
- ※C 設計住宅性能評価書の鑑のみを提出(審査期間終了の3日前まで)

コース2: 住宅性能評価と省エネ適判を同一機関に申請する場合の手続きの合理化



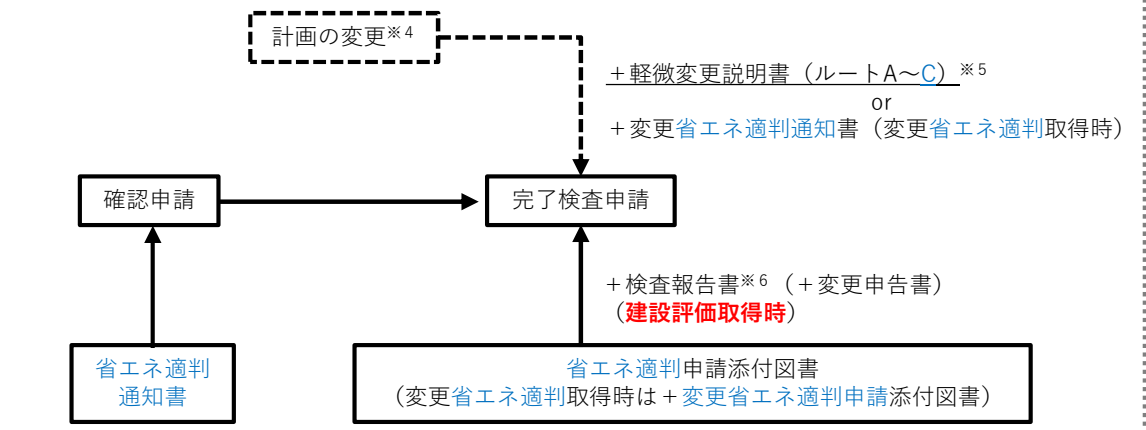
省エネ基準関連部分のみ先行評価
通常の省エネ適判申請時に必要な書類の大半を不要とする

<【補足】確認済証交付後、変更処理や完了検査申請の流れ(コース1)>



- ※1 等級の変わる変更も、変わらない変更も含む、全ての変更
- ※2 ルートCの場合、(通常の省エネ適判取得時に完了検査申請において必要な軽微変更該当証明書に替えて) 変更設計評価書の提出を必須とする
- ※3 検査結果が不適のものであっても提出

<【補足】確認済証交付後、変更処理や完了検査申請の流れ(コース2)>



- ※4 等級の変わる変更も、変わらない変更も含む、全ての変更
- ※5 ただしルートCの場合は、軽微変更説明書に加えて、軽微変更該当証明書の提出を必須とする(通常の省エネ適判取得時と同様)
- ※6 検査結果が不適のものであっても提出

適用開始時期

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月（R7年4月）以降に工事に着手**するものから適用されます。

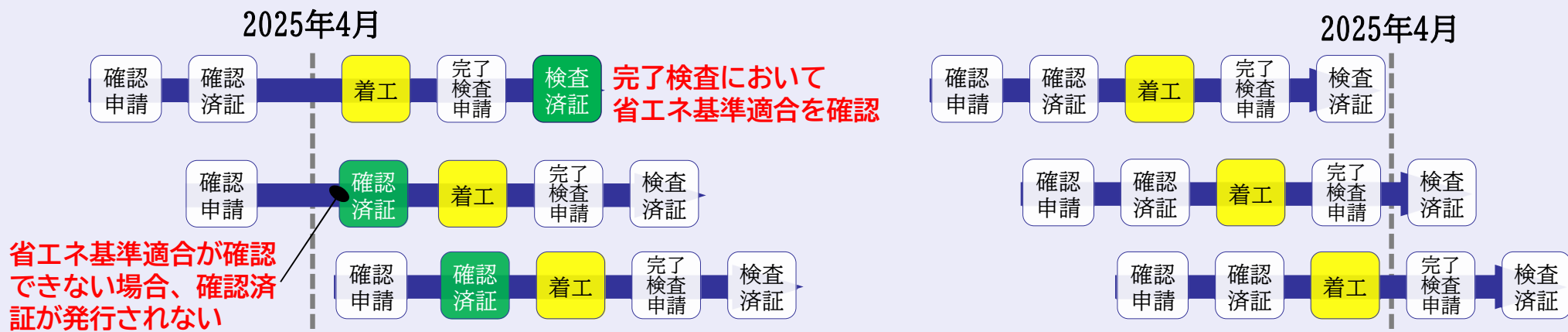
基準適合義務制度の適用について

- 省エネ基準適合義務制度は**2025年4月（R7年4月）以降に工事に着手**するものから適用されます。
- このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合は、法施行前から予め省エネ基準に適合した設計としておくことが必要**です。

<省エネ基準適合義務制度の適用について>

基準適合が必要な場合（省エネ適判等の対応が必要）

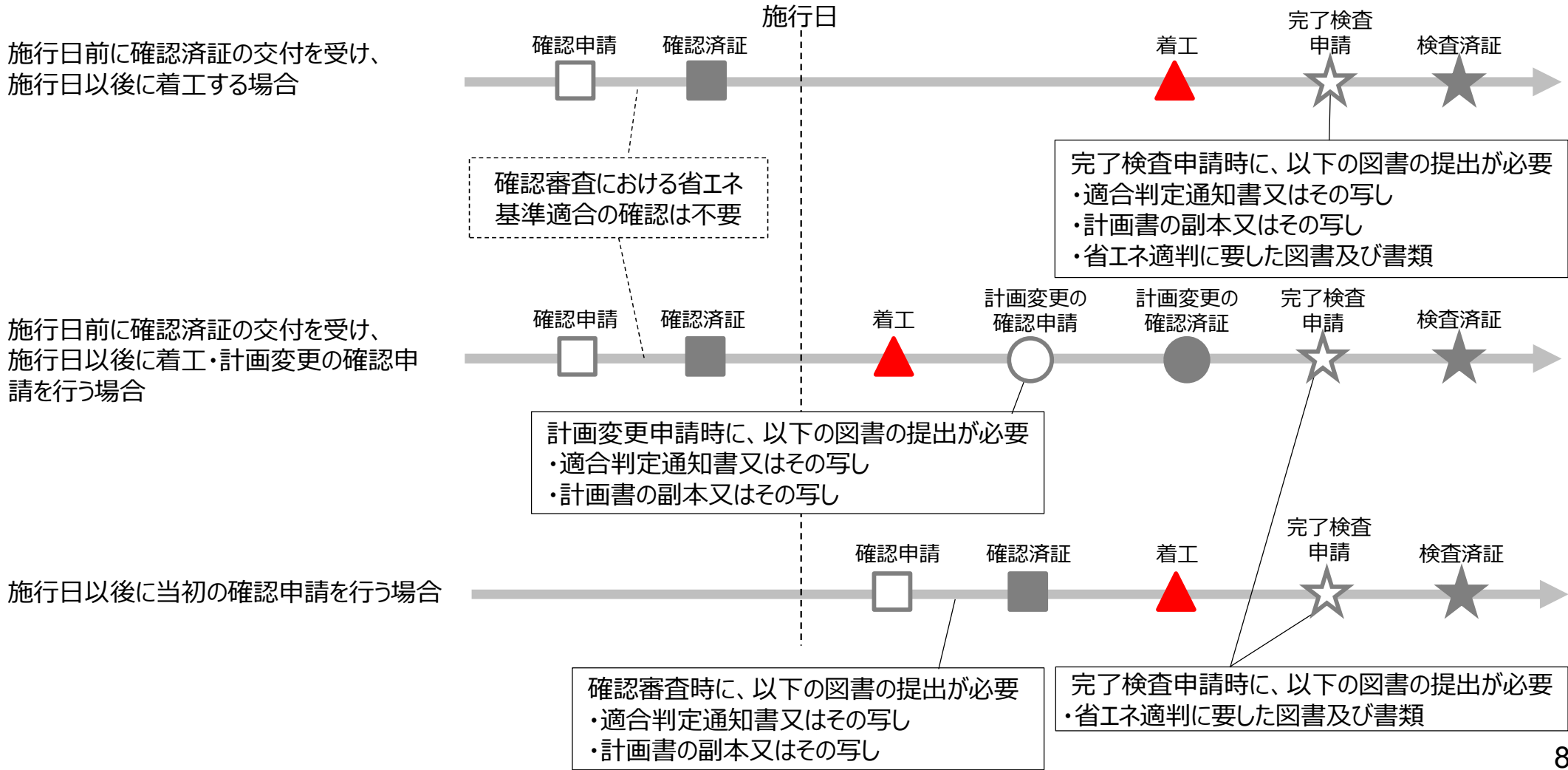
基準適合が不要な場合（省エネ適判等の対応が不要）



留意事項

- ✓ 確認申請から確認済証の交付までには**一定の審査期間が必要**です。このため、2025年4月前の着工を予定する場合は、**余裕をもって建築確認申請**をしてください。
- ✓ 2025年4月よりも前に工事着手予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、**完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要**です。省エネ基準への適合が確認できない場合、**検査済証が発行されません**ので、**一定の余裕を持って省エネ基準適合義務制度に対応してください**。

- 施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工する場合は、完了検査申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写し及び添付図書等が提出されることとなる。
- 施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工し、計画変更の確認申請を行う場合は、計画変更申請時に適合判定通知書又はその写し、計画書の副本又はその写しが提出されることとなる。



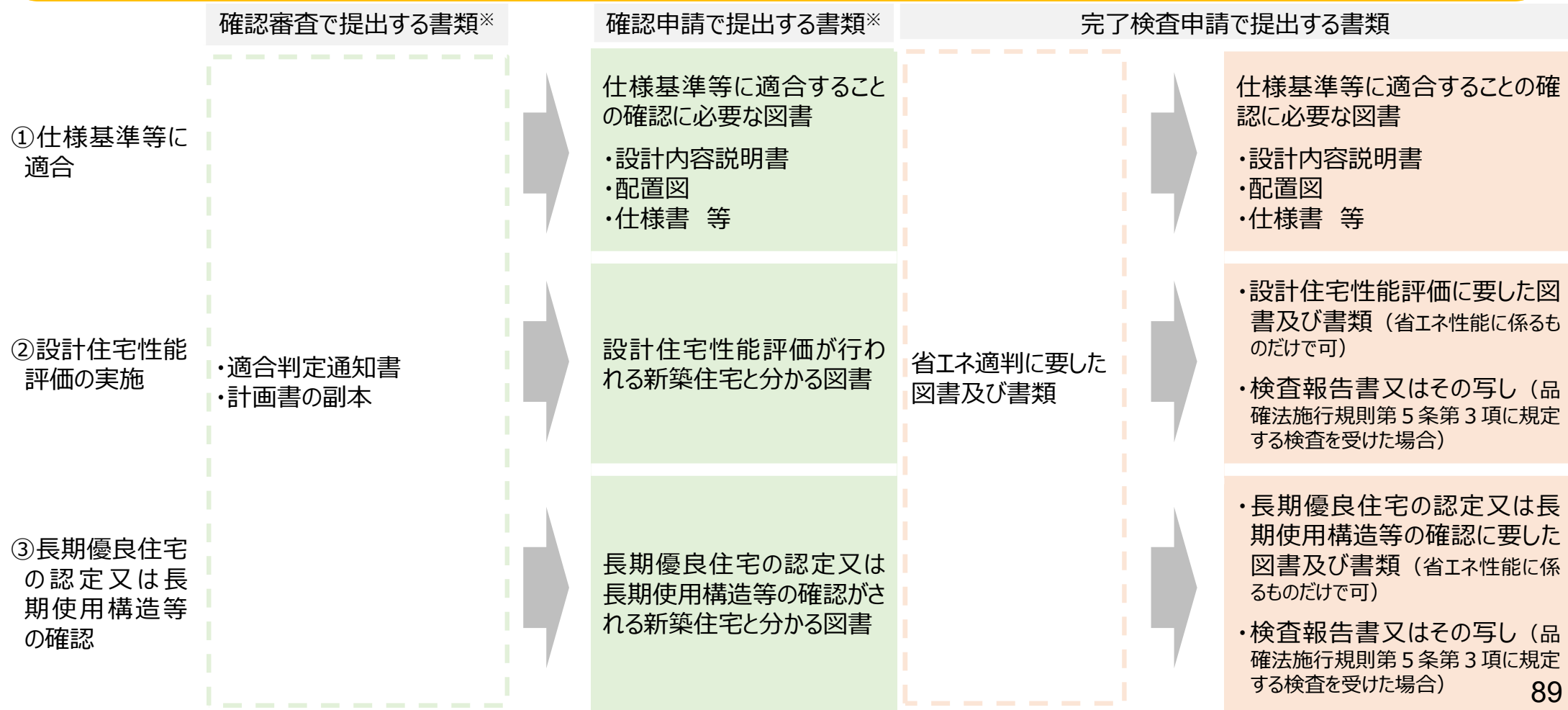
改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項

○建築物省エネ法第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書が適用される①～③の新築住宅は、省エネ適判を不要とする。

- ①仕様基準又は誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）に適合
- ②設計住宅性能評価の実施
- ③長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認

○また、確認審査及び完了検査申請において提出する書類は、以下の書類とする。

※ 前頁の施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工する場合は、完了検査申請で提出する書類に該当



増改築時の留意事項

Point

- 令和7年4月1日(以下「施行日」という。)以後に着工する場合は、**増改築部分について省エネ基準への適合が必要**となる。
- **非住宅**について、施行日より前に省エネ適判通知書の交付を受け、着工が施行日以後となる場合は、完了検査申請時に、**増改築部分の省エネ基準適合を確認した、軽微変更該当証明書の提出が必要(変更の省エネ適判は不要)**。
- **住宅**の増改築の評価は、**外皮性能を仕様基準又は誘導仕様基準**(以下「仕様基準等」という。)、**一次エネルギー消費性能※を標準計算又は仕様基準等**により、行う。

※ 標準計算ルートで評価する場合の、住宅の増改築に対応したプログラムを令和6年12月頃に公開予定

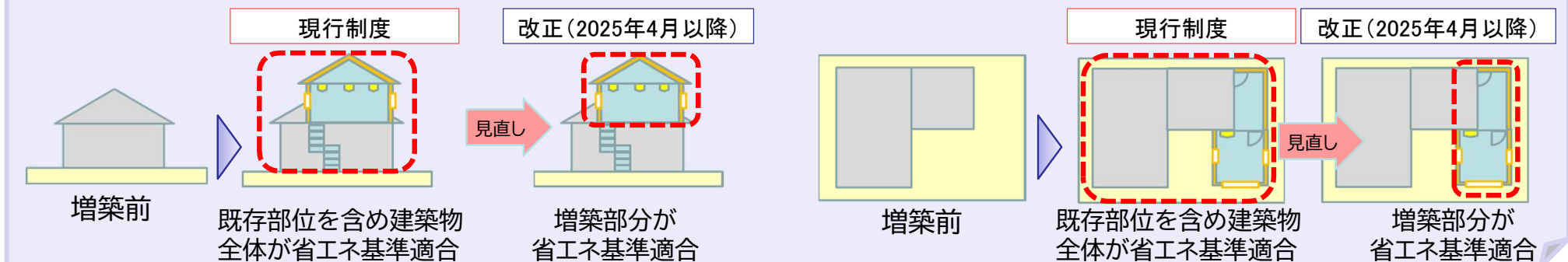
増改築の場合の基準適合義務制度の対象となる部分について

現行制度とは異なり、増改築を行う場合は、**増改築を行った部分が省エネ基準に適合する必要があります。**

※ 増改築部分を含めた建築物全体ではないので要注意。

※ 修繕・模様替え(いわゆるリフォーム・改修)は省エネ基準適合義務制度の対象ではありません。

<現行制度からの変更点:省エネ基準適合が必要な部分>



(住宅の増改築の評価は、外皮性能を仕様基準等、一次エネルギー消費性能を標準計算又は仕様基準等により、行う)

- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き
- ④省エネ基準について**
- ⑤仕様基準・図書の例
- ⑥その他

省エネルギー基準とは

➤ 省エネ基準適合に当たっては、**住宅**の場合は**外皮性能基準**と**一次エネルギー消費量基準**、**非住宅**の場合は**一次エネルギー消費量基準**に、それぞれに適合する必要があります。

省エネ基準について

省エネ基準は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」（基準省令）により規定されています。

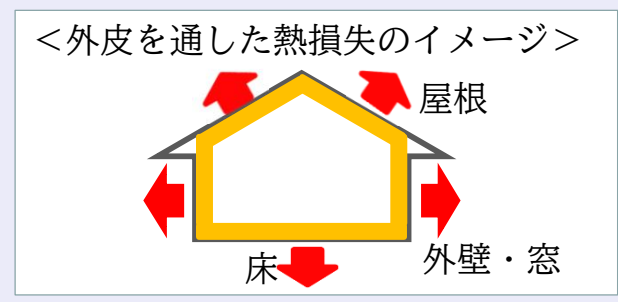
住宅： 外皮性能基準＋一次エネルギー消費量基準 非住宅： 一次エネルギー消費量基準

外皮性能基準

住宅

外皮（外壁、窓等）の表面積当たりの熱の損失量（外皮平均熱貫流率等）が基準値以下となること。

※「外皮平均熱貫流率」＝外皮総熱損失量／外皮総面積



一次エネルギー消費量基準

住宅 非住宅

右記の設備機器等における一次エネルギー消費量（太陽光発電設備等による創エネ量（自家利用分）は控除）が基準値以下となること。

<一次エネルギー消費量の算定対象となる設備機器等>

空気調和設備（暖冷房設備） 換気設備
照明設備 給湯設備 昇降機（非住宅のみ）

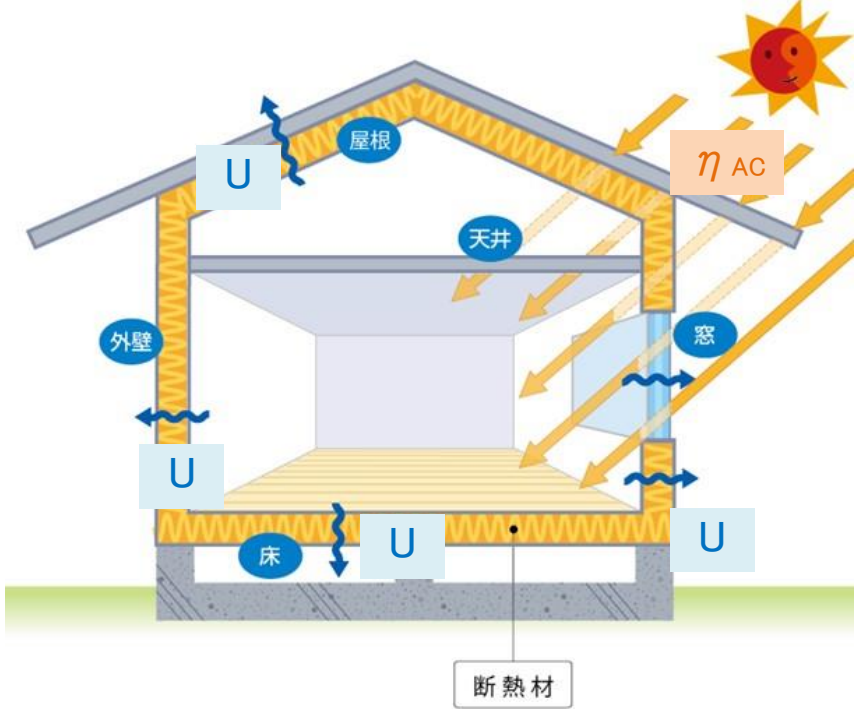
(参考)省エネ性能向上のための取組例

太陽光発電 高効率空調設備 太陽光発電

断熱窓サッシ・ガラス LED照明 日差しを遮る庇 断熱材 ペアガラス二重サッシ 高効率給湯（エコキュート等）

住宅の外皮性能基準(U_A値、η_{AC}値)

- 住宅の外皮性能は、**U_A値**(ユー・エー値)と**η_{AC}値**(イータ・エーシー値)により構成され、いずれも、地域区分別に規定されている**基準値以下**となる必要があります。
- 外皮性能**は、**(一社)住宅性能評価・表示協会のHP**で公開されている**計算シート**で算出できます。



外皮平均熱貫流率(U_A)

- ✓ **室内と外気の熱の出入りのしやすさの指標**
- ✓ 建物内外温度差を1度としたときに、建物内部から外界へ逃げる単位時間当たりの熱量※を、外皮面積で除したもの ※換気による熱損失は除く
- ✓ **値が小さいほど熱が出入りにくく、断熱性能が高い**

$$U_A = \frac{\text{単位温度差当たりの外皮総熱損失量}}{\text{外皮総面積}} \quad [W/(m^2 \cdot K)]$$

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率の基準値： U _A [W/(m ² ·K)]	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})

- ✓ **太陽日射の室内への入りやすさの指標**
- ✓ 単位日射強度当たりの日射により建物内部で取得する熱量を冷房期間で平均し、外皮面積で除したもの
- ✓ **値が小さいほど日射が入りにくく、遮蔽性能が高い**

$$\eta_{AC} = \frac{\text{単位日射強度当たりの総日射熱取得量}}{\text{外皮総面積}} \times 100$$

地域区分	1~4	5	6	7	8
冷房期の平均日射熱取得率の基準値： η _{AC} [-]	—	3.0	2.8	2.7	6.7

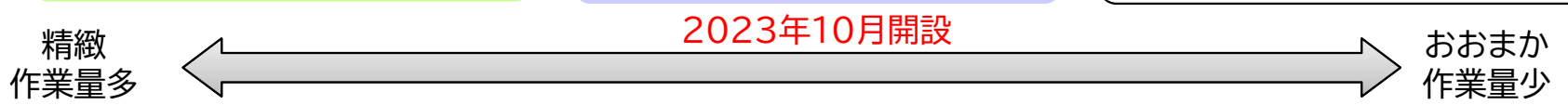
(参考)地域区分について

- 省エネルギー基準は、各地域の外気温傾向や使用されている設備機器等の実態を踏まえ、8の地域区分毎に基準値を設定。
- 地域区分は、原則として市町村単位で設定。

省エネ基準に基づく評価方法の概要

- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様**により、**一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様**により評価できます。
- 2023年10月より**外皮性能は仕様基準※**で、**一次エネルギー消費量は計算※**でそれぞれ評価(仕様・計算併用)が可能となりました。※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の**両方**を仕様基準で評価する場合、**省エネ適判は不要**です。

評価方法		標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴		パソコン等で行う精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 ※逆の組合せも可能	仕様で判断する評価方法
外皮性能	計算ツール	外皮計算用Excel等	—	—
	部位毎の面積・長さ	計算する	計算しない (計算する方法も有)	—
	部位毎の外皮性能	各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	仕様基準への適合確認	—
一次エネ性能	計算ツール	Webプログラム(住宅版)		—
	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力	or 設備設置の有無と設備の種類を入力	仕様基準への適合確認
	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能		—

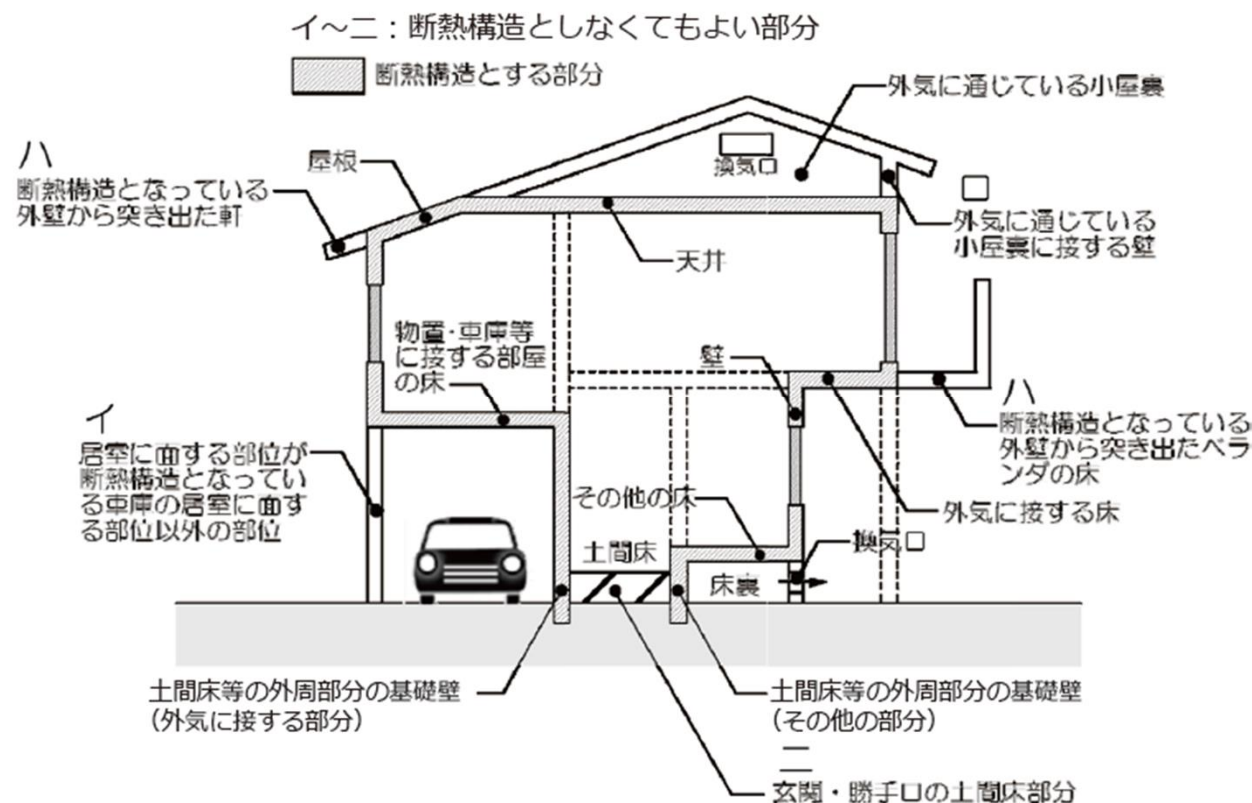


- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き
- ④省エネ基準について
- ⑤仕様基準・図書の例**
- ⑥その他

(1) 基準の概要: 外皮のうち断熱構造としなくて良い部分

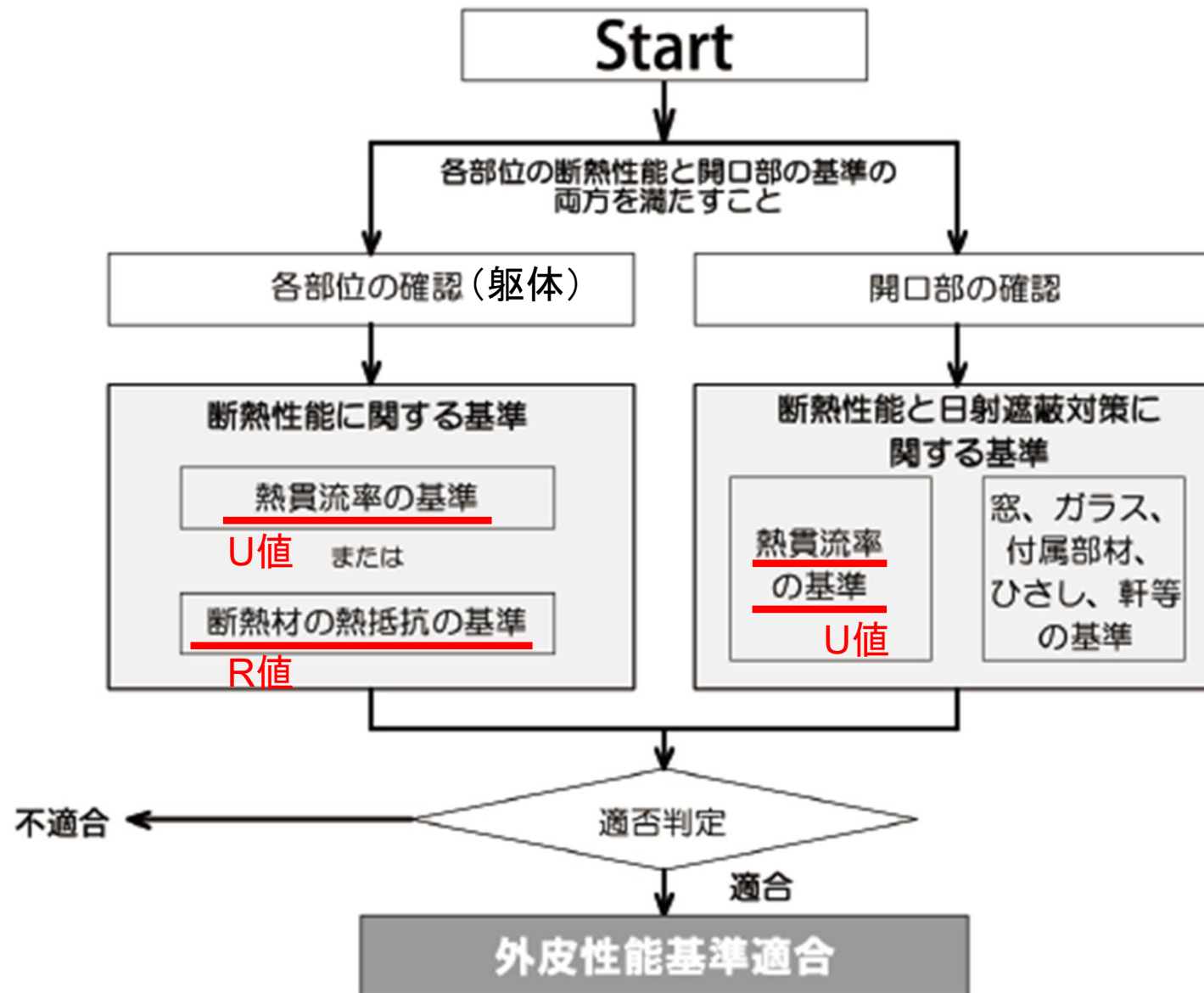
対象外

- イ. 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位
- ロ. 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ハ. 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダ
- ニ. 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ホ. 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分



(2) 外皮仕様の確認: フロー

【外皮仕様の確認フロー】



注) 外皮の躯体の仕様に関する基準値は、地域区分・構造種別・工法により異なります。
開口部に関する基準値は、地域区分により異なります。

(2)外皮仕様の確認 ①開口部以外の確認のポイント

屋根・天井、壁、床、基礎壁の断熱性能について基準値を満たすか確認します。
 (同一部位に複数の断熱仕様がある場合は、断熱性能が低いものを確認します。)

※以下、仕様基準ガイドブックより抜粋

1 断熱材の熱抵抗R

省エネ仕様 充填断熱工法 軸組構法

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。部位ごとに熱抵抗 R を確認してください。
 1つの部位に複数の仕様がある場合は、全ての仕様について 確認し、性能が低い仕様(熱抵抗 R が小さい方)を記入してください。

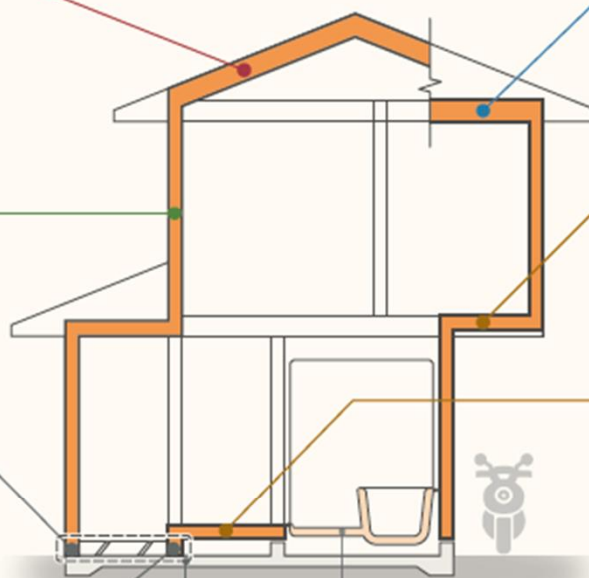
① 充填断熱工法 軸組構法

屋根			R ≥ 4.6
仕 例	高性能グラスウール16K	90+90 mm	R = 4.8
	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65+65 mm	R = 4.6
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

壁			R ≥ 2.2
仕 例	高性能グラスウール14K、又は16K	85mm 以上	R = 2.2以上
	ロックウール	90mm 以上	R = 2.2以上
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

土間床等の外周部分の基礎壁 (外気に接する部分)			R ≥ 1.7
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	50 mm	R = 1.8
	硬質ウレタンフォーム(ボード状)2種2号D	40 mm	R = 1.8
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		

土間床等の外周部分の基礎壁 (その他の部分)			R ≥ 0.5
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	20 mm	R = 0.7
	硬質ウレタンフォーム(ボード状)2種2号D	25 mm	R = 1.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



○1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
 ○1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

天井			R ≥ 4.0
仕 例	高性能グラスウール14K、又は16K	155 mm	R = 4.1
	ロックウール	155 mm	R = 4.1
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (外気に接する部分)			R ≥ 3.3
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	100 mm	R = 3.6
	フェノールフォーム1種2号C、又はD	66 (C)、又は 63 (D) mm	R = 3.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



床 (その他の部分)			R ≥ 2.2
仕 例	押出法ポリスチレンフォーム3種bA	65 mm	R = 2.3
	フェノールフォーム1種2号C、又はD	45 mm	R = 2.3
製品名 (又は断熱材の種類)	厚さ	R	
	mm		



玄関、勝手口等の土間床部分の断熱については、省略することができます。
 断熱されているバスユニットの床は、床(その他の部分)の選否確認を除外できます。

- ⇒ 「断熱材の種類」は P.20 を参照
- ⇒ 「熱抵抗 R」は P.19 を参照
- ⇒ 「その他の部分」は P.24 を参照

例) 木造軸組工法・桝組壁工法(共通)

表 3.3.6 【木造軸組構法】【桝組壁工法】外皮の熱貫流率の仕様基準 [W/(m²・K)]

部位		断熱材の 施工法	地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
屋根又は天井		—	0.17		0.24					0.99
壁			0.35		0.53					—
床	外気に接する部分		0.24			0.34				—
	その他の部分		0.34			0.48				—
土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する部分	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	0.27		0.52					—
	その他の部分		0.71		1.38					—

設計値が基準値以下であることを確認

例) 木造軸組工法

表 3.3.1 【木造軸組構法】断熱材の熱抵抗の仕様基準 [㎡・K/W]

断熱材の 施工法	部位		地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
充填断熱	屋根 又は天井	屋根	6.6		4.6				0.96	
		天井	5.7		4.0				0.78	
	壁		3.3		2.2				—	
	床	外気に接する部分	5.2			3.3			—	
		その他の部分	3.3			2.2			—	
外張断熱 又は 内張断熱	屋根又は天井		5.7		4.0				0.78	
	壁		2.9		1.7				—	
	床	外気に接する部分	3.8			2.5			—	
		その他の部分	—			—			—	
内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等の 外周部分の 基礎壁	外気に接する部分	3.5			1.7			—	
		その他の部分	1.2			0.5			—	

設計値が基準値以上であることを確認

(2)外皮仕様の確認 ①開口部以外の仕様の根拠

U値(熱貫流率)

- 各部位の層構成を踏まえて、部材の厚みと熱伝導率から算出されます。
- 各部材の熱伝導率は、技術情報(建築研究所HP)が根拠資料となります。

R値(熱抵抗値)

- 断熱材の厚みと熱伝導率から算出されます。
- 断熱材の熱伝導率は、メーカーのカタログや断建協のHPが根拠資料となります。

4) 熱貫流率 U の計算例

図 2.2.3.2 の外壁(断熱部)の熱貫流率を求めると、表 2.2.3.3 のようになります。

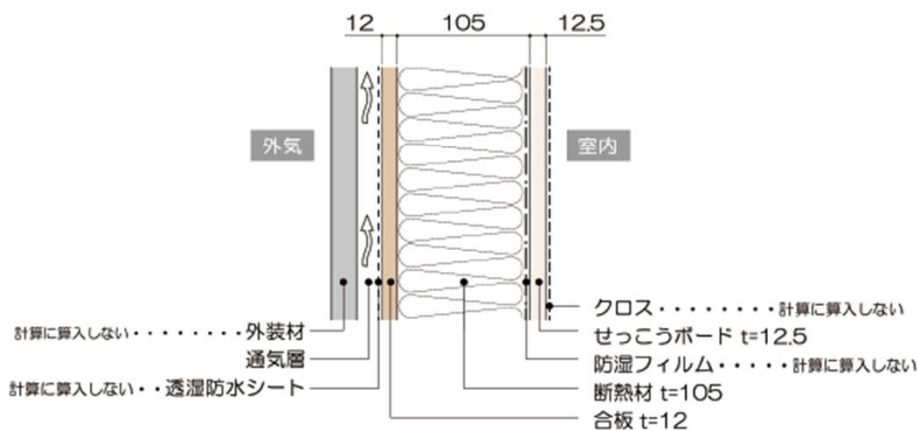


図 2.2.3.2 外壁の断面構成

表 2.2.3.3 外壁の熱貫流率

材料	厚さ d [m]	熱伝導率 λ [W/(m·K)]	熱抵抗 $R = d / \lambda$ [m ² ·K/W]
外気側の表面熱伝達抵抗(通気層) R_o	—	—	0.11
合板	0.012	0.16	0.075
グラスウール断熱材 HG16-38	0.105	0.038	2.763
せっこうボード GB-R (構架材まで張り上げる)	0.0125	0.221	0.057
室内側の表面熱伝達抵抗 R_i	—	—	0.11
熱貫流抵抗 $R_t =$			3.115
熱貫流率 $U = 1 / R_t =$			0.321 [W/(m ² ·K)]

式1

$$\text{各層の熱抵抗 } R \text{ [m}^2\text{·K/W]} = \frac{\text{材料の厚さ } d \text{ [m]}}{\text{材料の熱伝導率 } \lambda \text{ [W/(m·K)]}}$$

ですので、

熱貫流率 U は、下式により求めます。

式2

$$\begin{aligned} \text{熱貫流率 } U \text{ [W/(m}^2\text{·K)]} &= \frac{1}{\text{熱貫流抵抗 } R_t \text{ [m}^2\text{·K/W]}} \\ &= \frac{1}{R_o + \frac{d_1}{\lambda_1} + \frac{d_2}{\lambda_2} + \frac{d_3}{\lambda_3} + \dots + R_a + R_i} \end{aligned}$$

R : 各層の熱抵抗 [m²·K/W]

d : 材料の厚さ [m]

λ : 材料の熱伝導率 [W/(m·K)]

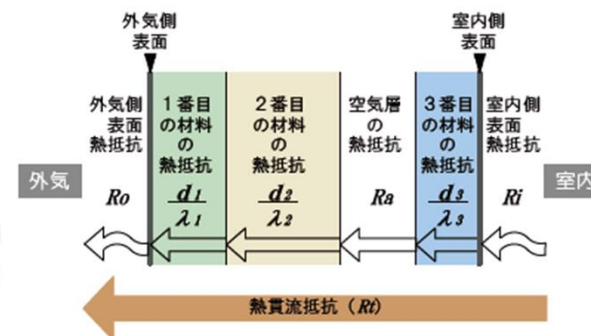
U : 熱貫流率 [W/(m²·K)]

R_t : 部位の熱貫流抵抗 [m²·K/W]

R_o : 外気側の表面熱伝達抵抗 [m²·K/W]

R_i : 室内側の表面熱伝達抵抗 [m²·K/W]

R_a : 空気層の熱抵抗 [m²·K/W]



【注意】矢印は、熱抵抗の方向ではなく、暖房時における熱流の方向を示しています。

注) U値やR値が計算されたものであれば、計算の確からしさを確認する必要があります。

(2) 外皮仕様の確認 ② 開口部の確認のポイント

全ての窓・ドアについて基準値を満たすか確認します。

※以下、仕様基準ガイドブックより抜粋

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策

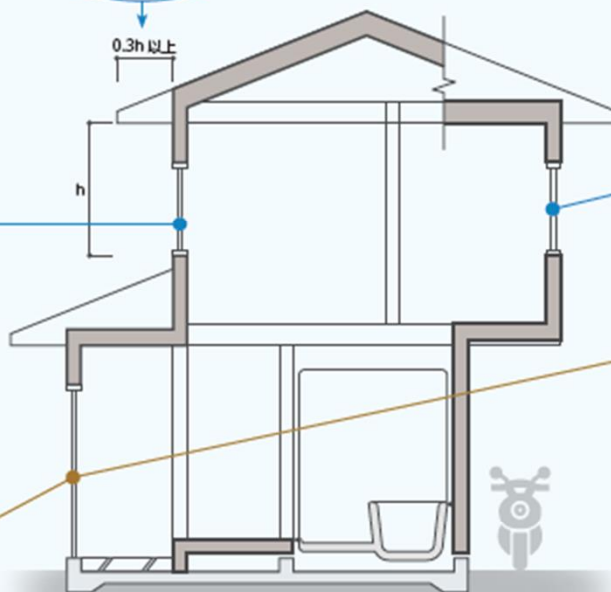
確認する基準は、開口部の熱貫流率Uと日射遮蔽対策(5~7地域のみ)についてです。熱貫流率については、窓は建具とガラスの組合せ、ドアは枠と戸の組合せに基づく熱貫流率Uを確認してください。日射遮蔽対策については、窓の日射熱取得率 η を確認してください。仕様が複数ある場合は、全ての仕様について確認し、熱貫流率Uについては性能が低い仕様(熱貫流率Uが大きい方)、日射遮蔽対策については窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。

5~7地域

赤文字が日射遮蔽対策を示しています。

窓		U ≤ 4.7 + 日射遮蔽対策	
有効なひさし、軒等がある所に設置する窓			
仕事例	【建具】金属製建具 【ガラス】二層複層ガラスA6	U = 4.7	
製品名(※建具とガラスの種類)		U	
有効なひさし、軒等がない所に設置する窓 窓の日射熱取得率 $\eta \leq 0.59$			
仕事例	【建具】金属製建具 【ガラス】Low-E二層複層ガラスA6 日射取得型又は日射遮蔽型	U = 4.1	窓の $\eta = 0.51$ (日射取得型) $\eta = 0.32$ (日射遮蔽型)
製品名(※建具とガラスの種類)		U	η

有効なひさし、軒等とは外壁からの出寸法が、その下端から窓下端までの高さ(h)の0.3倍以上のものをいいます。



4地域

4地域には、日射遮蔽対策の基準はありません。

窓		U ≤ 3.5	
仕事例	【建具】金属製建具 【ガラス】Low-E二層複層ガラスA9	U = 3.5	
	【建具】アルミ樹脂複合材料製建具 【ガラス】二層複層ガラスA11	U = 3.5	
製品名(※建具とガラスの種類)		U	
ドア		U ≤ 3.5	
仕事例	【枠】金属製 【戸】金属製フラッシュ構造 二層複層ガラス	U = 2.9	
製品名(※枠と戸の種類)		U	

- ⇒ 「熱貫流率U」はP.19を参照
- ⇒ 「日射熱取得率 η 」はP.19を参照
- ⇒ 「ガラスの中空層」はP.21を参照
- ⇒ 「Low-E二層複層ガラス」はP.21を参照
- ⇒ 「窓、ドアの種類と性能」はP.21~22を参照

開口部の熱貫流率 U [W/(m²K)]

◎開口部の熱貫流率の表記

Webやカタログ等では、小数点第2位まで表示(例えば 2.33等)となっている場合がありますが、小数点第2位を四捨五入した値(例えば 2.33→2.3等)に、読み替えても差し支えありません。詳しくは、左記のホームページをご確認ください。

商品名	対象窓種	ガラスの仕様			ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m ² K)]	開口部の熱貫流率 [W/(m ² K)]
		構成	中空層	スペーサー		

(2) 外皮仕様の確認 ② 開口部の熱貫流率(U値)、日射遮蔽対策の確認

表 3.4.1 開口部の仕様基準

	地域の区分					
	1~3	4	5	6	7	8
熱貫流率 [W/(㎡・K)]	2.3	3.5	4.7			—
日射遮蔽対策	—		次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの	次のイからニまでのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.53 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.66 以下であるもの ハ 付属部材を設けるもの ニ ひさし、軒等を設けるもの		

設計値が基準値以下であることを確認

(2)外皮仕様の確認 ②開口部の仕様の根拠

U値(熱貫流率)

・断熱建材協議会のHPや、各メーカーのカタログ(自己適合書)が根拠資料となります。

断熱建材協議会のホームページの「部位別熱貫流率表」に、一般社団法人日本サッシ協会作成の「建具とガラスの組合せによる開口部(窓・ドア)の熱貫流率表」が掲載されています。表 2.2.5.2～表 2.2.5.4 はそれを引用したものです。

<https://dankenkyou.com/buibetsuhyou.html>



図 2.2.5.1 断熱建材協議会ホームページの画面

表 2.2.5.2: 大部分が透明材料で構成されている開口部(窓等)
大部分が透明材料で構成されている框ドア、引戸も含まれます。

表 2.2.5.3: 大部分が不透明材料で構成されている開口部(ドア等)(2ロック、掘込み錠、ポストなし)
欄間付のドア、袖付のドア、欄間付の引戸、袖付の引戸には適用できません。

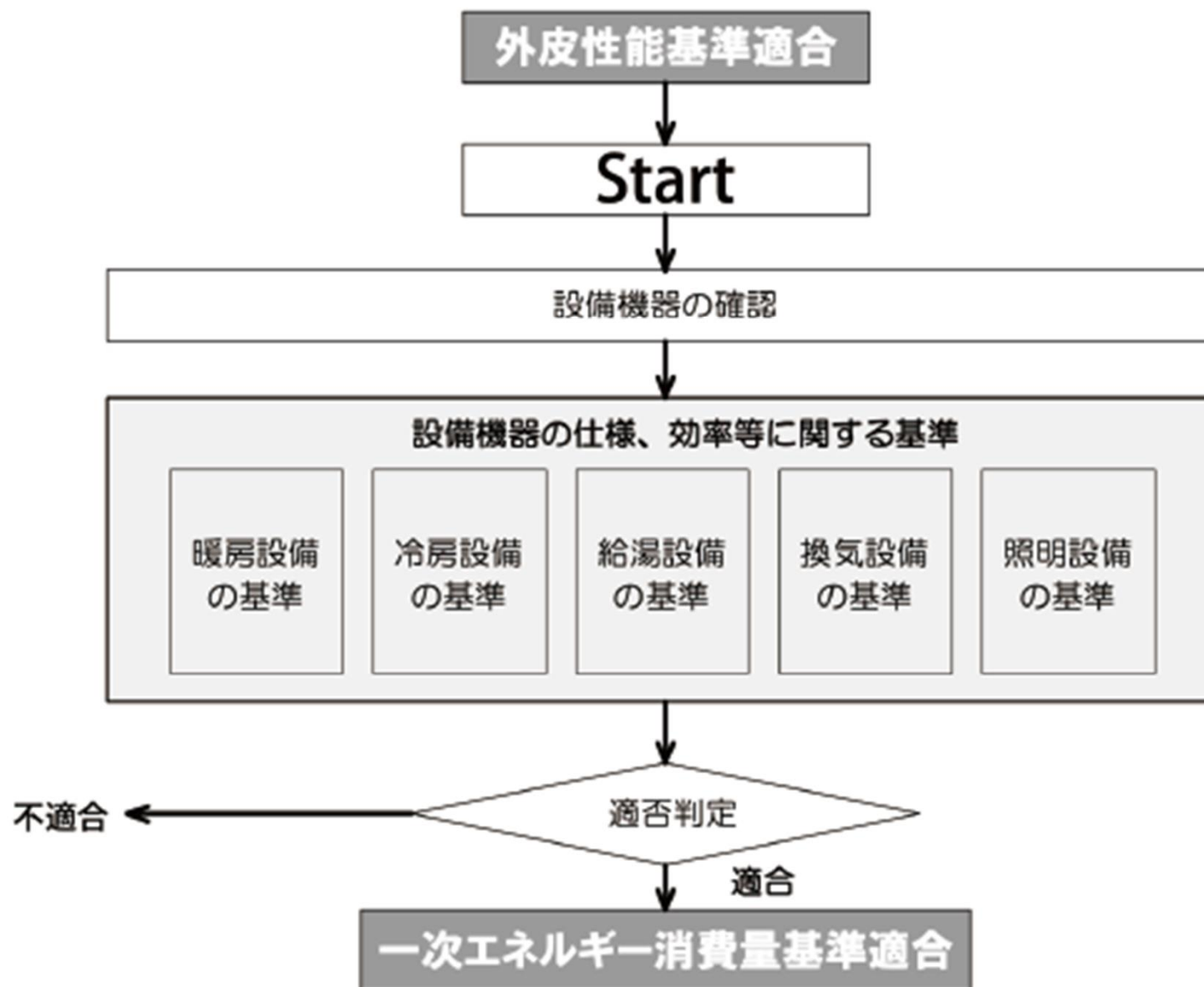
表 2.2.5.4: 大部分が不透明材料で構成されている開口部(ドア等)(2ロック、掘込み錠、ポストあり)
欄間付のドア、袖付のドア、欄間付の引戸、袖付の引戸には適用できません。

表 2.2.5.2 大部分が透明材料で構成されている開口部(窓等)の熱貫流率

建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様		開口部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)] [*]				
		ガラスの封入 [*]	中空層の厚さ	付帯部材無し	シャッター・雨戸付	紙障子付	風除室あり	
樹脂製建具 又は木製建具	三層複層ガラス	Low-E ガラス 2枚	されている	13 mm以上	1.60	1.49	1.43	1.38
				10 mm以上 13 mm未満	1.70	1.58	1.51	1.46
			7 mm以上 10 mm未満	1.90	1.75	1.66	1.60	
		されていない	7 mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77	
			13 mm以上	1.70	1.58	1.51	1.46	
			9 mm以上 13 mm未満	1.90	1.75	1.66	1.60	
	Low-E ガラス 1枚	されている	10 mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60	
			7 mm以上 9 mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77	
		されていない	7 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89	
			10 mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77	
		一般ガラス	13 mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60	
			7 mm以上 9 mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77	
樹脂(又は木) と金属の 複合材料製 建具	二層複層ガラス	Low-E ガラス	されている	8 mm以上 10 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89
				8 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26
			14 mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77	
		されていない	11 mm以上 14 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89	
			11 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26	
			13 mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26	
	一般ガラス	13 mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59		
		10 mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77		
		12 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26		
	単板ガラス	Low-E ガラス 2枚	されている	12 mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60
				8 mm以上 12 mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77
			8 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89	
されていない		16 mm以上	1.90	1.75	1.66	1.60		
		10 mm以上 16 mm未満	2.15	1.96	1.86	1.77		
		8 mm以上 10 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89		
Low-E ガラス 1枚	されている	12 mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77		
		9 mm以上 12 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89		
	されていない	9 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26		
		16 mm以上	2.15	1.96	1.86	1.77		
	一般ガラス	12 mm以上 16 mm未満	2.33	2.11	1.99	1.89		
		12 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26		
二層複層ガラス	Low-E ガラス	されている	14 mm以上	2.33	2.11	1.99	1.89	
			14 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26	
		9 mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26		
	されていない	9 mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59		
		11 mm以上	3.49	3.04	2.82	2.59		
		11 mm未満	4.07	3.49	3.21	2.90		
その他 ・金属製建具 ・金属製熱遮 断構造建具等	二層複層ガラス	Low-E ガラス	されている	10 mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26
			10 mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59	
		14 mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26		
	一般ガラス	7 mm以上 14 mm未満	3.49	3.04	2.82	2.59		
		7 mm未満	4.07	3.49	3.21	2.90		
		8 mm以上	4.07	3.49	3.21	2.90		
単板ガラス	一般ガラス	8 mm未満	4.65	3.92	3.60	3.18		
		10 mm未満	2.91	2.59	2.41	2.26		
		10 mm以上	2.91	2.59	2.41	2.26		

(3)設備仕様の確認:フロー

【設備仕様の確認フロー】



注) 暖房・冷房・給湯の基準仕様は、地域区分により異なります。

(3) 設備仕様の確認: 確認のポイント

- ・暖房、冷房、換気、給湯、照明それぞれの設備機器を確認します。
 (設備種別ごとに機器が複数ある場合は、**効率等が低いもの**を確認します。)
- ・入居後(完了検査後)に設置される設備は図面上「設置しない」と記載し、**省エネ基準に適合するもの**と扱います。

※以下、仕様基準ガイドブックより抜粋

3 省エネ仕様

設備機器の仕様

使用する暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。



下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合は、このチェックリストは使用できませんが、エネルギー消費性能計算プログラムにより適否を確認することができます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。

エネルギー消費性能計算プログラム
<https://house.lownenergy.jp/>



暖冷房設備

暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

住戸全体を暖冷房

- ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

居室のみを暖冷房

暖房と冷房の両方について、以下のいずれかの設備機器であることを確認してください。一部の居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、暖冷房設備機器を設置する居室だけで確認してください。

- パネルラジエーターで、①～③のいずれかを熱源とし(選択してください)かつ配管に断熱被覆があるもの → 「配管の断熱被覆」は P.23 を参照
 - ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率 83.0%以上(4地域)、87.8%以上(5～7地域)のもの
 - ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率 78.9%以上(4地域)、82.5%以上(5～7地域)のもの
 - ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機(フロン系冷媒に限る)
- ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
- FF暖房機の熱効率 86.0%以上のもの(4地域に限る)

- ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの

設置しない

すべての居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、「設置しない」を選択してください。入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は、「設置しない」を選択してください。

換気設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

- ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDCモーター(直流)のもの
- ダクト式第二種又は第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
- 壁付け式第二種又は第三種換気設備のもの

→ 「換気設備の種類」は P.23 を参照

給湯設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、■にチェックをしてください。

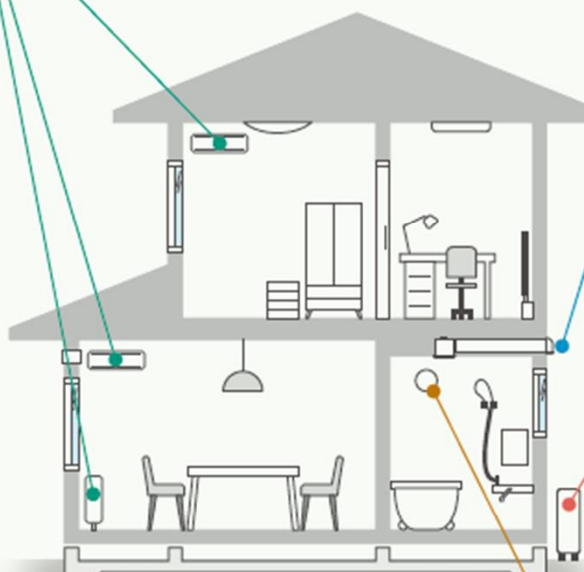
- 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 81.3%以上(4地域)、77.8%以上(5～7地域)のもの
- ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】のモード熱効率 83.7%以上(4地域)、78.2%以上(5～7地域)のもの
- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】のJIS効率 2.9以上(4地域のみ、5～7地域は問わず)のもの

照明設備

下記であることを確認し、■にチェックをしてください。

- 非居室の全ての照明に、LED又は蛍光灯を設置している。

居室の照明設備については、確認不要です。 → 「非居室」は P.23 を参照



(3)設備仕様の確認:基準一覧



設備機器の仕様基準

1.1 設備機器の仕様基準

仕様基準による一次エネルギー消費性能は、当該住宅に設置する設備機器の種類と効率等により評価します。地域の区分により、仕様基準と誘導仕様基準があり、以下に該当する設備機器が求められます。

以下に該当しない設備を設置する場合は、Webプログラムを使って評価することもできます。「第4部 Webプログラムによる一次エネルギー消費性能の評価方法」を参照してください。

(1) 仕様基準

仕様基準において、完了検査時に設置しない設備については、表 5.1.1～表 5.1.5 に示す仕様の設備が設置されているものとして評価します。

表 5.1.1 暖房設備の仕様基準

暖房方式	1・2・3・4地域	5・6・7地域
単位住戸全体を暖房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機であって、日本産業規格 S3031 に規定する熱効率が 83.0%以上であるもの (ロ) ガス熱源機であって、日本産業規格 S2112 に規定する熱効率が 78.9%以上であるもの (ハ) フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ 強制対流式の密閉式石油ストーブであって、日本産業規格 S3031 に規定する熱効率が 86.0%以上であるもの ハ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力 (単位 キロワット)} + 6.16$	次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 温水暖房用パネルラジエーターであって、次の(イ)から(ハ)までのいずれかの熱源機を用い、かつ、配管に断熱被覆があるもの (イ) 石油熱源機であって、日本産業規格 S3031 に規定する熱効率が 87.8%以上であるもの (ロ) ガス熱源機であって、日本産業規格 S2112 に規定する熱効率が 82.5%以上であるもの (ハ) フロン類が冷媒として使用された電気ヒートポンプ熱源機 ロ ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.321 \times \text{暖房能力 (単位 キロワット)} + 6.16$

表 5.1.2 冷房設備の仕様基準

冷房方式	1・2・3・4地域	5・6・7・8地域
単位住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを冷房する方式	ルームエアコンディショナーであって、日本産業規格 B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの $-0.504 \times \text{冷房能力 (単位 キロワット)} + 5.88$	

表 5.1.3 全般換気設備の仕様基準

1・2・3・4・5・6・7・8地域 (全地域)
次のイから二までのいずれかに該当するもの イ 比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)が 0.3 (単位 1時間につき 1立方メートル当たりのワット) 以下の換気設備 ロ 内径 75 ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない場合に限る。) ハ 内径 75 ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備

表 5.1.4 給湯設備の仕様基準

1・2・3・4地域	5・6・7・8地域
次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 石油給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 81.3%以上であるもの ロ ガス給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 83.7%以上であるもの ハ 二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格 C9220 に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの (イ) 1の地域 3.5 (ロ) 2の地域 3.2 (ハ) 3の地域 3.0 (ニ) 4の地域 2.9	次のイからハまでのいずれかに該当するもの イ 石油給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 77.8%以上であるもの ロ ガス給湯機であって、日本産業規格 S2075 に規定するモード熱効率が 78.2%以上であるもの ハ 二酸化炭素(CO ₂)が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機

浴室等(浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室をいいます。)、台所及び洗面所がない場合は、給湯設備の仕様基準の規定は適用しません。

表 5.1.5 照明設備の仕様基準

1・2・3・4・5・6・7・8地域 (全地域)
非居室に白熱灯またはこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと

(3)設備仕様の確認:仕様の根拠

設備機器の効率等

各メーカーのカタログ値等が根拠資料となります。
 なお、住宅性能評価・表示協会のHPより各設備機器のカタログ値等の検索が可能です。

(一社)住宅性能評価・表示協会 ホームページ



(一社)住宅性能評価・表示協会 ホームページより「温熱・省エネ設備等ポータル 住宅版」をクリックし、遷移したページで「一覧へ」をクリックしてください。



一次エネルギー消費量を選択してください。

検索
 〈検索ボタン〉

検索したい設備を選択して検索ボタンを押してください。

各事業者のホームページのリンクがありますので、**対象の事業者を選択して、カタログ等から設置する設備の効率等を確認**してください。もし、見つからない場合は**検索エンジンに直接型番等を入力**して検索してください。

●カタログ(イメージ)

〈ルームエアコン〉

名称	型番	冷房定格能力 (W)	冷房定格消費電力 (W)	定格冷房能力の区分	定格冷房エネルギー消費効率の区分
〇〇〇〇	△△△	2500	445	2.2kWを超え2.5kW以下	い
〇〇〇〇	△△△	6300	1780	5.0kWを超え5.6kW以下	い
〇〇〇〇	△△△	2800	580	2.5kWを超え2.8kW以下	い

〈ガス給湯機〉

名称	分類	種類	ふる機能の種類	モード熱効率 (%)
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	90.5
●●●●	▽▽▽▽	給湯機専用	ガス潜熱回収型給湯機	89.5

確認申請図書のイメージ①

仕様表（仕様基準）

（参考様式）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

項目	小項目		断熱仕様	工法	備考（適用）	
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし			
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）	
		外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱	R値2.8（R値基準）	
		床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
			上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
		土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
			上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		$U_w = 2.97$ 、 $\eta_w = 0.51$ （枠G仕様）	
		ドア	金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		$U_D = 2.33$ （枠戸仕様）	
	一次エネ基準	設備機器	暖房設備	暖房方式	入居者設置	
種類等						
冷房設備		冷房方式	入居者設置			
		種類等				
換気設備		換気方式等	ダクト式第三種機械換気設備	ダクト内径100φ		
照明設備		非居室の仕様等	非居室設置照明は全てLED	便所、浴室、脱衣室設置		
給湯設備	熱源種類	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）				
	仕様等	モード熱効率85.0%以上	参考型番 ○○社abcd-01			

p35

p34

p34

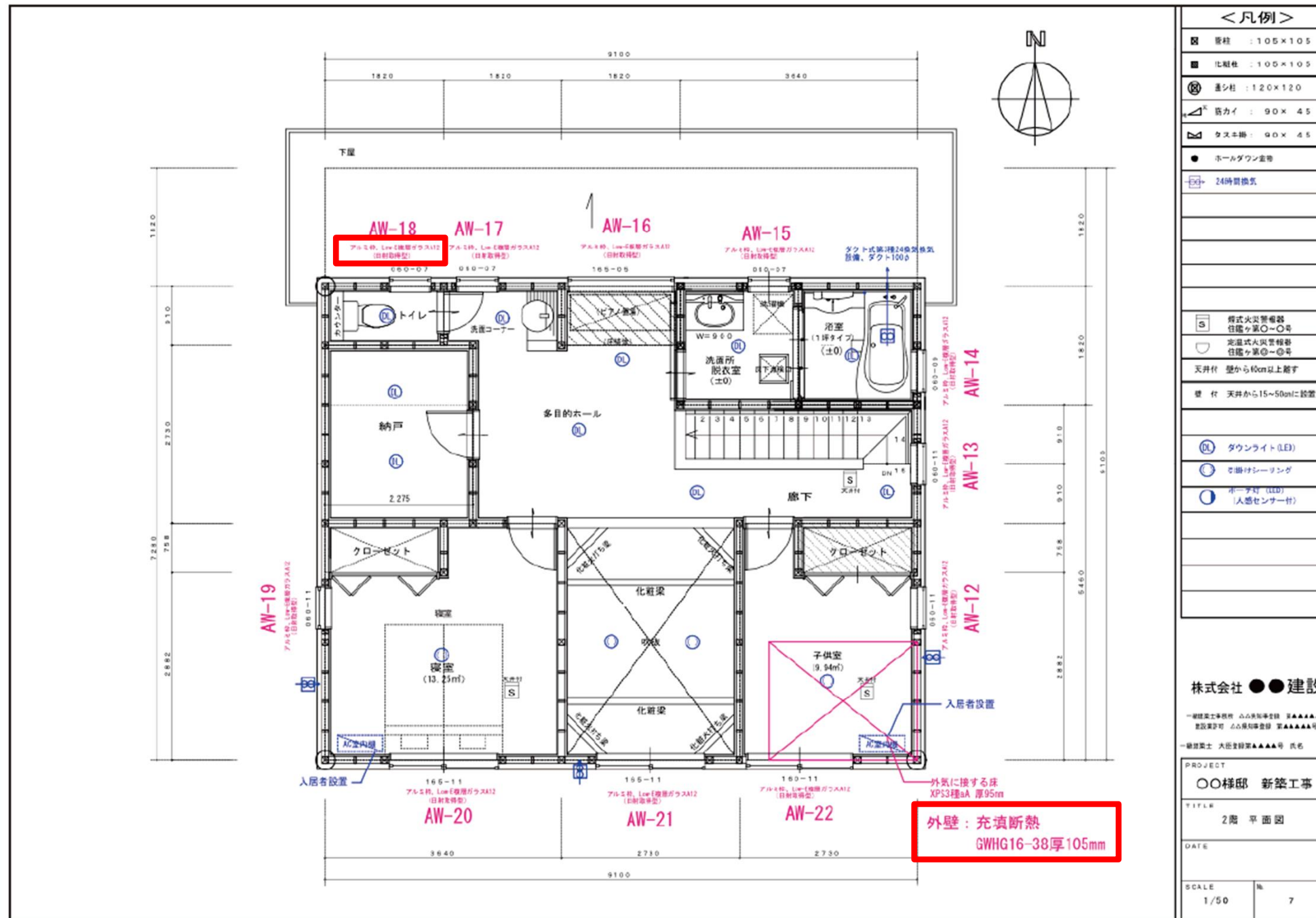
p36

※ 上表に記載する性能値等は、特記なき限り国立研究開発法人建築研究所の定める技術情報に記載するJIS等の規格に基づく値とする。

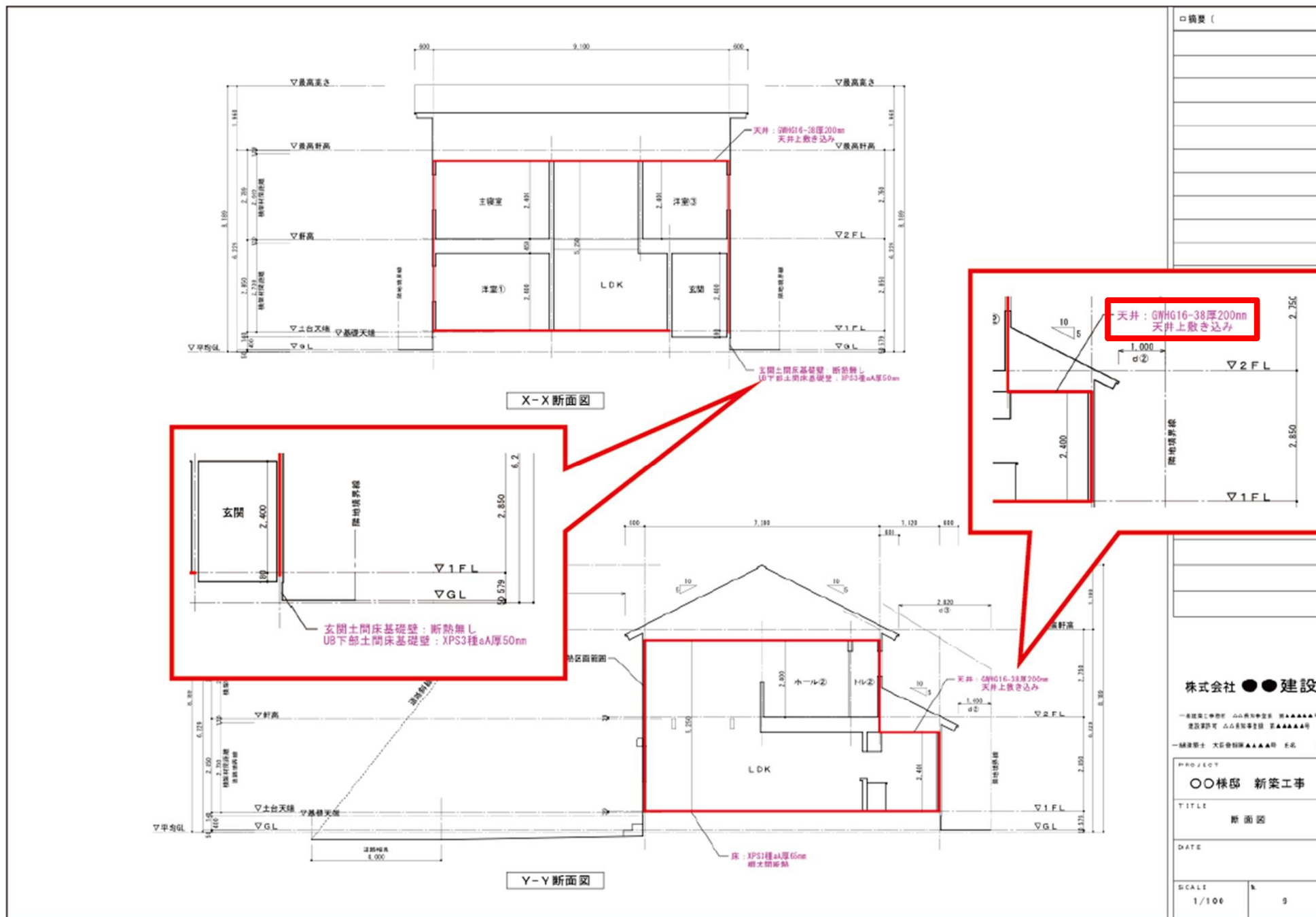
一級建築士事務所 △△県知事登録第▲▲▲▲▲号

一級建築士登録 大臣登録第▲▲▲▲▲号 氏名

確認申請図書のイメージ②



確認申請図書のイメージ③



確認申請図書イメージ④



凡例

DL	ダウンライト (LED)
()	引掛けシーリング
○	ポーチ灯 (LED) (人感センサー付き)

- ①住宅・建築物分野の省エネ対策
- ②省エネ基準適合義務化 制度解説
- ③省エネ適判・建築確認等の手続き
- ④省エネ基準について
- ⑤仕様基準・図書の例
- ⑥その他

【参考】気候風土適応住宅の取扱いについて①

Point

- 気候風土適応住宅については、外皮性能基準は適用除外となります。一次エネルギー消費量基準への適合を標準計算により評価する場合は、外皮性能を省エネ基準相当となります。
- 省エネ適判等の申請に活用するためのチェックリストを公開。

〈気候風土適応住宅の評価方法〉

2025年3月31日まで(現行)

	外皮性能	一次エネルギー消費性能
仕様基準	適用除外	仕様基準に適合すること
標準計算	適用除外	性能基準に適合すること ・設計一次エネルギー消費量 外皮:当該住宅の外皮性能 設備:当該住宅の設備仕様 ・基準一次エネルギー消費量 外皮:当該住宅の外皮性能 or 標準の外皮性能 設備:標準の設備仕様

2025年4月1日から

	外皮性能	一次エネルギー消費性能
仕様基準	適用除外	仕様基準に適合すること
標準計算	適用除外	性能基準に適合すること ・設計一次エネルギー消費量 外皮:標準の外皮性能 設備:当該住宅の設備仕様 ・基準一次エネルギー消費量 外皮:標準の外皮性能 設備:標準の設備仕様

〈気候風土適応住宅の申請〉

・申請時に添付するチェックリスト

気候風土適応住宅チェックリスト

気候風土適応住宅とは、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号（以下「告示」という。））に適合する住宅を指します。

本チェックリストは、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）や、建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関による建築確認を円滑に進めるための、申請される建築物が気候風土適応住宅に該当する場合に活用することを想定しています。

【適用例】

- ・省エネ適判が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者又は設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者又は設計者も、確認申請書に当該チェックリストを添付する。
- ・省エネ適判が不要な場合、建築確認の申請者又は設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請書に添付する。

三 月 日

建築物及びその敷地に関する事項	
地名地番	
チェック項目（告示第1項第1号に係る基準）	チェック <small>（申請者又は設計者が記入）</small>
<small>次のイからニまでのいずれかに該当するものであること</small>	
イ 外壁の過半が両面を高壁とした土壁であること	<input type="checkbox"/>
ロ 外壁が両面を高壁とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
ハ 屋根が茅葺であること	<input type="checkbox"/>
ニ 次の（1）及び（2）に該当すること	<input type="checkbox"/>
<small>（1）外壁について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること</small>	
（i）片面を高壁とした土壁であること	<input type="checkbox"/>
（ii）片面を高壁とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
（iii）過半が両面を高壁とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
<small>（2）屋根、床及び窓について、次の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること</small>	
（i）屋根が①から③のいずれかの構造であること	<input type="checkbox"/>
①化粧野天井	<input type="checkbox"/>
②重戸板張り	<input type="checkbox"/>
③せがいの造り	<input type="checkbox"/>
（ii）床が板張りであること	<input type="checkbox"/>
（iii）窓の過半が現場製作の木製建具であること	<input type="checkbox"/>

※当該チェックリストは、告示第1項第1号に定める基準への適合の確認に活用できます。告示第1項第2号に基づき、所管行政庁が、必要な条件を付加したものを別に定めている場合や、告示第2項に基づき前項各号に掲げる条件と同等であると認められるものを別に定めている場合は、当該チェックリストを参考に適宜修正の上、ご活用ください。

※チェック項目の用語の解説等は、一般財団法人 住宅・建築CDG：推進センターが発行する『「気候風土適応住宅」の解説（2024年度版）』を参考にしてください。

申請者氏名： _____ 設計者氏名： _____

【参考】気候風土適応住宅の取扱いについて②

Point

- 気候風土適応住宅に係る国が定める要件を追加。
(茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造り、石場建て)

○気候風土適応住宅に係る国が定める要件に追加する要素（案）

現行項目

追加項目

※床板張りの場合に限る

参照：「気候風土適応住宅」の解説/一般社団法人 日本サステナブル建築協会

③ 図書の例・その他参考情報 各参考書籍の紹介

住宅・非住宅の各評価方法・計算プログラム入力方等の詳細は、以下の資料を参照してください。

〈ダウンロード先〉
国土交通省 オンライン講座資料ライブラリー
<https://shoenehou-online.jp/download/>



書籍名	住宅の省エネルギー基準と評価方法2023	住宅の省エネルギー設計と施工2023	仕様基準ガイドブック	設計・監理資料集
<div style="background-color: #ff9900; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">住宅</div> 表紙				
内容	住宅の省エネ基準と標準計算を解説(構造別2種類(予定))	省エネ住宅の設計・施工の事例を紹介(地域別3種類)	木造戸建て住宅の仕様基準を紹介(地域別3種類)	申請に係る図書の作成例や完了検査のポイントを紹介
書籍名	標準入力法 入力マニュアル	モデル建物法 入力マニュアル	モデル建物法(小規模版) 入力マニュアル ※2024年4月までに 公開予定	手続きマニュアル
<div style="background-color: #006633; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">非住宅</div> 表紙				
内容	標準入力法の入力方法を解説	モデル建物法の入力方法を解説	モデル建物法(小規模版)の入力方法を解説	制度概要や各種手続きの流れ、必要書類などを紹介

非住宅
住宅
共通

※今後、表紙の変更を予定

Point

- 省エネ基準に関するご相談・ご質問は、省エネサポートセンターで受付中。
- 設計・工事監理に関するご相談・ご質問は建築物省エネアシストセンターで受付中。

省エネ基準に関する問合せは

省エネサポートセンター

(一財) 住宅・建築SDGs推進センターで受付けています。

主に省エネ適合性判定の申請者及び省エネ措置の届出者を対象として以下の質問を受け付けています。

- 1) 住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラムの操作等
- 2) 省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項

受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

URL：https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html

メール：(住宅) hsupport@ibecs.or.jp
(非住宅) bsupport@ibecs.or.jp

T E L：0120-882-177

- ※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
- ※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

建築物省エネアシストセンター

(一社) 日本設備設計事務所協会連合会で受付けています。

受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

URL：<https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2>

メール：assist_center01@jafmec.or.jp

F A X：03-5276-3537

T E L：03-5276-3535

- ※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
- ※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
- ※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

情報提供サイトの整理

Point

- 国土交通省、国立研究開発法人建築研究所及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、それぞれ改正建築基準法・改正建築物省エネ法に関連する情報をホームページで提供中。

機関名	提供情報・URL	検索ワード例
国土交通省	令和4年改正 建築基準法について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html	「改正建築基準法」
	建築物省エネ法について（法令、制度全般、表示制度ガイドライン、様式） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html	「建築物省エネ法」
	資料ライブラリー（仕様基準ガイドブック、広報ツール等） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html	「仕様基準ガイドブック」
	法改正等について学べるオンライン講座 https://shoenehou-online.jp/	「建築物省エネ法オンライン講座」
建築研究所	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://house.lowenergy.jp/	「住宅 Webプログラム」
	非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://building.lowenergy.jp/	「非住宅建築物 計算」
	建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 https://www.kenken.go.jp/becc/index.html	「省エネ 技術情報」
住宅性能評価・表示協会	省エネ適合性判定・届出について（省エネ適判機関の検索） https://www.hyoukakyukai.or.jp/shouene_tekihan/	—
	自己評価ラベルの出力ページ（省エネ性能表示制度のラベル出力システム） https://www.hyoukakyukai.or.jp/	—